

御爲筋に
地は一命を
抛たん

準人正の
感動

立、蜂を拂候様にいやがり可申。浪華は實に公邊の御金箱とも可申所に候得共、何れも難有心配仕候て、御用金を差出候様に無之候ては、御爲不可然。若御前御在勤中杯に、御用金之御沙汰有之候は、何を以て市民共を御諭し被成候哉。此義を存候へば、此度之御下知は、御爲に甚不宣奉存候。

私儀は與力之身分にて、下賤之者故、上(將軍)之御容貌を奉拜候事も出来ぬ身の上に候得共、御爲筋之義には、一命抛ても相働さ申度奉存候。御前は別而是迄數年御昵近を御勤被成、日々朝暮御側に被爲在候事に候へば、此平八郎よりは、一入御爲大切に可思召候。斯く下賤之平八郎すら、御爲を存じ、此度一條御裁許をもとさ候罪不埒と有之節は、唯今即座に切腹にても可仕と覺悟仕て、申上候事に付、何卒篤と御勤辨被成下、萬一御裁許をもとさ候御答參候へば、此の平八郎一人其科を請、即座に切腹仕、外々様へは其科を掛申間敷と申述候へば、準人正

大鹽氣象

坂本鉉之
助所記

も、はらくと落涙被致、申所逸々尤至極に候。左候へば無程山城守へも會合之上、可及相談、其上何とか取計可申、其方も頭を差置、先に此方へ申聞候とあつては、山城守存意も如何に候間、此方は不承委にて、可罷在候間、是より早々山城守方へ參り、右趣山城守へ、可申述。左候へば後刻山城守より相談可有之候間、其節程宜く可取計今日身代限申渡之義は、何れ延引可致旨被申。再應江戸伺之取調と相成、昨今老輩の者、兩三人被申付、俄に必至に成取調候旨話なり。(咬菜秘記)如何にも之を見て、大鹽其人が、苟も自から信ずる所あれば、身を挺して、勇往邁進し、之を徹底的に成し遂げずんば息まざる氣象が、ありくと知らる。

尙ほ坂本鉉之助の所記は、比較的公平を得たるに庶幾き様だ。彼の所記によれば、彼は火槍術の師柴田勘兵衛に導かれて、文政四年四月の頃、始めて大鹽を訪問した。即ち前記の大鹽談話は、實際の事であつた。爾來彼は一人にて大

鹽を訪ひ、武備志などを借覽したが、大鹽が漸次盛に用ひられ、役用繁多なる爲め、態と遠慮して訪問しなかつた。其後八年、刀劍一覽の爲め、同好者と大鹽を訪うた。

鉉之助の大鹽賞讃

大鹽の面目

以後は一年の内、三兩度も面會の事も有之、又は絶て面會不致年も有之候。人の噂にては、殊之外短慮暴怒も有之やうに申候へども、貞(坂本)などが接眉の容體にては、人の申様にも見請不申、至極禮節等は正しく、萬端の話も至極面白く、其度に益を得ること多く、文武とも貞等より遙に優りし人と思ひし。歳は貞より二つ劣り候。如何様妄に政道を是非する僻は有之候得共、貞等が身には至極益ありと存候。政道を是非するは、大鹽本來の面目であつた。此れが遂ひに他日の直接行動を激成したのだ。

【三〇】 大鹽坂本問答

大鹽平生の心掛け

尙は大鹽平八郎が、平生の心掛け如何は、左記によりて其の一斑を知るを得可し。

坂本に向て學を勤む

此後(文政四年四月、最初柴田と興に訪問の後)貞(玉造口與力坂本鉉之助)一人參候節、頻に貞に學文を勧め、學文は貧苦の中にて、反て成就するものなり。天満組の與力六十、一人も學文の出来るものは無之、玉造、京橋の御組の方でなければ、學文は出来ぬと申。扱申には、貴兄(坂本)は、御城附の與力に而、武役專一の御方、僕(大鹽)は町與力にて、獄吏なれば、平日の公務は、甚懸隔たる事に候へ共、何事ぞと申節は、御城附は勿論、獄吏の僕等連も、皆一同に、此御城を警衛して、西三十三ヶ國を押へ申より外無之と存候。左様之節に至つては、貴兄之御頭様は、(城代)萬石以上の諸侯に候へば、相應の家臣等も有之、戦場の用に相立可申歟。是逆も一概當てには成不申、又

又城中守の工夫を語る

所謂の大
禮の工夫

僕が頭は、纔に三百俵や五百俵の小身にて、普代の家臣連も無之、多くは役中丈け平常の公務に馴れたる者を家來に雇入候事故、何ぞの節は、一人も當には相成不申、左様の節、急度此御城の一方をも堅固に警固致す所の御工夫は如何候哉。貴兄は御城附の御勤なれば、猶更御工夫可有之候。さあ御工夫は如何と尋る故、差當何の工夫も無之、今日弓を削、鐵砲を打、其外鎗劍等武技の稽古を心掛候は、皆其節の用と存候と答へければ、夫は申迄もなき武夫の常にて、我々共より遙に小給なる十石三人扶持の同心中にも、相應に出精いたし候。是等は唯一己の嗜にて、僅に武夫一人前の事。夫を以一方を堅固に警固するとは申されず候。頭の家來も何も頼に致さず、一己の力を以一方を守禦致す所の工夫に候と申故。眞の答に、愚昧にて中々左様な大度の處は、工夫も覺悟も無之候。定而貴兄は御工夫のある事と被存候。何卒其工夫承り度と申ば、側なる本箱より、何か半紙二三枚に書たる帳を出して、是を御覽被成と申故、手に取て見れば、

大禮の思

當地□□村渡邊村□□共の掟書なり。第一ヶ條は、御公義様御法度之事、決而相背間敷杯ありて、數ヶ條の末の一ヶ條に、我々ども運拙くして同じ人間に生ながら、畜生同様、人間交りも出來ぬ身なれ共、傳へ承るに、漢土にて樊噲といふ人は、屠者にて、我々の仲間なれども時を得て、王侯貴人に至られし事あれば、我々とても、公義御法度を能く守り、今日惡事を致さず、律義に職業を精出さば、後に時を得て、人間交りの出來る事もあるべき間、此掟の條々を、一統能く可相守といふ掟書の括りのヶ條也。其時平八郎申は、此處にて候。□□ども人間交りの出來ぬといふ所が、彼等之第一殘念に存る處にて、親鸞といふ智慧坊主、其處をよく吞込で、此方の宗門にては、□□にては、少も障りなし、信仰のものは今世こそ□□なれ、後の世には極樂淨土の佛にしてやらふと云ふを、殊の外難有思ひ、本願寺へ金子を上るを、□□程多き者はなし、死て後の有とも無とも、啗と知ぬとさへ、人間並の佛にすると云ふを、かく辱存るからは、只今直に人間に致し遣すと

必死とな
りて働く
人々

申さば、此上なく難有がり、火にも水にも命を捨て、働くべし。左すれば何事ぞある時は、五百や千の必死の人数は、忽得らる、事にて、夫を以、よく指揮を致して、急度一方を守衛すべき心得なり。

當時出水にて、此堤が危く、是を切ては數萬人の命にもかゝる故、是非防がねばならぬといふ時は、毎も□□を遣ひて防ぐ也。又市中の火災にても、爰は是非防がねばならぬといふ時は、又□□を遣ひて防ぐ也。其時は□□共必死になりて防ぐ故、是非死人怪我人三人五人無き事はなし。ケ様之時に、命を捨て働くものは、今時□□に及ぶものなし。是を以て能く指揮して、唯今本道の人間にしてやると申さば、又十倍の力を出して働くべし。さらば何ぞの時は、急度御用に立べし。去るに依て、平常其心得を以て、随分不便を加へ、又悪事を爲せば、嚴重に取計。既に□□共十五七人博奕を致す所へ、僕踏込て、一人も不殘召捕たる事あり。其節は捕縛も不足にて、□□どももの帯をときて、くくりし事あり。随分威も恵も失ひ不申様に致候に付、

坂本の感

□□ども僕の事は、至極畏れて、難有がり居候と申候。

貞其時は甚威心致し、中々大器量ある人にて、貞等が思慮の及ぶ所に無之と、唯閉口して聽居たり。扱是は文政四年にて、平八年廿八歳の時也。

〔咬茶秘記〕

(以上所關る差別的文句の續出するは、記者が自から筆したでなく、原文をその儘掲げたるもの。若し悉く之を改削せん乎、その意義をなさず、是れ史家として已むを得ざる業なり。既に此文は大正九年十二月大阪にて發行したる、中齋大鹽先生年譜にも掲げてある。)

坂本の言
の公平

云ふ迄もなく他日坂本は、大鹽の爆發に際して、討手の一人として最も功を立てたるもの。其言の大鹽に對して偏頗ならざるは、以て知る可し。然るに彼の語る所此の如し、如何に只だ一介の輿力として、大鹽の著眼點の非凡であつたかは、如上の物語りにて其の一斑を察す可きであらう。

得長官と相

高井大鹽
の三大功績

耶蘇邪黨
の捕索

【三一】長官高井と大鹽

大鹽は仕合せにも、其の長官と相得た。高井山城守實徳は、文政三年十一月十五日、大鹽が二十八歳の時、山田奉行より、大阪東町奉行に轉任し來つた。高井は既に六十を過ぎたる老人にて、大鹽とは其の年齢に於ては、倍を踰えてゐた。彼は如何なる眼識もて、大鹽を信任した乎。爾來天保元年七月、大鹽が三十八歳にして、仕を致し隱居する迄、兩人は殆んど水魚の關係を繋いでゐた。而して大鹽は此の十年間に、與力として、頗る名聲を博した。それには博するだけの仕事をした。その重なるものは、所謂三大功績であつた。

此事に就ては、大鹽が高井の天保元年辭職の表を上りて、未だ允されざるを聞きし、自から長官と進退を共にするの義によりて、骸骨を乞うたるに際し、招隱の詩を賦したる、其の序文中に、其の要領を掲げてゐる。

昇平二百有餘歲、上下事無し、文政十丁亥の歲、適ち吾が官長高井公任に

猾吏姦卒
の摘發

莅むの七年也。是歳の夏四月、公余に命じて、耶蘇の邪黨を、京攝の間に捕索し、以て之を窮治せしむ。日ならずして招伏就る焉。公之を府に申呈し、府之を東都の憲臺に聞す、三年の久しきを經て而して發落す矣。妖邪庶民を煽誘するの害、是に於て乎稍や息む。

十二年己丑春三月、公又余に命じて、猾吏姦卒の豪強と與に、潜かに隱交を通じ、以て政を蠹し、人を害する者を糾察す。而して其の汪連する所、要路の人の臣僕に及ぶ。歴世の官司之を知らざるに非ず、蓋し怖れ且つ憚る所ありて、而して之を遁す歟。爾るが若きは世を憂へ、民を思はざるの甚だしき者也。余公の忠憤に感じ、終ひに禍福利害を度外に置き、潜かに圖り密に策し、疾雷耳を掩はざるの遺意を施し、以て其の伏を摘し、其の姦を發く、魁首自刃し、餘黨各刑に藁街に就く、殛死する者若干人、其贓を擧ぐるに三千金あり、皆是れ民の膏血也、之を散じて以て肇めて犛獨を振恤するの法を建て、姦猾庶民を蠹蝕するの害、是に於て乎又た漸除く、而して無告人

鹽澤僧侶
の逮捕

京兆南都
亦風靡

高井大鹽の
贊

亦た蘇息に庶幾し矣。
 十三年庚寅春三月、公又た余に命じ、浮屠の汚行を沙汰せしむ。夫れ浮屠を
 檢束に與らしめざるに幾年ぞ。故に肆然婦女を犯し、魚鳥を食ふ焉。不頼
 の少年よりも甚だし。其の糞腥汚穢、邦を擧げて皆然矣、徒らに此の一方な
 らざる也。若し急に之を理めば、則ち必らず繁刑に堪へず、故に訓戒の令を
 敷き、施に再三に及ぶ、終ひに其の悛めざる者を逮捕する猶數十人。盡く海
 島に流竄す。邦人と與に齒せざらしむ、僧風是に於て一變す矣。
 且つ京兆（京都）南都（奈良）界浦（堺）亦た風靡す。其の官司、各貪饕吏を黜け、
 姦邪の僧を誅す、皆な公（高井）の後に由でざるは無し。然らば則ち公の擧、
 諸衙の嚆矢なる哉。
 惟ふに大鹽が、長官高井を贊するは、畢竟自から贊する所以であらう。而し
 て高井本來温厚の士、恐らくは如上の三大事件も、高井の發意より出で來りた
 るものでなく、大鹽自から其の發意者となり、之を長官高井に申請し、其の

頼山陽大
鹽送序

大坂の難
治

山陽の大
鹽贊

同意を経て、斷行したるものであらう。左なくとも兩人合議の上の事と見る可
 きものであらう。尙ほ大鹽の友人、頼山陽が、大鹽の官を罷め、尾張の宗家を
 訪ふを送るの序文にも、亦た此事を特筆してゐる。
 方今海内、勢三都に偏し、三都の市、皆な尹有り、而して大坂最も劇にして、
 且つ治め難しと稱す焉。蓋し地濶絶し、大府にして而して商賈の窟する所と
 爲る。富豪廢居に、王侯其の鼻息を仰ぎ、以て憂喜を爲すに至る。尹來り治
 むる者、更迭常ならざる者。乃ち屬吏子孫に襲いで故事を諳らんとす、掌故の
 如し。而して尹之を仰いで成る、成るに賄を以てす。上に盡し、下に浚す、
 猶賈に結び閭閻を延く、黠民爪牙と爲る。乃ち藩服の要人或は之が支黨と爲
 り、聲氣交通するに至る。君心ろに之を知る、而して主客勢懸り、苟媮傍
 觀す。吏良有りと雖も、衆寡敵せず、浮沈容るゝを取る而已。
 近時に至るに及び、乃ち吾が大鹽子起有り、吏群に奮ひ、獨立して撓まず、
 克く其の姦を治め、國家の爲めに、二百餘年の弊事を祛くと云ふ。蓋し上に

大鹽の盛名

高井君の尹爲る有り、能く子起を用ゆ、子起以て其の手足を展ばずを得る也。子起の始めて密命を受くるや、自ら度る、事濟らば國を補ふ、濟らざれば家を破る、家に一妾有り、之を出して累はす所無らしむ。然して後籌を運らし策を決す、指願親信、發摘意外に出づ、其の封豕長蛇爲る者を斃し、首を駢べて戮に就く、内外股栗す、乃ち其賊を擧げて三千兩金を得たり。曰く、是れ民の膏血也、盡く之れを小民に給し、因て犖獨を振濟す、事己丑(文政十二年)の春にあり。是より先丁亥(文政十年)妖民の蕃敷を持する者を治む、盡く種類を抉ぐる。庚寅(天保元年)又た浮屠の汚行者を汰し、先づ戒勅を申べ、悛めざる者は流竄す。群邪屏息、京畿諸術に至るまで、風を承け、貪墨を黜け、公廉を奨む。此時に當りて子起の能名三都の間に震ふ、其名を呼んで以て相怖るに至る。

高井能く大鹽を用ふ

此の如く大鹽をして、其の盛名を三都の間に震はしむるに至りたるは、全く其の長官たる、大阪東町奉行高井山城守の寛裕にして、能く大鹽に専任し

て、疑はなかつた爲めと云はねばならぬ。

高井の大鹽駕御

彦坂和泉守の大鹽愛用

大鹽後素は大坂東御役所の屬吏也。予外祖父なる和泉守、この東廳に尹たる十年間、この平八郎を特に愛して始終側近く呼び置て使用し、平八々と重寶にせしゆへ、與力仲間にも大にこれを姐疾して、御奉行さまの御小間遣ひとあだ名をせし程なり。然れども和泉守鑑する所あつて、彼れに腹心をあらはさず、予が父なるもの、その頃幼なりしを、平八に囑して素讀を受けしめ、父に命じて曰、汝を平八に託して、彼が宅に通學せしむるの條、よく眼をその室中に注て物色せよと、ひそかに戒嚴せしに、平八よくこれを默識心通して悟り得、父に接する、敬禮を悉くして失はず。然るに和泉守同役荒尾但馬守が譚に逢ひ歸府を命ぜられ、小普請支配に轉じ、即日御目附の高井準之助これに代つて大坂の市尹を命ぜらる。この日營中にて準之助に後事を託するの序謂て曰、東廳の與力に大鹽平八郎なる者あり。學文も有之候が、一體天賦の敏捷なる、實に無聲に聽て無形に見るの駿速なるは聞レ一悟レ十也。乍去油斷のならぬくせものなれば、其御心得御注意有之度と忠告せしに、高井氏よくこれを領し得て控御せしゆへ、平八又その伎倆を逞ふして、切支丹捕縛等の大功を建てたり。後年高井氏歸府の後、予が父に面する毎に、尊大人の忠告によつて汗血馬を鞭策し終りて候と謝しけると云々。和泉守及び高井氏ともに、彼れが事を擧げざるに先だちて養を易へたる

和泉守の高井忠告

により、天保八年二月十九日の兵火は知らず。(燈前一睡夢)

【三三】 所謂る切支丹黨與の罪案

妖教退治
一件

抑も前記の大鹽平八郎三大功績を、具體的に語れば、
第一は、豊田貢等の妖教退治一件だ。此れを切支丹邪宗門一件糾弾と云ふは、
果して事實の真相を得たるや否や、聊か疑無きにあらず。兎に角文政十年四
月、大鹽平八郎三十五歳の時、長官高井山城守の命を承け、妖教の黨與を京
攝の間に捕索し、八月に至りて、其の審理成り、之を大阪城代松平伯耆守宗
發を経て、幕府評定所に差出し、十二年十二月、城代太田備後守資始の手を
經て申渡され、足掛け三年を経て落著した。

所謂る妖
教の起り

文化年間肥前唐津の浪人水野軍記妖教を唱へ、豊田貢なる女(五十四歳)其の秘法
を傳へ、京都八阪に、表面豊國神と稱する祈禱所を設け、内實妖術を行つた。
其の配下なきぬ(五十九歳)さの(五十六歳)の二女あり。盛に愚夫愚婦を誑惑して、
金品を掠めた。

妖教黨與

而して其の黨與には軍記門人、伊良子屋桂藏、岩井溫石、高見屋平藏、藤田顯
藏等あり、京攝播但の間に、妖教復興を計畫したと云ふとが、其の罪案の主旨
だ。

張本人水
野軍記

張本の人物水野軍記は、島原切支丹の傳統の者らしく、常に天帝の畫像なるも
のを所持して、四方に漫遊し、寛政中京都に入りて、二條家及び閑院宮家に
仕へ、非行ありて、文化十四年出奔したるも、途に捕はれ、家財沒收の上放逐
せられた。文政三年西國より長崎に遊び、五年再び京攝に歸り、遺言して、恥
洒しなればとて、其の墓碑を建つるなからしめ、文政七年十二月二十二日没
した。

豊田貢

豊田貢は京二條新地明石屋の遊女で、後ち土御門家配下の陰陽師齋藤伊織の妻となり、三十五六の時、伊織が宮川町遊女某を誘うて出奔するに及んで、偶々水野軍記に會し、其の門人となりて、秘法を傳へたと云ふ。

軍記の秘法

軍記の秘法は、果して切支丹に由來したる乎、否乎、的確ではない。但だ彼が藏品中には、天帝如來の畫像や、若干の禁制書類があつた。傳法の次第は、第一、浴水及び不動心の修行だ。そは夜中深山幽谷の中を跋涉し、瀧又は井水に浴し、身を清め、心膽を養ふことだ。貢は修行三十日強、さぬは二年餘、そのは七年餘にて、漸く傳法となつた。さぬは攝津伊丹の出生にて、幼にして父母に離れ、十六歳の時京都に出で、下女奉公をなし、七條塗師屋町京屋喜兵衛の女房となつたが、文化元年に寡婦となつた。さぬは當歳にて父を失ひ、七歳にて母を失ひ、十六歳にて祖父母を失ひ、三十四歳にて夫を失うた。彼はさぬと姉妹の約を結び、且つ同人より此の法を受けた。何れも寄邊なき者共であつた。

傳法の次

傳法の時には、此法は天下嚴禁の切支丹宗門天帝如來を念ずるものなれば、萬一事項はれて嚴科に就くとも、師名及び傳來の次第を、白狀す可きでない。其身一人仕置になるは、榮花の上の榮花と思ふ可しとの申渡がある。而してその宣誓が濟めば、センスマルハライソの陀羅尼を教へ、二六時中一心に之を無聲に唱へしめた。

修行者宜

又た其の宣誓の際には、天帝如來の畫像の胸と覺しき所に、血を濺いで、其教を奉ずるを誓ふのだ。貢は右の中指を突いて、其血を濺ぎ、さぬは、貢差圖の通、指血を濺ぎ懸けた。

果して切支丹か

併し此れが果して切支丹であつた乎、否乎は疑問だ。大鹽は全く斯く審理して、其の案を作りて具申したが、幕府詮議の長引きたるは、畢竟それに異論があつた爲めであつたらしい。

評定所の疑念

文政十一年十月、此の一件は幕府評定所の手に移り、翌年五月、右一座から、一件吟味仕直に付き、老中へ内意を伺うた書中には、「異術を以て、奇怪の義を

仕成、人の耳目を驚候は、必切支丹に限候儀にも有之間敷」と云ひ、又さのは、長崎にて踏繪を踏み、繪姿を見てより、信心愈増したりと云ふは、踏繪の無効を示すも同然、「旁以容易に切支丹宗門修候ものとは治定致兼候儀に可有御座處、掛り見込は全右宗門致修治候ものと相極吟味詰候儀に御座候」と云ひ、幕府の内意を伺うたが、幕府では掛り見込の如く、切支丹宗門と差極めて判決せよと命じ。此に於て評定所は同年七月、評議書を差出し、十二月五日高井山城守より、愈よ仕置を申渡すととなつた。貢、さぬ、さの、桂藏、平藏、顯藏は、大阪三郷町中引廻の上、礫に處せられた。さの、さぬ、桂藏、顯藏四名は、病死に付、鹽詰の死骸を、その通りに處分した。而して其の黨與及び連類、皆なそれ／＼處分せられた。(幸田成友著大鹽平八郎) 惟ふに此の一件は、果して大鹽の功と云ふ可き乎、否乎。彼は當初より之を以て、切支丹の餘黨となし、先入の見を以て、強ひて之に牽さ付けた。即ち羅織、鍛鍊以て此の罪案を作り上げた。手柄と云へば手柄だが、酷吏の治獄に類す

黨與連類處分

酷吏治獄の類か

すと云ふも、恐らくは辯解の辭があるまい。

【三三】 奸吏と破戒僧

奸吏處分

得與力の役

三大功績の二は、奸吏及び其の與黨の處分だ。此れは文政十二年三月、大鹽平八郎三十七歳の時だ。彼は其の巨魁西組の與力弓削新右衛門に迫つて、詰腹を切らせ、其の附隨者數名を礫し、其の餘黨十數人を改易した。抑も大阪の町奉行附の與力は、高二百石、實收八十石に過ぎず、同心は僅かに十石三人扶持で、役に付けば、別に手當もあるが、それも僅少のものだ。然るに彼等の福利は往々二千石位の生活をしたと云ふ。そは年頭と入朔には、三郷町々、又は諸株仲間からの附届があり、其他臨時の收入が澤山ある。例せば商業上の訴訟の和解の如き、掛與力には、原被双方から禮金を出す、御用金が濟

んだと云へば、掛與力に禮金を出す。是等は當然向ふから持參するものだ。されば町與力にして少しく自から食らんとせば、收入の道は幾許もある。其下の同心も亦た然り。而して與力同心の出役に伴ふ天満、天王寺、鷺田、千日前四ヶ所の長吏、小頭、若者の如き、亦た虎威を假りて、威福を逞うし、市民を虐げ、其の憂を爲す少くなかつた。

弓削新右衛門の食慾

弓削新右衛門は、西組與力の吟味役にて、西町奉行内藤隼人正の眷寵を得、而して四ヶ所の長吏、天王寺の安兵衛、鷺田の勘五郎、千日前の吉五郎、及び新町妓樓の八百新等、其の爪牙となりて、大いに良民を悩ました。八百新は己が女を進めて、新右衛門の妾となし、屋後に燕居を構へ、日夜同惡を延いて密議した。室中紙障の格、瑠璃を以て作る、其の奢侈以て類推す可しだ。

大鹽の糺弾

弓削は東町奉行高井山城守の組下ではない。されど餘りの惡事を見かねて、遂ひに大鹽に其の糺弾を命じた。此に於て大鹽は其の一妾さへも出し、一切の係累を絶ち、必生必死の覺悟もて此事に従ひ、遂ひに之を處分し、其の贖三千

餘金を擧げて、細民を賑恤したる次第は、既記の通りだ。(參照 三二) 但だ憾らくは、大鹽事件の爲めに、其の記録が湮滅して、其の事實が精しく傳はつてゐない。

破戒僧侶處分

將た三大功績の第三は、破戒の僧侶の處分であるが、此れは天保元年三月、彼が三十八歳の時だ。其の顛末も、精しく語る可き資料は無い。然も彼が豫じめ戒告を出して、破戒の僧侶を反省せしめ、其の之を聞かざるを見て、卓厲風發、其の一掃的の手腕を振うたとは、之を想像するに難くない。

古賀侗庵の大鹽觀

尙ほ天保八年九月十五日附にて、江戸の古賀侗庵の著にかゝる「學迷雜錄」は、大鹽事件を距る、才かに半歳餘に過ぎず。然も其の云ふ所、賴山陽の序文〔參照 三一〕などとは、全く表裏相ひ反するものがある。然も一説として、茲に掲げて置く。

豊田の怨

或は曰く、貢(豊田)の刑に就くや、固より自から其罪を知る。(參照 三三) 然も亦、後素(大鹽)の慘虐不道を惡む。謂て曰く、嗣で後幾時も無く、汝亦た

弓削處分の冷酷

大鹽退官の因

必らず吾の今日の如けん矣。既にして果して然り。或は曰く、貢の崇奉する所、陀羅尼天と名づく、佛敎中の一邪法、固より上の厲禁する所、然も罪は流に止まる。後素自から其能を擢んと欲し、故らに誣ゆるに祓教を以てす、貢の怨を積む此に由ると。以上は豊田貢の處分に關する批判だ。尙ほ弓削處分に就ても、古賀侗庵は、左の如く記してゐる。

天満與力弓削七左衛門、班後素の右に在り、貪墨威福を擅にす、固より辜有り、而して那んど誅に至らむ。後素其罪を列して上司に白す、又た從て而して之を羅織す。重典に寘くに當つて、因りて迫脅して自刃せしむ。而して其の子を以て祿を襲がしむ。此れよりして衆後素を畏れ、目を側て足を禁す。

如何なる事物にも、兩面がある。大鹽の功績は功績として、其の反面に於て、彼が剛銳果敢の氣を濫用して、此れが爲めに、或る方面からは嫉妬せられ、或

る方面から怨憎せられ、或る方面から畏惡せられ、遂ひに三十八歳にして、其長官高井山城守の老を以て、辭職を乞ふの事を聞くと與に、身を以て退くの止む可らざるに至つたのであらう。乃ち彼は其の進退に於て、機を見るに庶幾しと云はねばなるまい。今ま假りに高井の告老なしとするも、恐らくは大鹽は盛名の下、久しく居り難き事情が、出で來つたであらうと、推察す可き理由が存する。

【三四】大鹽の辭職

辭職表面の理由

大鹽平八郎は、天保元年七月、三十八歳にして辭職した。此れが彼に取りて圓滿辭職であつた乎、否かは問題であつたが。表向の理由は、其の長官大阪東町奉行高井山城守と、進退を與にすると云ふことであつた。

昨夜閑窓夢始靜。今朝心地似僊家。誰知未乏素交者。秋菊東籬潔白花。

此れが彼の招隱の詩だ。

其の内實の理由

彼が辭職の理由に就ては、彼は彼の同僚其他が、彼の聲望を嫉み、彼の勇往果爲が、衆人の怨府となりたる爲めと云ひ。或は大鹽の偶然乗りたる輿夫が、其の大鹽たるを知らず、世間噂さとして、大鹽様も、今が退き時であらうと語りたるに、感したるが爲めと云ひ、種々の説がある。但だ彼の友人頼山陽が、彼の名古屋宗家を訪ふを送るの序文中の一節、能く其の事情を曲盡してゐる様だ。

山陽の觀

今茲(天保元年)七月、高井君老を告げ代を請ふ。子起(大鹽)作て曰く、君退く吾烏ぞ敢て獨り進まむ、遂に意を決し、力めて退くを請うて允を得たり。聞く者驚愕せざる莫し。野人頼襄有り、獨り曰く、子起固より當さに然るべし、然るに非らずんば、以て子起と爲すに足らず。吾は彼其心壯にして而して身

山陽大鹽を戒む

贏、才通じて而して志、价、功名富貴を喜ぶ者に非らず。喜ぶ所は間に處し書を讀に在るとを知る。吾嘗て其の精明を過用し、銳進折れ易きを戒しむ。子起深く之を納る矣。而して已むを得ずして起つ、國家の爲めに奮うて身を顧みざる而已。然らずんば安んぞ能く壯強の年、衆望翁屬の時に方りて、權勢を奪ひ去り、毫も願戀無らん哉。唯だ然り、故に嘗て其の任用に當りて、請託を呵斥し、苞苴を鞭撻し、凜然之を望む者をして、寒氷烈日の如くならしめ、以て此効を成すを得たる爾。故に子起を観る、其敏に於てせずして、而して其廉に於てし、其の精勤に於てせずして、其の勇退に於てす、聽く者以て然りと爲す。

勇退の眞

要するに大鹽の身邊は、其の長官高井と進退を與にせねばならぬ必要の事情が、存在したるに相違あるまい。山陽は其處までは突き込んで明言せざるも、其の「精明を過用し、銳進折れ易きを戒め」たる一句を味へば、餘意文字の外にあるとが判知る。大鹽も決して無暗に進退する漢ではない。彼の勇退には、

大鹽講學
授徒の始

必らず其の理由が存在したるに相違あるまい。而して其の理由は、實に頼山陽の所言に徴して、之を察するに難くあるまい。然も大鹽は隠居して、決して水邊林下の閑人となるではなかつた。彼は一方では獄吏であり、他方では道學先生であつた。彼が講學授徒は、何年頃から始つた乎、そは分明でないが、二十歳前後から既に若干の門人はあつた様だ。按ずるに先生の開塾は、年紀明かならざれども、是より先き文化八九年に、橋本忠兵衛名貞字含章同十一年に、竹上萬太郎弓奉行組同心等の門人となりしは、評定所文書に記する所にして、次で白井孝右衛門名履字尙賢庄司義左衛門東組同心等來り學び、吉見九郎右衛門、渡邊良左衛門の從學を見たる等、文化十三年、早く既に門人數十人ありしを知るべし。

〔中齊大鹽先生年譜〕

洗心洞學
堂の始

而して所謂の洗心洞學堂は、文化十四年彼が二十五歳の頃より始まつた様だ。尙ほ文政十年閏六月十五日、彼三十五歳の時、頼山陽京都より來り、彼を訪

ひ、其壁に留め題したる詩は、能く當時の模様を知るに足るものがある。訪ニ大鹽子起、謝客而上衛、作此贈之、丁亥閏六月十五日訪

頼 襄

上衛治ニ盜賊○歸家督ニ生徒○擲卒候門取ニ裁決○左塾猶聞喧ニ咄語○家中不レ約鬻獄錢○唯有難難萬卷書○自恨不暇仔細讀○五更已起理案牘○知君學推王文成○方寸良知自昭靈○八面應鼓有餘勇○號君當呼小陽明○吾來侵晨及未出○交談未半戒鞭撻○留我恣抽滿架帙○坐聞蟬聲在簷榭○巧勞拙逸不足異○但恐磔折傷利器○祈君善刀時藏之○留詩在壁君且見○此れが彼が在職中の事だ。されば彼は其の職を抛つて、決して無事に苦しむ憂は無かつた。

第七章 大鹽の講學

【三五】 教育者としての大鹽平八郎

大鹽の勢

辭職しても大鹽は、決して無爲無事にて暮らさなかつた。彼は此れより愈々道學先生の本能を發揮して、陽明派の學者として、關西に鬱然たる一勢力を作した。

洗心洞學名學則

彼が學問に於ける進修の次第は、既記の通りだ。(參照 二五、二六) 而して其の洗心洞學名學則なるものに就て見れば、彼は學問上に於ける、抱負の輪郭は、自から分明である。

弟子余に問ふて曰く、先生の學之を陽明學と謂ふ乎、曰く否。之を程子學朱子學と謂ふ乎、曰く否。之を毛鄭賈孔訓詁註疏學と謂ふ乎、曰く否。仁齋父子の古學乎、抑も徂徠詩書禮樂を主とするの學乎、曰く否。然らば則ち先生

所關孔孟

一仁を求むるに在

の適從する所を、將た何の學耶。曰く、我が學は只だ仁を求むるに在る而已矣。故に學に名無し、強ひて之を名く、孔子孟學と曰ふ焉。曰く、其說如何。曰く、我學大學、中庸、論語を治むる也。大學、中庸、論語便ち是れ孔子の書也。孟子を治むる也、孟子便ち是れ孟氏の書也。而して六經皆な亦た孔子制定の書也。故に強ひて之を名けて孔孟學と曰ふ也。毛鄭賈孔の學、則ち只だ經書の名義を註釋する也。程朱の學、大抵經書の精微、性命の底蘊を説破する也。陽明先生の學、其中に就て、易簡の要を提ぐる也。仁齋、徂徠は則ち特に其の唾餘耳。嗚呼孔孟の學、一仁を求むるに在り、而して仁は則ち遽かに手を下し難し。故に或は其の訓詁註疏を讀み、而して其の影響を求む。或は其の居敬窮理の工夫に因りて、以て其の精微を探る。其の底蘊を窺ひ、或は良知を致し、以て其の易簡の要を握る。而して畢竟各皆な孔孟の學に歸する而已矣。然り而して孔孟數千百歲以前、既に逆じめ數千百歲の後、諸儒各意見を争ひ、宗を立、派を分ち、以て同室の鬩を爲すを知る矣。故

只孝に在る而已

に孔子孝經を以て曾子に授け、而して之を至徳要道と謂ふ。孟子亦た曰く、堯舜の道孝弟而已矣と。是を以て之を考れば、則ち四書、六經の説く所の多端と雖も、仁の功用遠大と雖も、其の徳の至、其道の要、只だ孝に在る而已矣。故に我學孝の一字を以て、四書、六經の理義を貫く、力固より及ばず、識固より足らず。然も諸れを心に求、而して眞に心中の理を窮む、將さに死を以て斯文に従事せんとす矣。故に直ちに孔孟學と曰ふ、是れ乃ち僧に似て而して僧ならず矣。吾徒小子、宜しく奉遵すべし焉。而して若し我が學を問ふ者あらば、則ち之を以て答へて而して可。

洗心洞入學盟誓書

此れが彼の學問の大綱だ。而して其の洗心洞入學盟誓は、則ち左の通りであつた。聖賢の道を學び、以て人と爲らんと欲せば、即ち師弟の名、正さざる可らざる也。師弟の名正さざれば、則ち不善醜行有りと雖も、誰か敢て之を禁せむ。故に師弟の名、誠に正しければ、則ち道其の間に行はる。道行れて而して

聖學の意を失ふべからず

雜書を讀むべからず

毎日の業

善人君子出づ焉。然らば則ち名は問學の基也。正ざる可ん哉。某孤陋寡聞なりと雖も、一日の長を以て、其責に任ず、則ち師の名を辭するを得ず。而して其名の壞ると壞れざると、大率ね下文條件の立つと、立たざるとに在り。故に盟を入學の時に結び、以て預じめ其の不善に流るゝの弊を防ぐ。忠信を主として、而して聖學の意を失ふ可らず矣。如し俗習の爲めに牽制せられ、而して學を廢し、業に荒み、以て奸細淫邪に陥らば、則ち其家の貧富に應じ、某(大鹽)告ぐる所の經史を購ひ、以て出さしむ焉。其の出す所の經史、盡く諸を塾生に附す。若し其の本人、而して出藍の後、各其の心の欲する所に從ふて可。

學の要は躬ら孝悌仁義を行ふに在る而已矣。故に小説及び異端、人を眩するの雜書を讀む可らず。如し之を犯さば、則ち少長と無く、鞭扑若干、是即ち帝舜扑教刑を作るの遺意、而して某の創むる所に非らざる也。毎日の業、經業を先にして、而して詩章を後にす。如し逆に之を施せば、

放逸を禁す

出入の戒

家事變故

公罪處置

則ち鞭扑若干。

陰に交を俗輩惡人に締び、以て樓に登り、酒を縱にする等の、放逸を許さず。如し一たび之を犯さば、則ち廢學荒業の譴と同じ。

一宿中私かに塾を出入するを許さず。如し某に請はず、以て擅に出づ焉、即ち之を辭するに歸省を以てすと雖も、敢て其の譴を赦さず。鞭扑若干。

家事變故有らば則ち必らず諮詢す焉、之に處するに道義あるを以ての故也。

某人の陰私を聞かんと欲するに非らざる也。

喪祭娶嫁、及び諸の吉凶、必らず某に告げ、與に其の憂喜を同くす。

公罪を犯さば、則ち族親と雖も、掩護する能はず。諸を官に告げ、以て其の處置に任す。願くは僮僕們小心翼々、父母の憂を貽す莫れ。

右數件忘る、勿れ、失ふ勿れ、此れは是れ盟の恤なる哉。

以上によりて、彼の教育法の如何を知る可く、併せて以て彼の師道の嚴にして

惠、其の恩威の兩ながら能く行はれたるを察す可し。

大鹽の妻女離別

平八郎人物

妻離別の理由

大鹽平八郎、氏は源、名は後素、其人となり潔白を好み、氣質衆人に異なり、言語方正、胸中洒落、小心大膽、文武を兼備せり。少年より兵書を座右にし、且武術流の砲術を極め、また王陽明をしたひ、議論文章に巧みなり。増補孝經彙註、儒門空虛集語、洗心洞劄記等を著述し、今世に行はる。都て周旋處置、近藤貞固に彷彿たり。嚮に高井城州浪華の町奉行たりし時、かれを見出して吟味の係となしければ、即日妻を離別して、後會て婦女を近付す、奴僕をして薪水をとらしめたり。其故は若し妻ある時は其ちなみもて訴訟の事に頼を容るゝものあらんには、百に一二は聞届る事もあらんれば、おのづから勤務の妨となるは必定なれば逆、久離せりと聞ゆ。其時妻の衣服調度の料として金拾兩を出し與ふ。妻は仰天して歎き悲しめ共、逆もかく逆決行せらるゝうへは言語を費すとも詮なしとあきらめて、なくなく其言にしたがひしとぞ。又文政の頃耶蘇の法京攝に行はるゝ時、晝夜の差別なく、肝膽を碎きて穿鑿をとげ、明白嚴重に裁斷せし始末、實に人の及ぶべきにあらず逆、厚く賞與を蒙りしとぞ。(此時班をすゝめられて御譜代になされ、白銀十枚を賜はる)。此事人の口碑に残れり。後高井城州職を轉せられければ、平八郎も務を辭して、家督を格之助に譲り、年未四十に足らずして閑人となり、文武の道場を開き從學する者多しといふ。現此度の一條は何たる譯

歎知され共、是全く狂氣を發していたす所ならん歟。洗心洞は平八郎が別號なり。
天保八年丁酉二月廿八日 烏有翁誌〔巷街實說〕

【三六】大鹽の教育法

讀書要目

彼が塾生に課する讀書の要目は、左の通りであつた。

- 孝經 増補孝經彙註並鄭註本
- 古本大學 序解
- 中庸 朱註
- 論語 朱註
- 孟子 朱註

右一經四書

程傳 書 蔡氏集傳

詩 呂子讀詩記並朱子集傳

禮記 陳氏集傳並三禮義疏

春秋 三傳 儀禮 三禮義疏

右七經三傳

傳習錄 朱子小學

四名公語錄 近思錄

陽明子集類 王門諸子書類

程朱書類 有口訣

歷代理學名賢書類 有口訣

右理學

二十一史 通鑑綱目

第七章 三六 大鹽の教育法

讀史管見 名臣言行錄 各有口訣

右史類

八大家文集之類 杜詩及十五家詩選之類

右詩文

以上が洗心洞の學則だ。

大鹽の鞭

彼が入學盟誓に掲げたる如く、苟も之を犯す者には鞭扑若干を與へた。それは決して空文でなく、實際であつた。彼の門人吉見九郎右衛門が、大鹽の事を擧ぐるに先んじ、密訴したる文中に、

元來平八郎儀、氣分高く、剛陽勝候性質に付、平生門人教方嚴敷、長幼之無差別、折々大杖に而打擲いたし候得共、意念之不正を懲候付、過惡を改善に遷候様相成、師弟之交、誠實を盡候付、皆恩に感じ、恭敬厚くいたし候故、申聞候儀了簡に違候儀有之候而も、一言之論談いたし候ものも無之。〔吉見九郎右衛門密訴〕

惠養周至

とある通り、彼の恩威は、兩ながら門人に徹底してゐた。古賀侗菴曰く、後素の門生を教督するや、其の嚴峻を極む、平生輕しく門を出るを許さず。少しく情容有れば譴責立ろに加はる。故に弟子座に在る肅々如也。一日經を談ず、聽く者津を以て指に點して而して經を翻へす。後素之を尤む。未だ幾くならずして復た然り、後素大いに怒り之を叱して曰く、放心此の如し、何を以て學を爲さむ。然も弟子を惠養する殊に周至。間中貧者有れば、輒ち己が財を散じて以て之を賑濟す。又た諸弟子の饒者をして乏しき者を周恤せしむ。故に其塾に入り、諸の弟子を觀るに、舉皆な衣服楚楚、一人の藍縷困瘁の者無し。〔學迷雜錄〕

恩惠綢繆

後素及門の士に於ける、恩惠綢繆父子の如し、加人松本保次郎後素入室の弟子と爲る。數年前疾亡、後素悼惜甚だ殷、門生輩厚く之を葬る、財給せず、後素に請ふて五金を資す、後素立ろに十金を出して之を予ふ。而して之れ

是皆反對者の言

氣魄人を壓す

身を以て門生を率

が爲めに心喪十日。後素勞ら刀圭（醫術）を解す、家塾中常に藥籠を置く、門生疾痰に嬰る、親ら指劑して以て之を治む。（同上）
前の一項は、裏切者の密訴であり、後の二項は、彼の反對者の所言だ。而して兩者期せずして此の如し。亦た以て如何に、彼が門人を遇する、尋常一様の先生と、撰を殊にするを知る可しであらう。

朝は常に八ツに起きて天象を觀、門人を召して講論す。冬日と雖も、戸を開いて坐す、門人皆堪へず、而も中齋は依然として意と爲さず、その氣魄の人を壓する、門人敢て仰ぎ視ず。その家にあるや、賓客の來ること虚日なく、又た自ら立ちて門人に武技を教ふ、終日多事なり、而して其の讀書該博なること此の如し。抑も又怪しむべきなり。（池田草庵開書）

彼は實に身を以て其の門生を率ゐた。而して其の門生に文武の道を教ふるや、月並的の講釋や、演習でなく、皆な活問題を捉へ來りて、彼等の自得を促がした。

大鹽心事

吾既に職を辭して而して隱を甘んず。險を脱して而して安きに就く。宜しく高臥して勞苦を捨て、以て自性を樂しむべし。然も夙とに興き、夜は寢ね、經籍を研き、生徒に授くる者は何ぞや。此れ好事ならず、是れ糊口ならず、詩文を爲らず、博識を爲さず、又大いに聲譽を求むるを欲せず、再び世に用らるゝを欲せず、只だ學で而して厭はず、人を誨へて倦まざるの陳迹を粉得するのみ。世人怪しむ莫れ、又た罪する莫れ、嗚呼心太虚に歸するの願ひ、則ち誰か之を知る乎、我獨り自から焉れを知る耳。（洗心洞劄記）
是れ彼が天保二年、辭職の翌年、自から記する所、而して彼の著述古本大學刮目、及び洗心洞劄記は、實に此の間に成つた。

〔三七〕 大鹽の學說

學說綱要

大鹽が學問上畢生の受用は、悉く洗心洞筭記に、掲げてゐる。而して彼の所謂學說の綱要とも云ふ可きは、其の序文に掲げてある。先生學を論ずる、人情に協はざる者五焉。一に曰く太虚。二に曰く良知を致す。三に曰く氣質を變化す。四に曰く死生を一にす。五に曰く虚偽を去る。夫れ太虚釋老に似たり、良知を致す、朱學に敵す、氣質を變化す、客氣勝心者の難しとする所、死生を一にする、凡庸怯懦輩の忌む所、而して虚偽は則ち中人已下、無始の妄縁、其の血肉の間に攪和せざる者鮮し矣。故に一として其意に逆はざるはなし、世の惡みを免れんと欲するも得ん乎。……余對て曰く、誠に然り、誠に然り、而して子等此の五者を以て先賢の成語と爲す乎、又た我の創説と謂ふ乎、我の創説則ち宜しく後慮有るべき也。先賢の成語、而して吾特に之を發揮する焉耳。則ち又た何んぞ患るに足らん哉。

(洗心洞筭記自述)

大虚太虚

而して此の五者の中に於ても、彼が尤も得意としたるは、太虚説だ。

唯一種の唯心説の

大虚の一
大虚の

軀殼外の虚、便ち是れ天也。天は吾心也。心は萬有を葆含す。是に於て焉悟る可し矣。故に血氣有る者、草木瓦石に至るまで、其の死を視、其摧折を視、其の毀壞を視、則ち吾心を感傷せしむ。本と心中の物たるが故也。若し先づ慾有りて而して心を塞ぐ、則ち心虚に非ず、虚に非らざれば、則ち頑然一小物、而して天體に非らざる也。便ち骨肉と與に既に分隔したる、何んぞ況んや其他を耶。之を名くるに小人を以てす、亦た理ならず乎。彼の太虚説は、要するに一種の唯心説のみ。彼が書翰と共に、其の劄記を佐藤一齋に贈り、其の意見を求めたるに際し、一齋が答へたる書中に、就中太虚之説、御自得致敬服一候。拙も兼々靈光の體、即太虚と心得候處、自己にて太虚と覺、其實、意必固我之私を免れず。認賊爲子之様に相成、難認事と存候。貴君精々此所御著力被成候へば、即御得力爰に可有之と存候。尙も實際に御工夫被著かすと祈入事に御座候。流石に老功なる一齋は、大虚の弱點を見抜き、茲に頂門の一針を下してゐる。

所謂「自己にて太虚と覺、其實、意必固我之私を免れず」の一句は、恐らく大鹽が遂ひに自覺し得ざる一大缺點であつたらう。彼は天地と一體の積りであるが、其實天地を、彼と一體ならしめんとしたる者であつたらう。而して茲に所謂「天満流の我儘學問」が、其の根を張り、其幹を長じたること、なつたであらう。

洗心洞割の重要

彼が如何に洗心洞割記を、重要視したるかは、其の刊行の歳—天保四年—七月、一本を伊勢朝熊嶽の絶頂に燔き、以て天照太神に告げ、一本を富士嶽の石室に藏め、以て後の學者を俟たんとしたるを見ても判知る。彼は天保四年七月十日、大阪を發し、駿河に赴き、其の十七日に富士山巔に上りて、其の志を遂げ、山上に一宿し、曉月朝暾を同時に拜して、太虚の二首を得た。

口吐太虚—容ニ世界—太虚入口又成レ心。心與ニ太虚—本一物。人能存レ道唯今乎。
千年雪映ニ千年月。况復紅輪未曉昇。下界祇今猶ニ夢寐。枕頭暗暗五

足代弘訓との關係

更燈

歸途伊勢山田に至り、御師足代弘訓の家に寓す。而して告ぐるに朝嶽燔書の事を以てしたが、弘訓は彼に勸むるに神宮に附屬する宮崎、林崎兩文庫に献納するの、却て善きを以てし、彼も之に従うた。尙ほ評定書の吟味書によれば、弘訓は天保四年出坂の砌知己となり、同六年中齋（大鹽）來勢の節、天竺には釋迦、漢土には孔子あれども、日本には未だ聖人なし。某兼々修學發悟いたし、近々聖人と爲るべき所存なるにより、心力を注いで作つた割記を、朝熊岳に燒捨てくれよ、然らば其烟天に通じ、愈よ聖人と爲るべしとの話を聞き、奇怪の申分、發狂したのでは無いかと思ひ、其後は往復も打絶へ云々。とある。此れは大鹽事件以後の申開らきにて、固より事實其儘ではあるまじく。特に朝熊山燔書云々は、天保四年の事にて、年時も相違してゐる。然も此言によりて、如何に大鹽の鼻息が荒らかつたとが想ひやらるゝ。



【三八】隱居後の大鹽

道學先生
すたる能は

一大自我
の塊

吏僚間に

大鹽は著述をした、門人をも教導した、交友も追々と廣くなつた、時には尾張の宗家を見舞ひ、其他の旅をもした。彼は此の如くして一生を送るに、何等の不足は無かつた。然も彼は一個の道學先生と成り濟す能はなかつた。彼は太虚などと口僻の様に語つたが、然も彼自身は、一大自我の塊であつた。孔子は意無く、必なく、固無く、我無しと云うたが、彼は之に反して、意必固我が結晶であつた。加ふるに彼は氣が勝ちつゝ、其の肉體は寧ろ羸弱であつた。文政九年彼歳三十四の時には、先年來の肺病にて、劇職を厭ひ、辭意を長官高井山城守に申し出たとさへあつた。而して此病は恐らくは彼の氣を以て打ち克ちたるも、其の根治に至らなかつたとは、推察するに餘りある。肺病が其の人の心理情態に、多大の影響ある可きは、是亦た推察するに難くない。彼は時事と全く没交渉たる能はなかつた。而して彼は尋常一様なる、與力の一

重きを爲

矢部と大

大鹽の肝

隱居たるに拘らず、隱然重きを、大阪吏僚の間になし、奉行等の名譽顧問とも云ふ可き位地を占めてゐた。當時幕府の能吏矢部駿河守定謙、天保四年七月堺奉行より大阪西町奉行に轉じた。而して炯眼なる矢部は、能く大鹽のひと爲りを見抜き、善く彼を待つた。平八郎は所謂肝癪の甚だしき者なり。與力を務る内、豪商を抑し、小民を救ひ、奸僧を沙汰し、邪教を吟味したる類、天晴の吏といふべし。又學問も有用の學にて、なか／＼黄吻書生の及ぶべきにあらず。某奉行在役中、度々燕室へ招き、密事をも相談し、又過失をも聞き、益を得ること淺少ならず。言語容貌決して尋常の人にあらず。……某嘗て平八郎を招き、共に食を喫せしに、折節金頭といへる大魚を炙り出せり。時に平八郎憂國の談に及び、忠憤のあまり、怒髮衝冠ともいふべきありさま故、余種々慰諭しけれども、平八郎ますます憤り、金頭の首より尾までわり／＼啗碎きて食ひたり。翌日に至り、家宰某を諫めて曰、昨夕の客は狂人なり、ゆめ／＼高貴の御方

天保四年
の穀價騰貴

に近づくべきにあらず。爾來奥通りをさし止給へとして、實に某が爲を思ひて言ひけれども、汝が知らん所にあらずとて、始終交を全うせり。此一事小なりといへども、平八郎の爲人を知るに足れり。(藤田東湖見聞偶筆)

以上は大鹽事件後、矢部が藤田に向つて語りたる所、此にて大鹽の人と爲りを知る可く、併せて矢部と大鹽との相得たる關係をも知り得可きだ。

大鹽は全く時事に没交渉たる能はなかつた。天保四年八月朔日、暴風雨、關東殊に甚だしく、穀價騰貴、播州にては、百姓一揆が起つた。而して十月三日附にて、大鹽が、伊勢津の平松樂齋に與へたる書簡の一節に曰く、

拙堂(齋藤)兄目撃之事に付、御咄も可有之、播州邊、石價踊貴、騒動いたし、先鎮り申候へ共、借々いやなる事に御座候。傷人も往々可出来、仁人之可悲事に候。

と。當時矢部は、其子鶴松を、洗心洞に入學せしめ、大鹽に教育を託し、彼を延いて其の顧問とし、大いに其の獻策を用ひた。されば關東にては米一升二百

大阪の穀
價調節

五十文に上つたが、大阪では百五十文から二百文を限りとした。此れは矢部が幕府に建言し、江戸廻米を緩くし、西國大名に大阪廻米を増加せしめ、堂島米穀市場の投機を取締り、穀價を平準するの策を施し、市中窮民には難波、川崎の兩官倉を開らさ、島町、及び槩基島の糶藏を發し、之を低價に分配し、又た市中の豪商に諭して、二回まで金穀の醸出、救済を爲さしめたる等、機宜に適中したが爲めた。(大鹽先生年譜) 然も大鹽は天保五年四十二歳の新年を迎ふるや。

甲午元旦口號二首

大鹽の新年
口號

新衣著得祝新年。羹餅味濃易下咽。忽思城中多菜色。一身温飽愧于天。

一身温飽愧于天。隱者寧無心救全。闕在隣鄉一往翻。笑。默。

緜大學卒章編

彼は決して隱者として、書齋に安居するを以て、自から満足しなかつた。彼の

心は四圍の情態に向て、頗る緊張し來つた。

【三九】大鹽と江戸出府

空虛聚語
の出版

大鹽慷慨

大鹽は到底一個の道學先生と成り済し得なかつた。天保五年正月には、儒門空虛聚語二冊を刻した。彼は其の稿本を、伊勢神廟文庫に奉納した。當時彼が如何に慷慨の情、熱切であつたかは、左の詩を見ても、之を察するに餘りある。

天保甲午（五年）早春、歩野外、適見餓卒、不顧赤子一焉。惘然賦之、且述所聞與所恐、以似同志、不敢欲觸他人之眼一耳。

世將五事一至無儀。五行乖睽民泣飢。東海雪中食死馬。寒村眼下棄生兒。逢春新麥還枯寂。送曉朝噉何老衰。薪木底含星點火。阿誰撲滅惱心思。

伊勢講經

岡本花亭
説の出府勳

出府の意
なし

同年二月には、伊勢山田神廟書院講經の約に赴き、足代氏に寓し、二十六日に、古本大學致知格物の本義を講じた。歸途は津藩を過ぎ、三月十四日大阪に還つた。而して三月二十日、又た門人數輩を率ひ、兵庫に出て楠公の墓を弔し、一ノ谷、鴨越等、源平の古戰場を見、二十八日、大阪に還つた。

歸來其の机上に、津藩平松樂齋からの來翰があつた。そは江戸の循吏にして詩人たる岡本花亭が、大鹽に傾倒し、藤堂數馬（家老の一人）に托して、彼の出府を促がすものであつた。然も大鹽は、之に對して、左の返事を平松に與へた。

數馬様（藤堂）御在府中、岡本花亭翁囑には、翁不佞へ逢度との義に付、被仰下承知仕候。賢者の事に付、嘸深き思惟の有之義とも被存候。不佞も宿望に候へ共、各天隔土之批離無奈何一事に御座候。……不佞者割記にも有之候通、最早再用杯願候。念毛頭無之、然者尋も無之、建言すべき様も無之、只太虛講學之路而已に御座候。東武之士、不佞參り候様申越候人々も御座候へ共、爰十年計者、沈潜不參積に御座候。所詮要路

吏使にコ

大鹽不平

天保五年
火の大阪大

之大官に無之候へ者、十分之存寄通り出来不申ものに候。已前吏務中に
 コリ〜致居候。此上は草莽中に蟄し、空言を吐き、其中にも孝悌之道丈
 は興し度決心に御座候。翁は萬一逢候共、唯此話而已と存候。四月七日
 彼は決して草莽に空言を吐くを以て、自から安ずる者では無い。併し彼も下僚
 に在りて、其志を行ふの難きは、自ら實驗したる所。「所詮要路之大官に無
 之候へ者、十分之存寄通り出来不申ものに候」の一句が、彼の斷案だ。然も
 彼は如何にして、要路の大官たるを得可き。彼の胸中に鬱積したる不平の氣
 分は、固より此に存する。
 同年七月十一日には、大阪大火あり、堂島裏町二丁目櫻橋筋より發火し、曾根
 崎、天満、川崎、北野、梅田一圓を焼き拂うた。但だ大鹽の邸は僅かに免れ
 た。彼が足代弘訓の慰問に答ふる書中にも、
 妖蘂紛々然と起り申候。此上は仁人君子命を極る所處と被レ存候。
 と云うてゐる。

岡山近江
等に赴く

老中大久保
命に意召

大鹽參府
の意勃々

彼は同年九月備前岡山に赴き、熊澤了介の遺跡を尋ね、閑谷費を尋ねた。而し
 て十月は、近江の藤樹書院を訪ひ、永源寺に抵り、越溪の楓を賞した。而して
 其の十一月には、洗心洞學名學則並答人論學書一冊を、家塾に刻した。
 此年秋より氣候順調に復し、五穀豐熟にて、一同愁眉を開いた。明くれば天保
 六年、彼歳四十三。當時老中の首席小田原城主大久保加賀守忠貞、大鹽を召し
 て政治を問はんとするの意あり。此れより先き儒者古賀小太郎(何庵)をして、
 彼の對策を徵せしめた。大鹽は「真知聖道實踐」の一篇を草して、之を古賀小
 太郎に致した。此れが天保五年十二月十二日のことだ。而して六年正月、江
 戸武藤休右衛門賀年の別紙に、大鹽召命の風説を傳へ來つた。大鹽は、正月十
 五日附にて、左の返書を送つた。其中の一節に曰く、
 江戸表より鄙人を被レ召候外説御座候付、心得に被レ仰下候。次第、千萬
 辱奉レ存候。素より此方仕掛候儀には更無レ之、御方よりの仕掛に
 付、千萬人相手有レ之候とて不苦、家名を滅亡いたし候積りにて、出府

空待みと
なる

いたし可申候。勿論、公義よりの御召に候はゞ、生命に付、門人一人も召連不申、草履取も引具し不申候。只鄙人獨歩にて直様參府可致積に候。且窮臘小太郎(古賀何庵)へ向、俗書を以て掛合候事之御座候。其返書も可有之と相樂しみ罷在候。助け候儀に候はゞ、獨歩にても上之御爲に相成候。幾人召連候とも、難免節者、助不申候間、先祖之英名を、今又天下に施し候儀、到來と竊に喜候。此上御召之實否を、御聞取候はゞ、早々御聞せ可被下候。正月十五日

彼は實に此の如く伯樂の一顧を待つてゐた。併しそれは空ら待みであつた。幕府は決して眇たる一與力の隱居たる彼を、相手としなかつた。

第八章 大鹽直接行動の因由

【四〇】 身邊の事情彼を壓迫し來る

因事兵の眞

大鹽は竹内式部や、山縣大貳の如き意味の尊皇論者ではなかつた。又た高山彦九郎杯と同一視す可き志士ではなかつた。彼は如何なる動機にて、大阪の眞中に、兵を擧げた乎、それには種々の經緯があらう。されど問題は、彼が一時の突發であつた乎、將た以前より仕組みたる陰謀であつた乎。

無意識的
の勢か

此に就ては、今ま猝かに斷言し難い。されど彼が天保元年辭職して以來、八年二月の爆發に至る迄、彼は何やら不可思議なる運命の手に驅られて、無意識的に、遂ひに此處に落下し來りたる趣きがある。云はゞ水流が千山萬壑の間を迂曲して、端なくも斷崖絶壁に出會し、最早後へは退けず、只だ銀河九天より落つるの勢もて、下るの外はなき様のものだ。さりとて彼は爆發の當時迄、全

第八章 四〇 身邊の事情彼を壓迫し來る

周邊事情の不利益

著述旅行に雄心を遺る

く無意識であつたと云ふではない。但だ辭職の當初から、大阪焼打の巨魁とならんとは、我も人も共に思ひ掛けなき事であつたと云ふ意味合だ。

話頭前に反る。彼は江戸よりの召命を、恐らくは期待したであらう。(参照 三九)併し時勢は、彼の所期と背馳した。江戸よりは何たる沙汰も無かつた。而して周邊の事情は、寧ろ彼に取りて、追々と不利益となつて來た。

彼は著述、旅行以外には、何等其の雄心を遺るの地はなかつた。天保六年二月には、其著増補孝經彙註三冊刻成つた。四月には前に家塾に刻したる洗心洞割記を、天文堂間五郎兵衛藏版として刻することを許した。而して其の卷首に天保六乙未夏四月の「自述」と割記或問二條を添へ、卷末に門人の跋文數篇とを加へ、且つ別に洗心洞附錄抄一冊を附刻した。此の附錄抄には、割記及び著者に關する諸家の書簡、及び詩文等あり。特に山陽の送序詩篇等もある。而して諸家文中、往々故らに塗抹したる所がある。此れは忌諱を避けたるものであらう。

百姓一揆に憤慨

而して同四月又た儒門空虛聚語を世に公にし、合せて聚語附録を刻した。而して五月には又た伊賀、伊勢の間に遊んだ。此秋八月には、所謂の仙石騒動が起つた。(参照 一三一—一九)而して是秋又々美濃に百姓一揆が起つた。彼は之に憤慨して、左の詩を作つた。

突然來爲暴。斬人如斬麻。公然忍爲賊。何人不嘆嗟。憶昔六十餘州土。官吏如虎士似鼠。今夕是何夕。忽然鼠變虎。君不見三百年昌平恩。秋花秋月恐遊歡。

而して彼自身も、追々と虎と化せんとしつゝ、あつた。

大阪東町代事の交

一心寺一件

天保七年彼歳四十四、三月、東町奉行大久保讀岐守能め、四月廿四日跡部山城守良弼之に代つた。此の更迭は、彼の身邊に、多大なる刺戟と壓迫とを加へ來つた。此の更迭は、尋常の役人の交代では無つた。此れは大阪茶臼山一心寺の獄に由來した。其の要領は、大久保讀岐守が、一心寺の請願を容れ、東照宮造營の事を建議し、幕旨に忤ひ、その爲め大久保は職を罷められ、僧侶は死刑に

處せられ、而して東組與力の殆んど全部を、江戸に召問し、糺彈數月にして、漸く落著した。其中には彼が親戚、門人等も少くなかつた。されば彼も此の事件中は、故らに遠慮して、文武の講習を中止した。彼が同年五月廿九日附にて、在江戸の門人高槻藩芥川思軒に報ずる書中に、

御地にて御聞込可被成哉、一心寺一件にて、同組之者、寺社奉行所へ被召、罷出候故、小生一己之深慮を以、文武共稽古相休居申候。其故高槻表へ得罷出不申候。

とあるを以て知る可しだ。而して彼は同年二月以來、氣候不順の爲め、又たしも天保四五年年度の飢饉の厄運を繰り返さんかと心配し、更らに天文を察して、斬伐の象ありとなし、眞の桃源あらば、其處へ逃遁せんも、當時は深山幽谷とても俗吏の跡あり、寧ろ塵を塵中に避けんかと慨嘆した。

〔五月十三日附平松樂齋書狀の一節〕

塵を塵と
すに避んと

大阪商人の米價引上

天保六乙未年六月廿九日、辰の刻より大雨大雷、終夜大風にて海上大荒破船其數知れず、川水一時に増す事四尺計り。

土用中天氣申分なく照り續き、氣候至つて宜しく、豐年の様子なりしに、堂島の奸商類に流言をなし「北國洪水、土用中雨續にてやうく三日ならでは天氣なし。斯くては皆無ならむ」などいひ觸らし、類に米價を引上ぐる。同晦日より七月二日まで至つて冷かなり。洪水出づ。

七月十四日、天満樟屋橋南失火、同十四日江戸に於て飯路家中山本三右衛門女親の敵を討つ。

十八日、福島眞砂橋南失火、十九日迄は時候小しも申分なし。今日より暴かに冷かなりしかば、奸商大に時を得て、類に米價を引上ぐる。

閏七月五日夜より風吹出し、六日午の刻より風雨烈しく、夜に入り彌々甚しく、所々の堤切込み人家大に損ず。天保山も一面の水となり、南方の石垣大に崩る。此日海上一樣に大荒にて、備前、備中、播州地最も甚だし。破船人死大層の事なりしといへり。

〔浮世の有様〕

【四二】門人の自殺と大學刮目の出版

門人の自

物は類を以て集まる。不幸の場合には、不幸が不幸を伴ひ至る。東組の興力が、江戸に召喚吟味を受けたると前後して、大鹽の門人、同心二人何れも職務に競ひ勤むるの際、越權の咎を上司より受け、正さに拷問に附せられんとし、それを慚て自殺した。而して此れが大鹽に少からざる累を爲した。彼が天保七年五月廿九日附にて、平松樂齋に答へたる書中の一節に曰く、

右に付大

元氣の一

門人自盡、并 賊而灸治の義等、江戸表より御傳聞有之、右自盡に付候ては、小生申勸 候由に御聞取、無理も有之趣、乍去門人は殖候取沙汰有之、虚實御分兼……詳に可申上旨承知仕候。……右門人自盡と、賊而灸治は、兩件に無之、則一事にて、右門人は、御同心共の内にて、一人は年二十一、氣象強く、一人者温厚の人に御座候。氣象強き者は槍術もいたし候て、元來賤しき勤向は無覺束、何れ禍を可蒙哉に被存候。……昨

温厚の一

巾著切處

五月頃、勤向を辭、退役をいたし、跡を實弟も有之、夫へ譲、心長く學問いたし、右業成、然る上は他へ被抱仕候こと可然様、其朋輩を以、再三當人初父母並に叔父へも申聞候處、……當人其後小生の案も不用、元氣に役を勤、最早危く相見候付、破門致候段、朋友を以達し置候。……

道理は疎に相成候筋を、講釋等も承りに參り不申候。然る處昨年已來、賊不少し、右之者共外に一人申合、キン著切と申小盜を、懲めのため、其面へ灸をいたし、又は髪を剃り、追放候義も有之、右體之義、自儘にいたし候段、不相濟候趣、頭支配より察度受、何角自分等にも存心取計候由を申立候處、其勢著鞭吟味可及旨申渡候處、私慾非分いたし候には無之、畢竟賊害を可除ため、淺慮の餘取計候義を、吟味受候とは、一旦學問もいたし候身、可死不可辱義をも耳に挾居候哉、吟味可致旨、尙又強く沙汰有之や否、自分と自盡い

自殺の事
後承

大鹽上の
氣受宜し
からず

大學刮目
出版

たし候義にて……跡にて及承候。右父母、叔父共に至る迄、小生の先見を感じ、早く退身爲致候は、箇様之事は無レ之と申居、後悔いたし居よし。定而江戸へは、色々讒言いたし候者も有レ之やに承り傳居候。小生素より退身いたし候已前、勤向等之義者勿論、隱居仕候事ども、萬端上之氣受不レ宜よし、古來賢哲何れも學問を以て陰禍を受候例甚だ多し。小生如き不肖もの、箇様に退身七年之間、無事に窓底におゐて經籍を讀み、安樂に消光致候は、誠に餘分之義に難レ有、此上如何様に相成候共不レ苦、只方寸一點之靈光を恃にいたし、命を俟つ而已に御座候。此にて如何に彼が、江戸に氣受惡しく、且つ注意人物視せられてゐたかど判知る。

大鹽は天保七年六月、古本大學刮目七卷を家塾に刻した。此れは彼が畢生の著述と云ふ可きものにして、文政六年起稿、天保三年脱稿、實に十年の歳月を費してゐる。天保三年四月、一たび頼山陽に示し、山陽も其の成るを待つて、之

佐藤一齋
序文拒絶

古賀侗庵
また峻拒

齋藤拙堂
また屢刪
定

れが序文を作らんと約したが、山陽は同年九月に逝き、遂ひに果さなかつた。大鹽は天保四年の始佐藤一齋に、序文を請うたが、一齋は天保五年正月九日附にて、左の返書もて體善く謝絶してゐる。

拙老事 御承知之通、林家を羽翼いたし候場所居候へば、所謂避嫌許多有レ之候。自分之事は、兎も角もに候得共、林家之學と異同を立候様に相成、林氏之爲に不レ宜候間、上木ものなどに姚江めきたる事は致三遠慮一候。而して古賀侗庵の如きは、

予後素の己が著す所の大學刮目に序を請ふに於て、之を峻拒し、且つ頗る其の眩才虚驕の習を惡み、問ま之を舐排す。〔學述雜錄稿〕

と云うてゐる。尙ほ齋藤拙堂も天保四年十月洗心洞を訪ひ、其序を作らんことを約し、大鹽は、五年四月廿六日附にて、

刮目之御序に、逐々御刪定淨書も可レ被レ成思召に付、時紙可ニ差上一旨、是又承知仕候。御多忙中夫是御勞勉氣之毒に奉レ存候。任レ命三枚さし

上候 御入手宜 奉 希 候

大鹽一生の受用

と云うてゐる。併し刻本の中にはこれも掲げてない。此書は既記の如く、天保壬辰（三年）の夏脱稿し、爾來篋底に藏し、天保丙申（七年）五月に至りて校訂全く成り、乃ち彼が自から云ふ如く、「十四年以來精力を盡し居有之」ものだ。其書は諸家の大學に關する意見を集めたるものなれども、毎節必らず「後素按」の三字もて、最後の斷案を下してゐる。彼の一生の受用、殆んど此の一言に罄きたりと云ふも、過當の言ではあるまい。



〔四二〕 大鹽と跡部良弼

大鹽の本意

抑も大鹽は、本來徳川幕府に對して、不平もなく、又た當時の現狀を破壊せんとする意見もなく、能ふ可くんば、幕府に召出されて、其の志を行ひ、名を

何物にか激成さるか

當世に揚げんと欲し、左なくば退いて聖賢の學を修め、道を後世に傳へんと心掛けたる外に、餘念無つた。然るに彼が清平の天地に、烽火を揚げ、時ならぬ騷動を起したのは、何故である乎。とても彼には倒幕の根本的思想なるものは無つた。又たそれ程の野心も、大望も無つた。惟ふに彼は、全く何物にか激成せられて、此舉に出でたのであつたらう。

時事慷慨と增長我慢病

彼は三十八歳の働らき盛りにて隱居したれば、其の落落たる雄心は、固よりその儘消磨す可きではなかつた。彼は過當の野心を懐かなかつた代りに、非常なる自尊心を持つてゐた。彼は恐らくは一方に於ては、時事を慷慨し、胸中悶悶たる氣鬱病に罹り、他方に於ては、增長我慢の天狗病に罹つたのであらう。而して此の兩病は、内外より彼の一身を攻めて、遂ひに彼が如き舉を目論見るに至らしめたのではあるまい乎。

激成の一因

然も彼を激成して、此處に至らしめたる、總ての原因たらざる迄も、その一因

は、大阪東町奉行跡部山城守良弼であつたと云はねばなるまい。彼は當時の老中水野越前守忠邦の弟で、其の背景によりて、自から恃む所あるのみでなく、本來其兄忠邦に似て、剛愎の性質にて、然も兄程の機略を缺いた。彼は赴任の當初から、大鹽などを相談相手として、其の政事を行はんとする心は無つた。否な寧ろ與力の一隠居が、餘りに聲望の隆々として、歴代の奉行が、彼を憚るの風あることを不快に感じてゐたのであらう。

跡部町奉行就任

跡部は實に天保七年七月、大久保讃岐守に代りて、大阪東町奉行となつた。而してその九月には、大阪西町奉行にして、大鹽の知己と云ふ可き矢部駿河守定謙は、勘定奉行に榮轉し去つた。

矢部大人物に語る

丙申の秋、大坂町奉行、矢部駿河守、勘定奉行に轉ず。跡部山城守矢部の後任を命せられ、相代らんとするときは、跡部矢部に町奉行の故事、並に心得となるべきことを問ふ。矢部かたの如く申送りたる後、言やう、與力の隠居に平八郎なるものあり。非常の人物なれども、譬へば悍馬の如し、其氣を激せ

矢部助言は蓋し事實

ぬ様にすれば、御用に足るべき也。若し奉行の威にて、之を駕御せんとせば危き也と語るに、跡部唯々としてありしが、退て人に語りけるは、駿州は人物と聞しに相違せり。大任の心得振りを問ひしに、區々として、一人の與力の隠居を、御するの、御し得ぬのと心配するは、何事ぞやと嘲りぬ。翌年に至りて、平八郎亂を作し、程なく伏誅とすへども、跡部奉職無狀と、世人指を彈じ、駿州の先見を稱譽せり。余（東湖）曾て此事を傳へ聞たる故、面のあたり矢部に質せしに、矢部の謙遜してあらはには答へざれども、其の口氣、世人の語るに相違なし。（藤田東湖著見聞偶筆）

跡部が矢部の後任となつたとあるは、事實相違だ。跡部は大久保の後任にて、矢部の後任は、當分定らず、同年十一月八日に至りて、堀伊賀守利堅が、就任することとなつた。さればそれ迄は、跡部一人が町奉行であつたから、跡部も矢部から其の引き次ぎに際して、上の如き助言を受けたことは、多分事實であらう。

跡部大鹽
衝突の勢

されど大久保の去つたのは尋常一様の交代ではなく、一心寺事件の爲めの革職であつた(參照 四〇)而して其の事件には、大鹽の親戚、門人等も、多少の干係あるものと認められてゐたから、大鹽自身は無關係であつたとしても、跡部が大鹽に向て、猜疑の眼を注いだのは、決して不思議ではない。況んやそれ以外に、彼は大鹽が與力の一隠居として、威福を逞うするの状あるを、不快視したるに於てをやだ。されば跡部と大鹽とは、早晚衝突す可き處れがあつた。然るに更らに其の機會を與へたのは、天保七年の饑饉であつた。

【四三】 直接行動に出でしめたる事情及び機會

跡部大鹽
を押し付け
んとす

跡部は單に大鹽を、尋常一様の與力隠居視するのみでなく、恐らくは積極的に彼の頭を押し付ける底意があつたかも知れない。

直接行動
一動機

天保七年
の飢饉

茶屋貞治書狀云 只今迄は與力衆へ何角御任せの處、跡部様は御任せ無く、尤大鹽氏先年先規を替へ、與力不宜者を改め、何角定め置候處、其定め御用ひ無く、其上何角西與力へ御談合も有之云々。(大鹽先生年譜) 全く此の通りであつたらう。 然るに大鹽をして、愈々直接行動に出でしむる一の動機は、天保七年の凶荒と、之に處する跡部等の措置であつた。 天保七年は、二月以來霖雨止まず、五六月の候、冷氣甚だしく 七八月に至りて、暴風雨頻りに至り、五穀實らず、天明以來の飢饉を來たした。(參照 二三) 而して此れが爲めに此年八月、甲州に於て百姓一揆の出で來りた顛末は、既記の通りだ。(參照 二三) 彼は此年八月、門人數輩を率ゐて、甲山に登つた。 會遊二十二年前。林壑再尋 休舊 新 今日思深 似前海 彷徨不獨 爲詩篇。 人隨無事一醉 明時柔脆心腸 如女兒 却衝 秋熱 攀山險 誰識 獨醒

跡部東組
與力疎外

此詩を讀めば、彼は依然たる道學先生の口吻であるが、然も其の胸中の機心は、既に動き出しつゝあつたことは、言外に之を猜知するに難くない。

而して九月には、彼の知己一高井山城守程ではなかつたとしても一とも云ふ可き、西町奉行矢部駿河守は去つた。此れよりして彼は東町奉行、跡部山城守と、正面衝突をなすの他はなかつた。當時跡部が其身東町奉行たるに拘らず、頻りに西組の與力と事を謀り、東組與力を疎外にし、且つ之を處分せんとするの、風説を生ずるに至りたる次第は、平山助次郎に對する幕府の裁決書に、

組(東組)風舊弊等、奉行(跡部)存寄を以て、改革可致は素よりの儀にある所、組内動向未熟、亦は我意申募、風儀に拘候者、組替申付可有之風説承、身分に懸念は無之なれ共、自然右之通成行ならば、向組(西組)へ對し、不外聞の儀と欺敷存、且は向組の者共取計向も疑惑致候折柄、兼て學問並勤向方をも教示受、隨順罷在候間、組與力大鹽格之助養父平八郎右風聞の趣等、彼是噂に及を承、彌心得違存迫り。……剩違作打續、諸民及難澁一體御政事向に付、平八郎存意に不レ應儀、間々有之、世上を憂る心難堪旨、弔民大義を唱へ、王道に歸す様に致度。就ては謀計を以て奉行を討取、大坂御城を始、諸役所並市中をも焼拂、豪家の金銀等、猶民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可楯籠一心底の旨、平八郎申聞、近國へ告知らせん由、檄文讀聞せ、右書中には無レ此上二恐多文言も認有之候。

平八郎心
存迫

とあるは、固より事件後、幕吏の手に作りたるものとして、悉く信ず可きではないが、然も大鹽を始め、東組の與力、同心等をして、疑惧の念に陥らしめたる事情は、之を見ても分明だ。

乃ち大鹽の直接行動は、其の半は跡部良弼が、之を挑發したものと云ふも、過言ではあるまい。然も衝突の機會を與へたのは、天保七年の飢饉であつた。何を云ふも大鹽事件には、此の飢饉が、尤も大なる要素と云はねばならぬ。

半ばは跡部
挑發

平八郎が吉見九郎右衛門に向ひ、先役の奉行へは、編輯の書物を差出した所、挨拶として衣類等を送られ、御用筋の儀も、同役を以て、お尋を蒙り、當方も遠慮なく心底を打明け、甚だ愉快であつたと物語れるは、今の不愉快に對する反證とも云ふ可く。又東町奉行の御覺目出度からざるは、西組與力、同心の所爲に基くものであらうとの風説は、一般に東組與力、同心の中に行はれ、平八郎に於ても、隠退の身とは申ながら、残念に存ずると平山助次郎に語つたと、評定所吟味書にある。「大鹽先生年譜」

是等は固より大鹽をして、直接行動に出でしめたる主因でないとするも、其の傍因たるや、疑ふ迄もあるまい。然も其の機會を作り、且つ與へたのは、飢饉である。

【四四】 直接行動の準備

舉兵動機
資料としての

抑も大鹽が愈々舉兵の決心をなしたるは、何時であつた乎。將た其の根本動機は、何故であつた乎。而して其の最後の目的は、何邊に存したる乎。今日に於て、之を明白に知る可き資料は、唯だ彼の檄文、彼の門人の裏切者の訴狀、亂後就縛したる同志者の口供、若しくは彼の行動に就て、之を徵す可きに過ぎな

砲術學習

彼は天保七年九月玉造同心藤重孫三郎、同良左衛門父子を洗心洞に招き、養子格之助、及び有志の門人をして、砲術を學ばしめた。藤重は中島流砲術を以て鳴るもの、格之助は、以前より其の門人であつた。此れは明年春、堺七堂ヶ濱にて、丁打を行はんとの準備と聲言した。丁打とは砲術の演習だ。此れは果して丁打の爲めであつた乎、舉兵の準備であつた乎。誰も明白に答へ得るものがあるまい。

門人
習

されど前後の事情より推せば、彼が擧兵の決心せざる迄も、そろ／＼其の準備に取り掛つたものと見るも、差支あるまい。而して瀬田濟之助、小泉淵次郎、渡邊良左衛門、近藤梶五郎等の徒、相競うて之を學習した。此事に就て、彼の門人東組同心庄司義左衛門の口供は、左の通りだ。

申(天保七年)九月より、格之助儀砲術稽古相初め居候に付ては、來春に至り、泉州堺七堂濱に於て、丁打爲レ致度積に付、棒火矢細工、其外火薬之手傳いたし吳候様、平八郎も申聞私以前同所にて丁打いたし候義も有レ之候間、頼之趣承知いたし、秋以來、御用透には、毎々罷越し、右細工手傳いたし候。

砲術
習

此れは只だ丁打の話だ。されど庄司は後段に於て、更らに左の如く語りてゐる。猶又平八郎申聞候には、諸國異作にて、既に東國筋西國筋にも、百姓騒立候風聞有レ之、上方筋にも、箇様の年柄故、油断成がたく。右體之節は、其筋の御役所、又は領主、地頭より取鎮も、可有レ之候得共、銘々にも其

大筒
作

心掛無レ之ては、臨時之御用に難ニ相立、平八郎義は、當時隱居之身分とは乍申、門弟共引連一方之防方致べき所存にて、則備立心組いたし、大筒火薬等も用意いたし置候儀に付、先備、中備、後備と、三段に門弟を引分候列書相見せ候。

果して此の通りであつたとすれば、消火の手筈が、却て放火の手筈となつたものだ。但だ大鹽の眞意は、當初から消火でなく、放火であつたことは、如上の言によりて、之を推察するに難くあるまい。

又た守口町の金持にて、大鹽の門人たる白井孝右衛門の口供には、

九月、日不覺、大鹽方へ罷越、雜話の序、平八郎申聞候は、近年異作續、米價高直にて、諸民難澁におよび候に付ては、百姓共、一揆を可レ企も難レ計、既に此度甲州に於て、一揆差發、當表とても、何時異變可レ生も難レ計、左様之節は、公邊より御取押可レ有レ之儀には候得共、平八郎義も一己に罷出、御忠節を可レ盡所存に有レ之候付、右等之手當之爲め、近頃格之助に砲術稽

古爲致候付、來春に相成り候はゞ、丁打をも可爲致と存付、最前私方より差送候、松木にて大筒を拵させ候趣申聞、右大筒をも致一覽候と云うてゐる。

火薬を造る

尙ほ天保七年九月頃から、彼の洗心洞は、一種の擧兵準備本部となつた情態だ。彼の門人瀬田、小泉、渡邊、近藤、河合郷右衛門、同八十次郎、吉見英太郎の面々は、砲術と共に火薬調合法をも傳習し、大鹽は特に自己の書齋、及び格之助の居室をも、之に提供し、外人の出入を禁じて、専心之に従事せしめた。而して庄司は南本町二丁目高上基兵衛なる者より、白燐硝五十五斤、薩摩硫黄八斤半、樟一貫、灰五百目、鉛三貫目、鶴目硫黄八斤、鷹目硫黄三斤、合藥五斤、松脂三斤、此の代金銀三百九十五匁と稱せらる。

得百目筒を

而して前記の如く、七月白井孝右衛門邸にて伐りたる、大松を請得て、九月中に二巨砲を製したが、其の標本には高槻藩門人柘植半兵衛所有の百目筒を懇望し、刀一腰、唐畫一幅をもて之に代へた。大鹽が斯く迄熱心して、それ

大鹽兵器の準備

砲術稽古

火薬砲彈の製造、大砲其他武器の準備は最も必要にして又最も人目を惹き易し。是より先き大鹽格之助中島流砲術を玉造口定番組同心藤重長左衛門亡父孫三郎に學び、長左衛門と相弟子たり。仍て砲術練習に託し、九月長左衛門を招き、塾生河合八十次郎（郷左衛門男）吉見英太郎（九郎右衛門男）等をして其門に入らしめ、明春を待ちて丁打を行はんと聲言し、瀬田濟之助、小泉淵次郎、八十次郎、英太郎等をして火薬、棒火矢の製造に著手せしめ、製法に秘密ありと稱し、製造場に鎖鑰を施し、外人の出入を許さず。北本幡町大工作兵衛を邸内に招き、棒火矢に使用すべき長さ六尺、直径二寸許の棒二十本、長さ三尺のもの十本を作らしめ、更に之を各長さ二尺四五寸に斷たしめ、火薬の原料たる硫黄硝石は十月以來庄司義左衛門に命じ、南本町二丁目基兵衛より購入せしめたり。大砲は同志白井孝右衛門の伐採したる松材を取寄せて之を製作し、（堺筋淡路町に遺棄したる口径四寸許なる木砲二門、及大鹽邸内に在りし破損せる一門は此時製作のものなるべし）瀬田濟之助に命じ、同組奥力由比彦之進及堺櫻町鐵砲鍛冶芝辻長左衛門所有の百目筒各一挺を借入れしめ、兩人より返却を求むるも言を左右に託して返さず。又平八郎自ら高槻藩士柘植半兵衛に切望して其所蔵せる百目筒

火薬、棒火矢調製
大砲調達

を刀劍畫幅と交換せり。砲車三臺（一臺は幅二尺長さ三尺、二臺は幅一尺八寸、長さ四尺）は十二月に至り、九郎右衛門、郷左衛門二人石材運搬用として、天満今井町仁兵衛外二名に調製を命じ、成るに及びて大鹽方に送らしめ、旌旗、提灯、草鞋等は孝右衛門之が調達を掌りぬ。（大坂市史）

【四五】 大鹽學兵の動機と目的

一片不平の氣の迸
只不平を漏らすに

大鹽が直接行動を思ひ立ち、其の準備に取り掛つたのは、天保七年九月頃であつた。（参照 四四）彼は何故に斯る事を思ひ立つたの乎。そは彼に問はねば知り難く。否な彼に問ふも、彼自身さへ、恐らく分明には、語ることは難いであらう。何となれば種々の申分はあるにしても、要するに一片不平の氣が、彼を驅りて此に至らしめたものであるからだ。彼は決して幕府の制度を打破せんとする者ではなかつた。彼は本來尊皇倒幕論

あるのみ

者ではなかつた。彼は只だ大阪の町奉行と、大阪の富豪とに向て、満腹の憤慨を懷き、彼等に向てそれを漏さんと試みた。

然も其の憤慨を漏したる後は、如何にせんとする計畫であつた乎、彼の窮極の目的は、果して何物であつた乎。恐らくは彼は憤慨を漏らすことが、腹一杯に満ち満ちて、それ以外若しくはそれ以上の事は、之を考慮するに違なかつたのではあるまい乎。

無論無し

人或は大鹽程の漢が、斯く生命掛けの仕事を、目論見むに付ては、屹度したる經綸がある可き筈だと云ふ。常情から見れば、是亦た尤の見解だ。されど如何に詮議しても、無いものは無い。吾人はとても之を見出すことは能はない。

患告火鉢
じ投付に同

矢部曰、平八郎叛逆人といへども、駿河守（矢部）が案には叛逆とは不存候。平八郎は所謂肝癪の甚だしき者なり。……彼實に叛逆を謀らんには、いかで大坂の御城へ籠らざるものあるべき。……（原註 大阪御手薄の事、門番の事等、年來大豊苦心の事なりとぞ。）然るに御城には不入して棒火矢を以て、焼拂ひたるは何ぞ

や。……たとへば人過あるとき、再三反覆して之を諫むるは忠といふべし。再三忠告せる上にも、其人不用とて、之を憤りて、坐にあり合へる火鉢などを、其人の面へ投るは、不敬の至極なり。初には其人を愛するあまりに忠告し、後には其の面體へ疵を付けなば、安んぞ其人を愛するにあらん。平八郎も初は忠告すれども、用ひられざるを憤り、叛逆に均しき禍亂を企てしは、此類なり。〔見聞偶筆〕

以上は大鹽事件後、矢部駿河守が藤田東湖に語つたところを、東湖親から筆記したるものだ。大體に於て、肯綮に中つたものと思ふ。併し大鹽の所謂忠告なるものが、眞醇なる憂國濟民の至情より發したるものであつた乎。若しくは癩癢紛れ、不平雜りのものであつた乎。そは多少分析を要す可きものがあらう。大鹽事件の裏切者吉見九郎右衛門の密訴中には、大鹽が門人に向て、「漢高祖、明太祖等の功業杯を解得爲致候」とありて、何やら大鹽自身が、高祖たり、太祖たらんとするが如き風情であるが。果して斯く語りたりとするも、そは四

大鹽忠告
分析を要す

大鹽心底

夫にして、天下に大事を起したる者の、例證を擧げたる迄であらう。剩違作打續、諸民及難澁一體御政事向に付、平八郎存意に不應儀、間々有之、世上を憂る心難堪旨、民弔大義を唱へ、王道に歸す様致度。就ては謀計を以、奉行を討取、大坂御城を始、諸役所並市中をも焼拂、豪家の金銀等、窮民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可二楯籠一心底の旨、平八郎申聞云々。

以上は裏切者の一人大阪東組同心平山助次郎に對する、判決文の一節だ。果して大阪城を焼拂ふ覺悟あつた乎。甲山に楯籠る計畫あつた乎。そは斷言の限りでないが、然も其の大義を唱へ、王道に歸す云々は、大鹽其人の口吻であらう。兎にも角にも彼は奉行を討取、市中を焼拂、富豪の金銀を窮民に分配する丈の目論見は、正さしく爲したに相違あるまい。要するに前にも述べたる通り、彼の對象は、奉行と豪富とにありて、それ以上にも、それ以外にも及ばなかつた様だ。彼が東照神君を標的に推し立てたる檄文を読めば、彼が決して幕府に對

對象は奉行と富豪

する謀反人でなかつたとは、解説を俟たずして分明だ。

只窮民を
救ふにあ
るに

米穀他所
積出の制

要するに大鹽は、彼に云はしむれば、義憤禁じ難く、一身の利害得喪を度外視し、生命を賭して、其の所信に向て、幕地暗に駆け出したるものと云ふ可く。他に云はしむれば、大なる痼癩の餘、前後の分別もなく、此の暴舉に出でたるもの。何れにしても天下取りの野心でもなく、理想的の革命運動でもなく、唯だ天に代りて、汚吏と濁富豪とを處分して、窮民を濟ふと云ふに外ならなかつたものであらう。併し其の突發でなかつたことは、少くとも小半年位は、その事に没頭したる形跡あるを見ても判知る。斯る場合に於て、一層大鹽を噴らしめたのは、天保七年十一月に定めたる、大

【四六】 天保七年の末期

限令

餘り苛酷
の制限

江戸廻米
一件

阪町奉行他所積出の制限令だ。即ち一日に付、京都五百二十石、伏見四十石、堺五十石より六十石。其他近郷諸村、何れもそれ〴〵制限が定つた。此れは必ずしも今回に始つたことではなかつた。従来とも凶年不作の場合には、大阪在米の維持策として、斯る防穀令を布くの、餘儀なき場合無きにしてもあらずだ。されど今回の制限は、餘りに苛酷にして、京都の如きは、天保四年度の饑饉には、大阪より毎日二千石づゝ送米して、然も頗る窮迫したと云へば、其の四分一に制限せられては、其の當惑知る可しだ。然るに更に大鹽を噴らしめたるは、江戸廻米の一件だ。天保七年十一月廿九日、幕府は大阪奉行に、江戸廻米の命を傳へた。跡部山城守は、在々有合米の儀は、江戸積出別段差支なき旨を諭告した。十二月五日、江戸より仙波太郎兵衛、内藤佐助、永岡伊三郎等、米買上の爲めに來阪した。跡部は大阪の米商は、一切之に關與す可らざる旨を達した。然も彼は裏に廻りては、内密に西組與力内山彦次郎に命じ、江戸買米に手傳はしめた。内山は兵

大鹽義憤
また當然

庫に出張し、兵庫の富商北風莊右衛門と相謀りて、買上米を取り纏めた。當時大阪にては、近郷より一斗や五升の米を購買に出掛くる窮民を捕縛し、大阪在米の維持を努めつゝ、却て他方には江戸廻米の周旋をなすとは、誰が眼中にも、餘りに矛盾の仕方と映せざるを得ない。況んや滿腔是れ不平の大鹽に於てをや。彼が之れが爲めに、愈々義憤の情を切ならしめたのは、固より想像するに難くない。

大鹽の大阪米穀集
中策

東御番所附之備與力隱居大鹽平八郎殿は、諸人見聞之通儒にて、政事方杯に於て、實に天下之一人とも可申人傑にて、諸事は舉而申に不レ及。然る處此度之飢饉に依て、大鹽平八郎殿被レ申候には、大坂之義は、誠に日本一之繁華之地にて、日本國中之金銀凡そ七分通りは、大坂に集り、残り三分通り諸方へ散ず。通用致候は申不レ及事に候へば、右様結構之土地に、大造之餓死有レ之候事、此儘に難レ捨棄一候と、遠きを慮り、東御番所へ願を差出被レ申上候には、當表此節は廻米少く、至て米穀拂底に御座候。實は何國

是亦一策

京都へ米
輸送の件

も拂底之様子に相見候間、只今之所にては、當地之米相場を格別に引揚させ候はゞ、國々より相場に迷ひ、米に不レ限、雜穀とも相應に廻著可有レ之。當所に取込候上は、如何様共手段仕、下直に賣方爲レ致可申。勿論其義は幾ヶ様にも計り候儀御座候間、何卒御許容被レ遊下度旨、再三相願候得共、何分跡部山城守、御聞濟無レ御座候由。(平月藩士開書)

大阪の米相場を、特別に引上げ、諸國より米及び雜穀を、大阪に廻送せしめ、其上にて、相場を引き下げしむ可しとの策は、當時に於て、或は應急の手段であつたかも知れない。

大鹽平八郎重て申上候は、右之趣、御聞濟無レ之候へば、京都之儀者、如何被レ遊候哉。一天之君御座所に御座候へば、當地より米穀登せ不レ申事は、決して相成不レ申候。此儀者等閑之儀にては無レ之、至而大切之事に候間、能々御賢慮奉レ仰候旨、段々相願被レ申候得共、一向に御取用無レ之、却而京都へ米穀登せ候者有レ之候へば、可レ爲レ曲事一旨を觸れ流し有レ之候よ

り、此地得意之米屋共より、密に白米を樽詰に致し、差送り申候處、右之者共を召捕へ糺間に及候由、甚以て不可の御取計ひ、此儀何共平八郎殿了簡ならず被存候。(同上)

京都の惨

官廩を發するを請ふ

跡部背かす

尚ほ大阪より米を仰ぐ京都の如きは、天保七八年の間に、流離餓死するもの、合せて五萬六千人に及んだと云へば、其の慘狀以て知る可しである。天保七年十二月、大阪に於ては小賣白米一升二百文、白麥百五十二文、大豆百二十四文、油一升五百八十文。酒一升二百八十文。市民は餓死、京都は制限、江戸は廻米無制限、大鹽此の情態を見て、養子格之助を以て、跡部山城守に速かに官廩を發して、民を濟はんことを請はしめた。山城守諾して果さず、七八日を隔て、其旨を聞かしたるに、未だ城代に稟議するに違あらずと云うた。又た四五日にして報なし。三たび格之助をして追請せしむ、山城守曰く、城代と議したるに、意外の差支あり。來春は將軍家(家齊)退老、西丸様(家慶)襲職の大禮行はせらるゝに就き、非常の入用あり。窮民賑恤の如きは、姑らく

悉く大鹽の所期に反す

措いて論せざれと。(大鹽先生年譜) 以上所記は、悉く事實であつた乎、否乎。今や猝かに斷言し難きも、少くとも大鹽の献言は、一として當局の有司之を採用せず。加之其の施設が、悉く大鹽の所期と相反したる事は、疑ふ可くもなき事と云はねばならぬ。

【四七】 天保八年の劈頭

大鹽の富

天保八年の正月は來つた。大鹽は例によりて、大學治國平天下の章を講じた。其の時勢に憤慨する所あり、聲色共に厲しく、門人敢て仰ぎ視る者なかつた。彼は更らに鴻池、加島等の豪富に向て、左の如き策を行はんことを勸説した。平八郎殿、又候工夫を廻らし、鴻池始め加島屋、三井など、何れも大名貨致候家々へ、身親ら罷越、示談に及候には、當表之義、米穀高直にて、

説開か
れず

諸民大に困窮致候は、全體當地米拂底故と存候間、何卒此節は諸大名
方定式之貸付金も、當時に限り素銀を御断り可被下。左候へば不
得止、持國の米穀諸家より差登せ可被申、然らば自づと乍高直、米に事
不申候道理を向ふへ被申談一候處、何方よりも御尤之儀に御座候得共、
此儀は年末之定式にて、此節相断り候は、是迄貸付置候銀子は捨
たりに相成可申、此段能々御賢慮可被下との事返事に付、成程尤之
次第に御座候左候へば拙者も得と勘考可致旨挨拶にて、大鹽殿又々
工夫被致候。

〔平戸藩士開書〕

更に金子
立替勸説

而して大鹽は、更らに左の注文を持ち出した。
此程之御返答御尤至極に存候。併し何分此の場合の事に就き、諸民の難
澁見るに不忍候間、何卒各方より金子五千兩づ、暫の處御取替置被
下候へば、十二家にて六萬兩有之。右之金子を以て、仕方相立て候へば當入
月半迄には、諸民之饑渴を救ひ可申候。左候は、此陰徳如何計りに御

其返済方
法

座候半、何分御仁慮之程御頼申入候。尤も拂入仕方之儀は、左之通に
御座候。

また育か
れず

金子六萬兩、先づ六十匁の替にて、代銀三千六百貫、此迄に當地一日入用の
小賣米、極て内場積りにて四千石、但し新穀出来相場下落の上にて、一石に
付一匁づ、運上と相定め、一日に四貫目有之候。一ヶ月分にて百二十貫目、
但し一ヶ年に千四百四十貫目、三ヶ年に四千三百二十貫目と相成り、右之
通の仕方に致候は、小賣米一升に付、一文づ、高値に相成申候。(同上)
果して以上の通りの相談であつた乎、否乎、諸説區々であるが。兎も角も大鹽
が豪富等に向て、救済策を提出し、彼等に向て、其の財囊を開かしめんと試み、
而して遂に其の目的通りに行はれなかつたことは、疑ふ可らざる事實であつ
たであらう。

不承知
三井

尙ほ平戸藩士の開書には、左の如くある。
右之通及ニ示談一候處、加島屋久右衛門方は異議なく承知之由、其外は乍不

勝部の大鹽申渡

勝承知候得共、鴻池、三井之兩家は、何分不得心之趣にて、彼此致候。中、東御番所跡部山城守様へ手を入れ、賄賂等は不致候哉、大鹽氏之仕組を打挫き、跡部公より大鹽氏に御沙汰有之候には、貴公之儀は、當時隱居之事に候へば、此様之事は、構ひ有之間敷、強而被申候は、曲事たるべく、強訴之罪に處すべし、杯と、荒々敷被仰渡一候由、大鹽氏此儀を承はり、言語同斷、存外之仕合、此様之時節には、上よりも専ら仁政を施可申答之處、實に苛政とや可申。然る上は眼前に恥辱を受け、末代に汚名を流さんよりは、諸民の爲め、潔く一命を捨て、我が存分に事を發し、我計ひ事を行ふべし、云々。事乃ち急に迫る、時に正月八日也。(同上)

開書筆者

此の平戸藩士は、或は葉山左内であらうと云ふ説がある。左内は鎧軒と號し、山鹿流の兵法を修め、後日には吉田松陰なども交際があつた。而して彼亦大鹽とも相知る、當時大阪にありて、平戸に向て報告したるものであるから、較く信ず可き理由があると云ふ説がある。(大鹽中齋先生年譜)

急城益迫

何れにしても大鹽の一身は、日一日注意人物としての監視が、緊切となつて來た。水盛りて巨魚跳る。大鹽も其の周邊を回顧し、寧ろ我より進んで、他を制するに若かざる急機を看取したことは、間違あるまい。平らたく云へば、天保七年九月以來、そろ／＼準備に取り懸りつゝある大事を、愈々實行せねばならぬ場合に立ち到つたのだ。

第九章 大事 漏洩

【四八】義盟の期日

大鹽眞意
打明の時

大鹽が直接行動を目論見たるは、天保七年九月、即ち明春堺濱に丁打—大砲射撃演習—をなすの名目にて、それ／＼の支度をなし始めた頃と測定す可きであるが、之を門人等に告げたのは、何時頃であつた乎。彼の門人にして裏切者たる、東組同心吉見九郎右衛門の吟味書によれば、天保七年十月初旬、平八郎は竊に九郎右衛門を招き、先般來製造の火薬は、格之助丁打の爲めと稱すれども、實は近年諸國違作打續き、米價高直にて諸民難澁に及び、既に甲州に於て一揆相發したりとの風聞あり。當表連も不時に異變起るやも計り難く、其上當時の政道宜しからず、隱居の身ながら、世を憂ひ民を弔ふ大義を唱へ、計略を以て山城守等を討取り、御城を始、諸役所向、其外市中を焼拂ひ、豪家の

吉見九郎
右衛門吟
味書

平山助次
郎吟味書

橋本白井
等申口

者共貯置ける金銀並に諸家藏屋敷に圍置ける米穀を、窮民共に分遣し、其上にて、攝州甲山に楯籠り、時機を見合せ、大義を成就す可き心底なりと物語り。檄文の草稿を讀聞せ、平山助次郎、瀬田濟之助、小泉淵次郎、渡邊良左衛門、庄司義左衛門、近藤梶五郎、河合郷左衛門、守口町孝右衛門、(白井)般若寺村忠兵衛(橋本)等は既に承知したれば、九郎右衛門も、同志に加はる可しと勧められ、止むを得ず同意したりとある。(幸田成友著大鹽平八郎)

尙又た今一人の裏切者東組同心平山助次郎の吟味書には、渡邊良左衛門が、助次郎の宅へ来て、自然異變等あらば、忠孝の爲には、身命を抛たるべきか、先生(大鹽)の御差圖によりて存念承り度參上したりといふを聞き、不審に存じたりとあるは、同年九月の事だ。

將た上記の如く、九郎右衛門は彼が勧誘を受けたる十月上旬には、助次郎以下忠兵衛に至る迄、九名の同志者あつたと云ふが、然も橋本忠兵衛、白井孝右衛門の申口には、板行刷の檄文を一覽して、同志に加入したるを十二月とし

機文調印時期

助次郎の申口も同様十二月とし、其時には濟之助、淵次郎、良左衛門、義左衛門、九郎右衛門は、既に同意したる旨を、平八郎から聞いたとある。而して機文の裏面、及び軍令狀に記名調印したるは、九郎右衛門、助次郎、義左衛門は、之を天保八年正月八日とし、忠兵衛、孝右衛門は單に正月としてゐる。

機文版行時機

惟ふに正月八日が、愈よ義盟血誓の時期であつたらう。少くとも重なる連中は、當日に於て之を舉行したのであらう。然も擧兵の準備は、前記の如く、固より九月頃からにて、大鹽は、殆んど全力を傾けて、大砲、棒火矢、鐵砲、刀、脇差、其他武器武器の調達をした。若夫れ其の機文の版行は、白井孝右衛門、橋本忠兵衛の所言によれば、十二月に出来たと云ふから、其の頃に彫刻せしめたものであらう。其の彫刻者は、北久太郎町五丁目の版木師次郎兵衛にて、故らに其の機文たる本體を隠す可く、横に五六字づ、彫る可く注文せられ、彫刻出来の上、之を組立て、夜中に九郎

機文配布

右衛門村吉見英太郎、郷左衛門村河合八十次郎に刷らしめた。右は西ヶ内或は美濃紙とも云ふ五枚續にて刷り、舊金色の加賀絹の袋に入れ、袋の上には「天より被下候」と中央に題し、脇書には「村々小前のものに至迄へ」と記し、裏には伊勢大神宮の御祓を結付け、上田孝太郎、額田善右衛門等をして、其の擧兵に際して、之を大阪及び附近に配布せしめた。然もそは恐らくは廣く行き渡るに遑なかつたであらう。何となれば大鹽騒動は、一日にして乍ち平定したから。

洗心洞内池水埋立

二月一日には、人夫數十人をして、洗心洞内の池水を埋めしめた。而して彼は池中の赤鯉、金魚をも、悉く之を生埋せしめた。所謂城門火を失し、殃池魚に及ぶの意味にて、彼が決意を示したものであらう。此の工事人夫頭は、磐若寺村齋職卯兵衛にして、橋本忠兵衛の愛用したるもの、彼は部下四十餘名を率ゐて埋立工事に従ひ、大鹽の兵を擧ぐるや、何れも之に従うた。或は彼が工事を名として、豫じめ人夫を集めたものであらうと云ふ説もある。

【四九】實行の期日

舞妾處置

大鹽は天保七年十二月七日に、其の妾一彼には妻無し一ゆう、格之助妻みね、孫弓太郎、養女いく、婢りつ等を、河内磐若寺村橋本忠兵衛に送り、同十五日、橋本は復た彼等を攝州伊丹紙屋幸五郎の家に移した。此れは事前に先ち、避難の爲めであつた。

實行の約

斯くて義盟に預る面々を、天保八年二月十五日の夜、洗心洞に會し、愈よ實行の約束を定めた。同月二日西奉行堀伊賀守利堅既に大阪に至り、其の任に就いた。従來の例に新奉行就任の際には、市中巡見の事があり、當時既に其の布達があつた。それによれば、先任東町奉行跡部山城守が、市中を案内して巡見し、最終天満に至るを十九日とした。

狙へる機

其日申刻(午後四時)兩奉行、共に淺岡助之丞の邸に就て、休憩することゝなつてゐた。淺岡邸は、大鹽邸と南北道を挟んで、直に相對した。彼は實に此の機

會を捉へて、大事を擧げんと企てた。乃ち平山助次郎口書には、

同(二月)十五日夜、渡邊良左衛門罷越、堀伊賀守著坂に付、來る十九日同人並に山城守同道にて、與力、同心屋敷巡見之節、飛道具を以て右兩人とも討取、城内へ致し亂入一候、積之旨申聞、其節初て大切之企致候に紛なき次第承知致候云々。

同志出入

とあるを見ても、其の要領が能く判知る。尙ほ當日は、偶然にも、春期釋典の日に當り、同志の出入、志氣の鼓舞等、旁た以て好都合であつたとは、云ふ迄もない。或は四月十七日東照宮祭日を以て、事を擧ぐる豫定であつたと云ふ説もある。(洗心洞論傳)然も平山助次郎の口書の通りが、事實であらう。何となればとても四月迄延引す可き餘裕は無かつたからだ。

書を賣り

彼は斯く期日を定むる以前、二月二日に、其の藏書五萬卷を賣て、千餘金を得、書肆河内屋喜兵衛等をして、六、七、八の三日間に、窮民一萬軒に、毎戸一朱づ、施與せしめた。その施行引札は、左の通りである。

口上

近年打續米穀高直に付、困窮之人多く有之候由にて、當時御隠退大鹽平八郎先生、御一分を以、御所持之書籍類不殘御賣拂被成、其代金を以、困窮之家、一軒前に付、金一朱づ、無急度都合家數一萬軒へ御施行有之候間、此書付御持參にて、左の名前の所へ、早々御申請に御越し可被成候。但し二月八日安堂寺町御堂前を南へ入東側本會所へ七ツ時迄に御越可被成候。

河内屋 喜兵衛
同 新次郎
同 記一兵衛
同 茂兵衛

民心を得る方便

此れは單に彼の助言を用ひざる奉行や、彼の相談に乗らざる豪富やに對する、面ら當のみでなく、又た誠心誠意、窮民に對する同情のみでなく、恐らくは事

奉行途に默許

を擧ぐるに際して、先づ民心を得るの方便と認むるの外はあるまい。如何に大鹽の爲めに辯護する者あるも、悉くそれを否定し去る譯には參るまい。併し此れは確かに手答へある可き方便であつた。跡部山城守は、七日に至りて、之に干渉した。そは斯る事には先づ町奉行に届け出て、其の認可を受くるが順序であるに、大鹽は一切之を届け出でず、遂に七日に至り、跡部より之を詰問した。大鹽は隱居の身分故に、別段御届にも及ぶまいとて、其の不注意を謝し、今ま一日を剩すが、之を中止す可きやと伺ひ出でたが、跡部の方でも、新任町奉行堀の來著即下でもあり、面倒の問題を起すにも及ぶまいとて、之を默許した。

施行範圍

斯くて其の施行を受けたるものは、大阪三郷外三十三ヶ町村に及んだ。此れは單に漠然たる人心收攬策に止らず、恐らくは之によりて、人夫を徵發し、軍役に使用せんとした心も加はつてゐたことであらう。而して此の施行札の彫刻も、亦た檄文の彫刻者たる版木師次郎兵衛であつた。

大鹽平八郎が陰謀

大阪の大鹽平八郎が亂を成せしをり、自分の藏書を買て金七百兩許を得たり。これを飢民の男子にのみ壹朱宛施し與ふ。婦女老人小兒は大勢群を成す時あやまちあらんもはかりがたしとて禁じたり。さて一朝に一朱づゝ男子に施す事一萬人にあまれり。事を揚げんとする前夜また一人に二朱づゝ施すべければ、朝とく來つどへといふよし刊刻して摺たる紙一枚を囊のものどもに分與ふ。しかれども事急に起りて發覺し、計合期せずして來つども少しとなん。これ史記淮陰侯傳に臨三市人二兩職し之といへる計を用たる也。〔松屋筆記〕

【五〇】平山助次郎の密訴

裏切者

如何なる場合にも、番狂はせがある。而して苟も陰謀なるものあれば、必ら

ず裏切者あるを覺悟せねばならない。而して師弟の間、義理と人情とにて固めたる大鹽の一團からも、果然其の裏切者は出で來つた。然も一人ならず、兩人まで出で來つた。

助次郎の一切告白

期日は前記の如く(參照 四九)天保八年二月十九日であつた。然るに同月十七日、義盟中の一人、東組同心平山助次郎は、同夜深更跡部山城守役宅に入り、用人野々村次平取次を以て、直ちに山城守に謁し、大鹽企畫の顛末を告白した。同月(二月)十七日夜、山城守組同心町目付役平山助次郎儀、山城守手元へ罷越密々申聞候は、平八郎儀、格之助、同組與力瀬田濟之助、小泉淵次郎、同組同心吉見九郎右衛門、渡邊良左衛門、近藤梶五郎、庄司義左衛門、先達出奔いたし候元同組同心河合郷左衛門、右助次郎申合、大膽成巧を企、棒火矢其他兵具用意いたし置、近在百姓共人數不ニ相知一申合、同月十九日伊賀守(堀)初入式に付、拙者共(跡部、堀)同夜天満邊巡見之折を考、發立、大阪市中其他燒拂候積相企、荷擔の者共より、平八郎手元へ一味之誓詞

をも差出候得共、今更恐入候次第心付、密訴いたし候事。

〔跡部、堀兩奉行書取〕

跡部處置

跡部の驚愕知る可き也。彼は如何に措置したる乎。

平山助次郎密訴不_レ容易儀に付、其儘同人を留置、虚實可_レ致_二吟味_一處、山城守組には、前段荷擔名差の者の外にも、平八郎文武之門弟不_レ少候に付、自然助次郎密訴之趣無_レ相違一候は、平八郎へ響可_レ申も難_レ計。然る時は賊徒の者共、捕押手配向にも差支候間、助次郎は役用有_レ之爲_レ致_二上京_一候。委に取計、山城守内狀相添、矢部駿州へ向差下、引續虚實之儀、内糺申付置候。(同上)

下助次郎東

尙ほ平山助次郎の口書によれば、

速_ニ江戸表へ罷下り、矢部左近將監(即ち駿河守定謙)方へ可_レ罷越_一表向は京都へ爲_二御用_一差遣候趣に取計可_レ申旨、山城守申聞、左近將監への書狀相渡、路用手當いたし吳候間、一旦歸宅之上、家内の者へは始末不_レ

申聞、小者多助召連出候得共、道中不案内に付、兼而惡意に立入候。大阪谷町一丁目清左衛門店彌助は、道中日雇相稼候ものに付、同人相雇。尤京都迄之約束にて引連、同十八日曉七時頃大阪表出立、途中にて出府之趣申聞、道中差急、同廿三日遠州今切渡海之節、大坂表大火之由承り、借は平八郎企相發候儀と心得、彌差急候得共、川留等にて手間取、同廿九日夜江戸表著、左近將監方へ罷越、山城守よりの書狀差出候處、一通り糺之上、大岡紀伊守家來に預に相成云々。

とある。

兩奉行連

却説二月十八日堀伊賀守登廳に際し、跡部は前夜平山密訴の顛末を以てしたが、堀は著任勿々にて、未だ一切の事情に通せず。跡部も思案に餘りて、何等應急の措置を做すに違なかつた。要するに跡部もかねて大鹽の手並を知りたれば、一旦堀と共に彼を捕縛す可く、協議したるも、容易に手を下だすを遲疑したものであらう。

大鹽逮捕に決す

尙ほ跡部堀奉行書取には、左の如く記してゐる。
翌十八日には、伊賀守(堀)早朝より山城守御役所へ立會に罷越候節、右之始末申聞、追々爲取探一候得共、速急に虚實不ニ相分一候とは乍レ申、右體密訴之者も有レ之上は、兩組打交捕方差向可レ申積、内談相決候に付ては、前書之通、右荷擔の者は勿論、其外共御役所に詰合罷在候義に付、手當之儀、平八郎へ相移候ては、不都合之筋は不レ及レ申。御役所内に於ても、如何様之異變可レ生も難レ計と心配いたし、何れも退散後、人選を以捕方之義申合、山城守義より左右次第、伊賀守よりも同様差向候積、夫々手筈示合置、平常之通、公事訴訟承切候。

逮捕見合

斯く彼等はそれ／＼大鹽等を捕縛する事を協議して相別れ、堀は西組老分吉田勝右衛門を招致し、捕方掛引の事を内命し、山城守よりの左右を待つたが。之を久うして、山城守よりは、尙ほ穩便の取計もあれば、捕方差向の儀は、一先見合す可しとの旨を申來つた。

【五二】吉見九郎右衛門の裏切

捕方見合の次第

跡部山城守は、堀伊賀守と協議の後、東組與力萩野父子、及び磯矢三人を召して、大鹽陰謀の事を告げ、其の逮捕を命じた。彼等は跡部に向つて、此際穩便に事を處す可き旨を告げ、此に於て、二月十八日の夜は、その儘に經過した。

萩野磯矢等の穩便申出

組與力勘左衛門(萩野)並に同人伴萩野四郎、磯矢頼母等は、平常平八郎文武之門弟に候得共、兼て見届候者に付、右三人へ捕方掛引之儀申合候處、何も驚入深勘辨之上相答候は、三人共近頃御用多にて、平八郎方へ不立越一候得共、同人兼々門弟共へ教示之趣に引競候得ば、助次郎(平山)密訴之次第、誠以不ニ存寄一候儀に有レ之。右は平八郎儀氣むら同然之生質之上、近來我慢増長し、格別惡意に通合候ものへは、意外不法之儀共申聞候儀、常々口辭に有レ之候處、助次郎儀自身之誠心より、平八郎申聞之趣、實事と心得、卒忽に密訴いたし候儀を、捕方差向、若哉右様之儀無レ

之節は、却て其儀を申立に致し、如何様之不法可仕出も難計と致心配候間、十九日巡見差延候は、異變可生儀も無之。勿論平八郎手元早々相探、聊にても怪敷様子相見候は、三人共身命を抛、尋常の取計可仕旨申聞候次第、無餘儀相聞候付、任其意、右三人は爲引取、伊賀守へは、穩便之取計方も有之候付、捕方差向之儀、先見合候積遣置候。(跡部照奉行書取)

吉見變心

然るに十八日には平山以外、義盟の一人、東組同心吉見九郎右衛門、又々變心し、十八日夜深更、同人の子英太郎、及び河合郷左衛門の子八十次郎をして、九郎右衛門の内訴狀、及び大鹽擧兵の檄文を携へて、跡部山城守に密訴せしめた。然るに兩人は跡部の部下即ち東組には、大鹽の黨類多きを以て、寧ろ西町奉行に赴くに若かずとなし、途中より轉じて堀伊賀守に赴き訴へた。最早十八日の夜は深けて、十九日の午前四時頃であつた。堀は先づ兩人を留置し、直ちに其事を跡部に報じた。跡部は既に荻野、磯矢等の意見を容れ、穩便に事を處

吉見變心の理由

河合郷左衛門の奔走

せんとしつゝある刹那、此報に接し、愈々惶惑した。吉見は何故に斯く變心したる乎、其の動機は分明でない。恐らくは平山同様一身の利害を打算して、斯く裏切つたのであらう。若し眞に其事が不是と信じたならば、師弟の縁によりて、先づ大鹽を諫むるが當然であらねばならぬ。元來吉見九郎右衛門は、東組同心にて、跡部が東組の町奉行でありつゝ、西組の與力、同心を援引し、東組を疎外する形跡あり、彼は平山と共に、中心不平の一人であつた。而して彼等兩人は、首として其の一身の處置を、大鹽に相談した。されば天保七年十月、大鹽の秘密の計企を賛同し、河合郷左衛門と與に、砲車三輛の詭方に奔走した程であつた。然るに彼は何時頃から變心したの乎、河合郷左衛門は、正月廿七日三男謹之助を連れて出奔した。謹之助は所謂自見にて、世人之を厭忌す、されば郷左衛門は愛惜の情に禁へず、之を負うて世を通れたと云ふ説がある。(大鹽先生年譜)又た何か大鹽から密談を受けた際、其の返答に溢りたる爲め、傍に有合せたる棒火矢にて打擲せられた爲めと

英太郎の
十次郎の
行動

も云ふ。(幸田著大鹽平八郎)
而して吉見英太郎は十六歳、河合八十次郎は十八歳の青年にて、舊冬來火薬の
調合やら、機文の印刷やら、種々の事に手傳ひたる者。然るに英太郎が二月十
三日、大鹽の用事にて、外出の際、偶々父を訪ひ、九郎右衛門より、裏切の
旨を領し、而して歸來八十次郎と相談し。豫て父より申含られたる證據物件
となる可きものをとて、機文一枚を竊取し。其後の成行を覗うてゐたが、十六
日頃から、同志の出入頻繁となり、形勢頗る緊張し、十八日の晩、兵庫西出町
の柴屋長太夫來訪し、大鹽父子と表の間にて面會し、一同は奥座敷にて、酒宴
を催ほしつゝあり。長太夫の歸後、大鹽も奥座敷に入り、愈よ明日の首尾を打
ち語りつゝあるを漏れ聞き。此に於て二青年は、出奔したる郷左衛門を搜索に
赴く旨を書き殘し、竊取したる機文を懐中して、吉見九郎右衛門宅にかけ付
けた。

是九郎右

九郎右衛門は、豫て認め置きたる密訴狀を渡し、斯くて管轄違の西奉行堀伊

衛門の發
意か

賀守に出訴したる次第は、前記の通りだ。是れ或は兩青年の發意でなく、吉見
が斯く注意したかも知れない。何となれば同夜は大鹽の黨與瀬田、小泉が、東
奉行所の當番であつたからだ。兎も角も彼等兩青年は、堀の家老中泉撰司の長
屋に於て、其の委細を申述べた。

【五二】 吉見九郎右衛門の密訴狀

密訴狀の
内容

所謂る吉見九郎右衛門が、認め置きたる訴狀なるものを見るに、如何にして彼
が大鹽の威迫に餘儀なくせられ、已むを得ず其企てに同意し。而して更らに其
の渦中より脱出して、訴狀を捧ぐるに至りたる行徑を縷述したるものにして、
其の巧言飾辭は、紙表に歴然だ。然も尙ほ若干此舉の反面を、覗ひ見る可き點
なきにあらざるを以て、茲に其の要節を掲ぐることにする。

乍レ恐公儀御一大事之儀奉ニ急訴一候。東組同心

吉見九郎右衛門

近來天變地變打續、民心不安候付、私晩學の師と相頼候。東組與力大鹽格之助父隱退に而、儒業罷在候。大鹽平八郎儀、粹格之助丁打稽古其餘外事に托、舊冬より火藥拵致居候處。實は世を憂候心難堪候付、孔孟之徳もなく、湯武の勢位無レ之候得共、民を弔候。大義を唱可申と、恐多も不願ニ公儀を一奉レ驚、王道に歸し候様いたし度旨、門人之内同組與力瀬田濟之助、小泉淵次郎、同心之内渡邊良左衛門、河合郷左衛門、近藤五郎、平山助次郎、庄司義左衛門、私並河州守口村質屋白井孝右衛門、同州般若寺村橋本忠兵衛等へ、追々に密談いたし、同志に申勸候付、私は勿論、誰逆も驚天恐怖不致もの無レ之趣。元來平八郎儀、氣分高く剛陽勝候性質に付、平生門人教方嚴敷、長幼之無ニ差別、折々大杖に而打擲いたし候得共、意念之不正を懲候付、過惡を改善に遷候

様相成、師弟之交誠實を盡候付、皆恩に感じ、恭敬厚くいたし候故、申聞候儀、了簡に違候儀有レ之候。而も、一言之論談いたし候ものも無レ之。素より右密談請候者共、學術未熟、無術之者共に而、私儀は殊更以辨候道を不知候付、答方無レ之、誠に大膽成存付と怖敷存候處。漢高祖、明太祖等の功業杯を解得爲レ致候故、實心不同意勿論、右様之儀假令學力有レ之候共、隱退之與力に而出來可レ申様無レ之儀に付、其場を飾、尤之様言葉を合申答、其餘之者共も、大體同様に相聞候處。全人を掛候ため之虚言にも無レ之、火藥分外に拵彌密談に力を入候付、猶々恐怖之念彌増に相成、答方畏縮いたし候者は、身分を賤しめ、辱しめ、惡言大杖等を以致打擲、右に而外をも懲誠強制致候に付、彌一言半句も不レ被レ申様に相成、皆々嘆息いたし候得共、致方無レ之、無レ據付合致ニ勞心候義に御座候。尤民を弔候儀は、鉦橋鹿臺之粟を民に被レ與候遺意に候逆、大坂市

中豪富之町人ども利倍を以貯居候金銀錢、並大名方藏屋敷有米を與へ候間、何時成共、市中に出火承候はゞ、貧民馳付可申。右米金配當いたし可遣旨之檄文を作、攝河泉播え相廻し候積、其意に違ひ候義も難申。何共嘆ケ敷次第にて、私身は賤しき御奉公致候得共、先祖より恐多くも君上之御恩澤を以、父母妻子を育、何不足なく相勤候段、誠以冥加至極難有仕合奉存候に付、右體之企、實心決而同意不仕、無二勿體義に付、何卒相避申度存、不快差支に託し、成丈平八郎方不罷越様致、漸迎年、三日過寒邪之上、宿疾發動、勞後出勤も難仕。併却而幸に相成、勞以、病氣養生引込之御届申上候付、不携様相成候得共、何卒右企爲相止一度、良左衛門並其餘之ものえ諫方之儀、度々及内談候處、いづれも尤同意に候得共、中々以一朝一夕の事に而は難參。良左衛門、郷左衛門等より風諫等いたし候得共、止る氣色無之、却而憤り候故、口を閉候様之次第候。

我身辨解

吉見録言

以上は一通りの成行を、吉見の立場から申し述べたものだ。以下は吉見自身の愚痴やら、申譯やら、若しくは其の一身、一家の安全を希ふやらを、女々敷縁り返してゐるに過ぎないが。茲に見通し難き一節は、大鹽の私行を攻撃したる事だ。そは彼が養子の婦たるべき者を、私かに己が妾としたと云ふを彈劾してゐることだ。

大鹽の人
身攻撃

將又平八郎義は、聊無二私心之を以人を勤め、又檄文を廻し、且所持之書籍等を以、施行之義も民心寄(時)伏(風)之義と相察し申候。以茲に有間敷、忤へ可娶積之養娘を、竊に自分妾に致し、男子出産に付、殊の外相歡此上にて彌一義決心之旨、相咄し、叱問敷と申聞候。俗人にも相劣候義、不埒之儀、且後來之望有之義、顯然に而、最初より反謀之企を以、人を勤め、只々承知不仕義を存じ、無欲天道を以、事を謀り候義、名前を立、愚昧之者共をたぶらかし、同志に入、檄文中殊に明白に認載有之。實に天下御爲を存候はゞ、如何様とも自力之及候丈、御忠節之奉レ盡方

吉見の品性

も可^レ有^ニ御座^ニ候哉、誠^ニ以^テ言語同斷、奉^ニ恐^ニ入^ニ候次第^ニ而^テ、私義病氣^ヲ以^テ、相避^レ候得共、斯御^一大事之儀、不^レ奉^ニ言上^一候は、御高恩何^ヲ以^テ奉^レ報^レ之^レ候哉、且^レ不^レ届^ニ之^レ罪難^レ遁^レ候に付、此段奉^ニ内訴^一候。

此の一節を見れば、如何に吉見其者の品性の、武士の風上にも措く可きものになきとが判知る。彼は全く大鹽を偽善者であり、又大望ある謀反人であると云うてゐる。此れが門人の其師に對する言葉である可き乎。事實の有無は姑らく論外としても、然も事實亦た決して此の言の如きでなきに於てをやだ。

第十章 大事勃發前の一悲劇

〔五三〕 大鹽の旗揚

大事勃發

話頭前へ返る。扱も吉見の密訴を受取りたる堀は、之を跡部に通じた。(參照)

五) 跡部は大鹽一味の瀬田濟之助、小泉淵次郎が、當直として、前夜より東奉行所に在れば、取り敢へず、先づ此の兩人を捕へんとした。乃ちそれらの準備をなし、家來武道善之助をして、彼等を御用の間に招かしめた。兩人之に赴けば、其の模様が異常だ。扱は大事暴露したかと、身を翻して脱走せんとしたが、捕吏に取り捲かれ、淵次郎は斬れた。享年十八。濟之助は漸く圍を破り、稻荷社の傍なる塀を越え、亂髮跣足の儘、天満橋を渡り、洗心洞に赴き、其急を告げた。時に二月十九日の拂曉であつた。

大鹽は當日晩景、兩奉行天満巡見を期として、愈よ事を擧ぐる豫定であつたか

大鹽出陣用意

同志漸く
來集

ら、捕吏の來り迫るに先んじ、我より進んで發す可しとて、邸内に集合せる一味に、直ちに出陣の用意を命じ、又た卯の下一刻(午前七時)急使を馳せて、附近の黨類を招き、門を閉ぢて、他人の出入を禁じ、天照皇太神、湯武兩聖王、東照大権現と書したる旗二旗、五七の桐に、二つ引の旗一旗、救民の二字を書したる四半一旗を、庭前に建て、大砲、砲車を牽出し、溜池埋立の爲に、數日來邸内に宿泊したる人夫、及び今曉新に來集せる人夫、合計七八十人を召し、大鹽自ら擧兵の理由方略を示し、信賞必罰の軍令を宣し、それら武器を與へ、若しくは輜重用として、長持、葛籠其他の必要品を擔はしめた。
大鹽邸には、前夜より同志相會して、謀議既に熟し、酒宴を張りて、大いに士氣を鼓舞してゐた。而して二月十九日は、恰も春期に於ける文宣王(孔子)釋奠(祭)の當日と云ふを名として、同志もそろ／＼來り集まる最中であつた。斯る場合に瀬田濟之助が、東町奉行所より遁れ還りて、暴露の次第を報じたから、事は豫期に如願したが、然も毫も狼狽するに至らなかつた。翻つて、跡部と

跡部の手
管

大鹽伯父
與五郎逃

堀とは、何れも其組下を召集し、事前(先)に大鹽及び其の一味を捕縛す可く、それら支度し、跡部は書を代官池田岩之丞、同根本善左衛門に飛し、建國寺及び天満橋を守らしめ、又天満組總年寄今井官之助等には、消防員を率ゐて、東番所に來る可きを命じた。斯くて宿直の小泉を斬り、瀬田を取り逃がしたる次第は、前記の通りだ。
而して跡部は、堀を東奉行所に招き、互ひに打ち合せ、大鹽平八郎の伯父東組與力大西與五郎を召し、平八郎に利害を説き切腹せしめ、若し聽かざれば、差し違ふ可しと命じたが、與五郎は病と稱し、養子善之助と與に逃亡した。
猶手當方申談罷在候内、平八郎儀、屋敷内より、頻に火矢打出候由相聞候間、手配相整候迄之内、如何様とも取鏡候方可然と存山城守組與力大西與五郎は、平八郎伯父にて、先達てより病氣にて引込罷在候へ共、打臥居候程の重病にも無之様子に付、與五郎厚縁の故を以て平八郎方へ差遣、存念爲ニ承諾候上、與五郎勘辨を以て尋常の取計爲致

卑怯の連
果者

可^ま申^すと、同^{どう}組^{ぐみ}其^{その}筋^{すぢ}の與^よ力^{りき}與^よ五^ご郎^{らう}方^{かた}へ差^さ遣^{はし}、右^{みぎ}之^の趣^{おもむき}爲^な申^ま渡^{わた}一^{いつ}候^{こう}處^{ところ}、承^{しょう}伏^{ふく}い
たし、同^{どう}人^{じん}養^{やう}子^し大^{だい}西^{せい}善^{ぜん}之^の進^{しん}差^さ添^そ能^{のう}越^こ、山^{やま}城^{しろ}守^{まも}差^さ圖^ず之^の通^{とほり}、可^こ取^と計^{けい}一^{いつ}旨^{めい}相^あ答^た置^おな
がら、剛^{ごう}勢^{せい}に恐^{おそ}れ、不^ふ能^{のう}其^{その}儀^ぎ一^{いつ}候^{こう}〔跡^{あと}部^ぶ堀^{ほり}兩^{りやう}奉^{ほう}行^{かう}書^{しょ}取^と〕
斯^する場^ば合^あひに、斯^する手^て緩^{ゆる}き方^{かた}法^{ぽう}を、取^とりたりとて、とて其^{その}目^め的^{てき}を達^たす可^べきもの
ではな^い。大^{だい}西^{せい}も、養^{やう}子^し附^つ添^そ、兎^うも角^{かく}大^{だい}鹽^{えん}郎^{らう}の附^よ近^{きん}迄^{まで}は出^で掛^かけたが、殺^{ころ}氣^き已^まに
漲^あるを望^{のぞ}見^{けん}し、西^{にし}の宮^{みや}迄^{まで}落^お行^{かう}いた。然^{しか}も又^{また}大^{だい}阪^{はん}に引^ひき還^{かへ}す時^{とき}、見^み谷^やめられて
は困^こまるとて、其^{その}刀^{かたな}を海^{かい}中^{ちゆう}に投^なげ込^こんだ。されば彼^{かれ}は後^ご日^{にち}遠^{えん}島^{とう}、養^{やう}子^し善^{ぜん}之^の進^{しん}
は、中^{ちゆう}追^つ放^{ほう}を命^{めい}せられた。又^{また}同^{どう}志^しの一人^{ひとり}、弓^{ゆみ}同^{どう}心^{しん}竹^{たけ}上^{かみ}萬^{まん}太^た郎^{らう}は、二^に月^{げつ}十^{じゅう}三^{さん}日^{にち}
連^{れん}判^{はん}に加^かり、十^{じゅう}六^{ろく}、十^{じゅう}七^{しち}、十^{じゅう}八^{はち}日^{にち}打^{うち}續^つき大^{だい}鹽^{えん}郎^{らう}に赴^{おもむ}き、十^{じゅう}九^{きゅう}日^{にち}には鐵^{てつ}砲^{ぱう}を携^{たづ}へ
て駆^{かけ}付^{つけ}ながら、家^か族^{ぞく}を立^た退^{たい}せした上^{うへ}、存^{ぞん}分^{ぶん}の働^{はたら}きを爲^なす可^べしと、平^{へい}入^{にゅう}郎^{らう}に理^{ことわ}り
て、我^{わが}家^かに引^ひ還^{かへ}し、母^{はは}、妻^{つま}、娘^{むすめ}、下^げ女^{によ}等^らを立^た退^{たい}せながら、弓^{ゆみ}奉^{ほう}行^{かう}上^{かみ}田^{でん}五^ご兵^{べい}衛^ゑ、
鈴^{すず}木^き次^じ左^さ衛^ゑ門^{もん}兩^{りやう}名^な宛^{あて}に、前^{ぜん}非^ひ後^ご悔^{かい}、家^か名^な相^あ續^つの願^{ねん}書^{しょ}を認^まめ、之^{これ}を懐^{くわい}中^{ちゆう}して諸^{しよ}
方^{かた}を立^たち廻^まり、同^{どう}役^{やく}吉^{きち}田^{でん}邦^{ぱう}次^じ郎^{らう}に出^い會^あひして之^{これ}を渡^{わた}し、播^は州^{しゅう}路^ろ迄^{まで}逃^{にげ}け行^いいた。

彼は後に三郷引廻の上、磔刑に處せられた。

【五四】 宇津木矩之允

一悲劇

茲^{こゝ}に大^{だい}鹽^{えん}の旗^{はた}揚^あげに際^{さい}して、一^{いつ}の悲^ひ劇^{げき}がある。そは彼^{かれ}が愛^{あい}重^{じゆう}したる門^{もん}人^{じん}宇^う津^つ木^き矩^{のり}之^の允^{のり}が、彼^{かれ}を諫^{いさ}めて殺^{ころ}されたる一^{いつ}條^{じょう}だ。

矩之允身

宇^う津^つ木^きは彦^{ひこ}根^ね井^い伊^い家^けの老^{らう}職^{しやく}宇^う津^つ木^き兵^{べい}庫^この次^じ男^{なん}にて、通^{つう}稱^{しやう}は矩^{のり}之^の允^{のり}、又^{また}は倭^わ二^に〇
彼^{かれ}は越^あの一向^{いかう}僧^{そう}鶴^{かく}州^{しゅう}上^{じやう}人^{にん}の義^ぎ子^しとなり、好^{この}んで書^{しよ}を讀^よみ、十^{じゅう}七^{しち}歳^{さい}にして志^{こゝろざし}を
立^たて、辭^じして京^{きやう}都^とに出^いで、頼^{らい}山^{さん}陽^{やう}、中^{なかつ}島^{じま}棕^{そう}陰^{いん}等^らに就^つて學^{まな}び、更^{さら}に陸^{りく}象^{じやう}山^{さん}全^{ぜん}集^{しよく}
を讀^よみ、感^{かん}憤^{ふん}する所^{ところ}あり、天^{てん}保^ほ二^に年^{ねん}大^{だい}鹽^{えん}の門^{もん}に入^いり、翌^{よく}年^{ねん}遂^{すな}ひに塾^{じやく}頭^{とう}となつ
た。

矩之允の

大^{だい}鹽^{えん}の古^こ本^{ほん}大^{だい}學^{がく}刮^{かく}目^{もく}に門^{もん}人^{じん}宇^う津^つ木^き靖^{せい}、松^{まつ}浦^{うら}誠^{せい}之^の、湯^ゆ川^{がわ}幹^{かん}訓^{くん}點^{てん}とある、其^{その}筆^{ひつ}頭^{とう}

西國遊學
發途

所志を述
ぶ

の宇津木靖は彼だ。又た増補孝經彙註の参訂者中に於ても、参訂受業生としての
の筆頭には、宇津木靖の名がある。大鹽が儒門空虚語附録中に、「答彦藩宇津
木共甫論心理」又た「再答宇津木共甫」とあるは、彼だ。彼名は靖、字は共甫
又た東昱、靜區と號した。彼が此の如く大鹽門人中に於て、首席を占めたのは、
彼が必らずしも彦根藩老職の次男であるが爲めのみではあるまい。彼は實に大
鹽から愛重せらる可き資格を具へてゐたのであらう。

斯くて宇津木が洗心洞を辭して、西國遊學の途に上りたるは、天保六年の秋で
あつた。如何に大鹽が彼を愛重したるかは、餞別として金十兩、國光の刀一口
を以てしたるを見ても判知る。

宇津木は上途に先ち、江州に赴き、其の父兄に辭別するに際し、鶴州上人亦た
江州別院にあり、訪うて告別したが、當時「別鶴州上人」の長篇は、能く自己
の所志を陳べてゐる。其中の句に曰く、
我原江州弓馬是世家。六歲出爲浮屠子。爾來一十有八年。狂愚成質不
自

揣。乍把書劍一脱袈。裝。自謂是以拾二朱紫。時清廟堂才彬彬。下到
錢穀不乏人。儒生爲言多迂遠。更嫌奔走逐馬塵。因是遂不能得意。
退向丘壑一欲養真。又思男兒寧在此。千里之行自此始。
今年歲已二十七。落魄未作環堵室。貧賤到處交易疎。惟師於我長如
初。

以上は一種の自己告白と云ふも、妨げあるまい。斯くて彼は四國、中國を遍歴
し、長崎に至りて止まり、生徒に教授し、止まる八個月にして、天保七年冬

(大阪市史には七年六月とある) 親を省するを以て歸つた。(大鹽中齋先生年譜)

宇津木大
鹽遊學の
時

大鹽旗揚の前夜から、宇津木が其の邸内に在つたとは間違ないが、只だ或者は
二月十七日の黄昏、九州から大阪に立ち還り、先づ大鹽の宅に到着したと云ひ、
大鹽から其の企を聞き、之を諫止して聞かれず、遂ひに一死を覺悟し、二月十
八日附にて、一書を認め、私かに之を從者友藏に携帶せしめ、去らしめたと云
うてゐる。されど其の所謂る書簡なるものには、

十七日之夕刻、大坂阿治川へ著船仕候、四ヶ年以前出立之砌、師弟之契約仕候平八郎、天魔身に入候哉、存外之企有之云々。

とあるが、此れが事實と合はない。若し彼が最初に大鹽に入門した年から數ふれば、天保二年であるから足掛け七年になる。若し彼が大阪を出立した時から數ふれば、六年の秋であるから、足掛け三年になる。然もそれが師弟の契約を初めた歳でないとは云ふ迄もない。然も其の書簡の署名には、宇津木敬治とある。然るに評定所の文書には、敬治、友藏の名がなく、只だ矩之允、良之進の名があるのみだ。而して良之進は、岡田良之進にして、長崎醫師岡田道玄の子だ。彼の作りたる宇津木静區傳には、左の如く記してゐる。

初め大鹽氏の亂を爲すや、曉起宣言して曰く、従はざる者は殺すと。穆(良之進)聞て而して大いに驚き、急に起て先生(宇津木)の床に至る。先生從容として曰く、昨大鹽氏竊かに余を招き曰く、方今天下凶荒、餓殍途に相ひ望む。而して發するを知らず。余目之を見るに忍びず、因て藏書を賣りて之を周は

す。尙は萬一を救うに足らず、余將さに豪戸を屠りて、而して之を救はんとす。卿意如何。余曰く圖らざりき先生の此言を出す也。夫れ災を救ひ民を恤む、官自ら其人有り、況んや豪戸を屠りて之を救ふ、是れ民を救ふ所以の者、即ち民を災する所以也。其れ亂民と爲らざる者は幾んど希矣。苟も余が言を之れ聽かずんば、則ち師弟の義永く絶矣。安んぞ亂民の爲に從はん乎。大鹽氏余の従はざるを見て、溫言之を謝す、然も余は其の回らす可らざるを知る、今ま事固に亦た一死を辨ず矣。即ち筆を授りて一書を作り、穆に託して曰く、汝幸ひに之を郷里に達せよ。(原漢文)

此れは何時大阪に還つたと云ふを語らない。而して其の所謂る一書なるものは、

區々一包裏汗血。不レ數二十年一當レ就ニ衰竭。其他蛻殼亦不レ過レ奉ニ蠅螻一耳。今日乃得レ爲ニ忠孝之軀。豈非ニ天下幸甚一也歟。滿腔熱血。意酒ニ何地。于忠肅先得ニ我同。然者從容就レ義難。如ニ平生餘氣。未ニ必難。

但如二疊山公則實不レ易段大尉象笏大是佳物李懷光能異石演
 芬之身首一竟不能レ使異其心宇野某之於明智光秀六郎連之於下將
 門一亦可人世有詩本粉本之稱予窃取孫忠烈許忠節一爲忠本一畢
 竟使李確吞二憾地下
 の絶命詞だ。惟ふに以上は事實として受取らねばなるまい。

【五五】 宇津木矩之允の死

咬菜秘記

尙ほ玉造與力にして、大鹽の交友の一人であり、大鹽事件には、尤も能く働ら
 きて恩賞を得たる、坂本鉉之助の咬菜秘記には、左の如く記してゐる。
 宇津木兵太といふは、平八郎門人にて、彦根の家老宇津木某の弟也。發亂
 以前に、西國より歸坂して、再び平八郎方に來り居りしが、陰謀の事を竊に

咬菜秘記

語りし所、兵太甚だ不得心にて、種々諫争せしが、兵太も心死を覺悟にて、
 供に連れたる僕に云付けて、透間を見て、窃に國へ歸て、此事を告よとて、夫
 々仔細を認めたる文を渡し、死を免れざることを書て、姉の方へ暇乞の文を
 遣はしたるが、丁度發起の前（翌？）日頃や、其僕伏見にて捕はれて大阪へ
 引戻しになり、其兵太が文を奉行所へ取上となりて、其寫といふものを、貞
 （坂本）も一覽せしが、甚だ哀れに氣の毒なる事なり。
 とある。又た藤田東湖の浪華騷擾記事には、玉造口御先手與力本多爲介が、齋
 藤彌九郎に語りたる話として、左の如く記載してゐる。
 此度平八郎亂を起し候常朝、門人の内、二心の者、二人自身致ニ殺害一候
 に付、居合候塾生宇都木某、井伊の家老某の子なりしとぞ。平八郎の前に進
 み、今日の御振舞、先生にも御似合不レ被レ成、御狂氣は不レ被レ成候哉と申
 聞候へば、大鹽挨拶に、亂心には無レ之、萬民救の爲め、只今より出陣致し候
 間、御自分にも味方に付候へとの事に付。宇都木大に驚き、種々諫言申述

候内、右正一郎（大井）進み出、先生如斯人物をば、先づ今日の血祭に仕
らんと申も果さず、宇都木を大袈裟に切下げ、縁側より蹴落し候由、宇都
木は縁より三四尺外に蹴落され候故、鎮火の後、見候へば、腕のみ焼たる死
骸有之候由。

又同書記

とある。又同書に、
一 井伊の藩にて、名ある儒者何某、平八郎懇意の處、右之者、去年より西
國へ遊歴、當春歸り候得共、大坂亂妨以前より、同人行方相分り不申候由、
是等も不審に候。

とある。而して此れも右爲介の話として掲げてゐる。然も此の儒者が宇津木で
あるとは、東湖も氣付かなかつた様だ。

宇津木殺害に一説

宇津木が大鹽邸にて、大鹽命令の下に、同門大井正一郎の爲めに、殺害せられ
たと云ふ説は、他にもある。即ち宇津木が厠を出づる所を、正一郎槍にて突
き掛けたれば、宇津木は之を引き外し、縁側に坐し、自ら肌を寛げ、御存分に

眞偽何れ

と、自若として、其棺を受けたと云ふことだ。
併し何れかと云へば、岡田穆の話が、或は事實に近きかも知れない。岡田穆は、
即ち岡田良之進（參照 五四）にて、彼は長崎醫師岡田道玄の子にて、天保六年宇
津木が長崎に遊んだ際、十四歳にして其の門人となり、爾來隨從して、宇津木
と共に、天保七年四月以來、大鹽の塾に在つた。彼が宇津木から絶命詞を授か
りたる始末は、既記の通りだ。（參照 五四）

岡田所言

此人（宇津木）は痔持で厠へ行くと長い。或時大便に行つて居る時に、大鹽が宇
津木の部屋へ這入つて来て、「宇津木さんはどうしたか」と云ふから、岡田が、
「知らない、何處へ行つたか知らない、大層忙しいやうですが如何です」と言つ
たところ、大鹽は何も言はずに、戸を閉めて行つてしまつた。岡田は案じら
れるから、厠へ行つて、「先生、只今大鹽さんが、貴下を尋ねて來ました。大
層な権幕でした」と言つたら「それは吾を殺しに來たのだ、今に斬られるか
ら、其方は早く逃げる」と言ふから、庭の塀を乗り越して、逃げやうと思つ

大鹽手づから殺害

て、庭へ下りて後を振り向いて見ると、今宇津木が、廁から出て手を洗つてゐる所へ、大鹽が拔刀を提げて来て、「宇津木さん」と聲を掛け、斬掛けやうとする、宇津木が「待て」と言つて、手を洗つてから徐々と首を延して斬られた。其時岡田は、狼狽して居つたら、早く逃げろと言つて叱られた。それから岡田は、彦根へ行つて、宇津木の母親に逢つて、其事を言つて手紙を渡し

加害し事實

以上は岡田と野田笛浦の塾に同學であつた田中從吾軒が、岡田から直聞したる所を語りたるものだ。果して岡田に、宇津木の最後を見届ぐるだけの度胸があつた乎、否乎は明かでないが。今日の所では、先づ之を以て事實に近しとせねばなるまい。

今井克復

又た當時大阪町總年寄の職に在りて、町奉行の指揮の下に、消防鎮撫に働らきたる今井克復の語る所によれば、其十九日前夜に、宇都木矩之允と云ふ書生があつた。是れは井伊家の藩士の

部屋住にて、大鹽の門に入り、早春より播州邊に行つて居て、其前々日に歸つて、其話を聞いて、大鹽に諫言を致して、發狂人の所爲とまで申ました。大鹽は大に憤りましたが、それから便所へ行くと、平八郎は、大井正一郎と申者に申付けて、殺して仕舞へと云つて、手槍を渡しました。其者もタイしたもので、夫れ程に言つても、先生が聞かねば、我命の盡る所と云つて、腹をあげひろげて、便所の椽側に座したを、突き殺したを、私の宅の向ふに住つて居つた造酒業の市郎次の伴、鹽谷喜代藏と申した書生も、其騒ぎに逃げて歸つて、其事を私に話しました。是れは其時見た儘の事でありませう。

〔史談會筆記〕

是亦一説

是れ亦た一説である。特に早春以來播州に赴き、前々日に還つたと云ふことは、長崎から前夜に還つたと云ふ話よりも、餘程辻褄が合ふ様にも思はるゝ。

宇津木殺死に就き儀左衛門申立

右小者友藏二月廿二日於三太坂町奉行吟味之節、兼而召捕置候庄司儀左衛門呼出、敬治様子相尋候處、同十八日夜、平八郎父子其外一味徒黨の者共列座の所之敬治鶴出、平八郎之種々異見等致候得共、聞入無之。然る處敬治便所之參候由にて立出候跡にて、平八郎申候は、最早敬治生けて難し、誰ぞ打留可申旨申聞候間、大井正一郎刀追取出候を、平八郎聲を懸、太刀打は無覺東一鎗にて突留よと申ければ、心得、鐘引提、敬治手も逃候處立寄、正一郎大音にて宇都木氏一命を先生え給れと槍を捻り突出候處、敬治承りどつかと座し、兩肌くつるげ腹突出し御存分といふ間もなく、胸板突通し直に留めの槍其儘相果候よし、儀左衛門申立候、敬治時に二十九歳なり。(大鹽平八郎傳實記)

【五六】 宇津木矩之允の死に關する別説

又別説

尙ほ前記岡田良之進の所説を、根本資料として記したるものに、左の如き別説がある。

暴動當日
早朝の狀

暴動の當日、朝六ツ半時家内の建具を打壞す音に目を醒し、何事かと訝る間

もなく、役立たぬ者は討捨てて仕舞へといふ聲に吃驚し、飛起きて矩之允の臥床に近寄り、其旨を告ぐると、矩之允も承知の體にて、聲を潜め、我師は短氣の性分にて、平生門人を教へるにも、拔身を振廻はすやうな事もあるが。未明からの教授でもあるまいし、其上昨夜深更面會の節、若し天下異變起らば、如何身を處置するかと問はれた事を考合すと、何様大事を企て居る如く見ゆるが。昨夜はたゞ不審に心得たるのみにて、寢と我師の心底を見極めたとはいへず。今一度と心懸けて居つた所、今朝の騒動、此上は時宜によつて師恩に頓着なく、平八郎を討捨て、拙者も即座に自殺するにつき、兼て京都東本願寺家臣粟津陸奥之助に貸置ける詩集を受取り、此碑文(參照 五四)と共に、兄下總の家來大林權之進に渡し呉れよ、碑文中には、矩之允が最後の遺腸を認めてあるといつて、即座に美濃紙二枚續に、一篇の漢文を認め、良之進に手渡した。良之進は吃驚して、尙よく事情を聞糺さうとする中に、矩之允便所に立ち、又塾外では大井正一郎と安田圖書との話聲が聞える。先

悟
矩之允覺

出良之通駝

所矩之允疵

生の御申付により矩之允を殺す、若し逃出すやうなことがあつたら、取押へてくれるとの正一郎の聲音だ。彼(岡田)は慌て、便所へ赴き、右の次第を告げると、承知して居る。最早立退く隙もないが、正一郎を抜き、今一度平八郎に面會したく、隠れて居る次第、其方を見咎められざるやう立退けと言はれたが、良之進は猶豫決し兼ねると、我が爲を思はゞ、速かに立退き、最前の碑文を、權之進に渡しくれよ、然らずば我が心事の潔白は知れ難しと、再三の言葉に、漸く氣を取直し、塾中に取りつて還し、混雑に紛れて裏口から抜出した。正一郎は圖書と相談の上、彼を塾外に見張番とし、自分は進んで便所口待つてゐたが、一向出で来る氣合の無いので、刀片手に、戸を明けながら、先生の御差圖と聲をかけ、立上つて来る矩之允の胸元を刺し、踰る所を斬付け、乗掛つて止を刺し、矩之允を討留めたりと高聲に呼ばつた。亂後矩之允の屍を檢視したら、疵所は百會の後、竪に六寸程切疵一ヶ所、臍の上より背へ一寸程突疵一ヶ所、咽喉に二寸程、左の腕に一寸程突疵二ヶ

從吾軒談話との異

間違なき事實

所であつたといふ。辛ふじて裏口から抜出した良之進は、正一郎の聲を聞き、師匠の敵、其儘に置難しと思へど、遺言の旨も黙止し難く。一途に京都に駆付け、二十日陸奥之助の手許から詩集を受取り、翌廿一日彦根へ赴き、權之進に面會して、一部始終を物語り、碑文詩集を渡したと云ふ。「幸田著大鹽平八郎」此れは岡田良之進の申立を、評定所吟味書から援き來り、前記田中從吾軒の談話と湊合して記したるものと云ふが、然も齊しく岡田の所説にしても、前記田中の談話とは、異同がある。前者は大鹽自から手を下だしたとし、後者は大井をして其事に當らしめたと云ふ。同一の岡田から、斯く異りたる説の出で來るは、如何にも不思議である。

併し大體に於て、大鹽が其の愛弟子宇津木矩之允をして、此舉に與みせしめんと欲し、而して宇津木は斷々乎として、之を拒否し、その自から信守する所の爲めに殉じた事だけは、其事の順序が如何にせよ、彼が前夜大鹽邸に至りたるにせよ、前年より寄宿しゐたにせよ、將た槍にもせよ、刀にもせよ、其の下手

宇津木の
態度

人が大鹽にもせよ、大井にもせよ。それ丈は間違なき昭々たる事實だ。
之を平山助次郎や、吉見九郎右衛門の裏切者に比して、實に大鹽門下にも、其
人ありとせねばならぬ。最後の刹那に於て、平生相得たる師弟が、互ひに殺者
となり、被殺者となるは、實に千古の悲劇とせねばならぬ。宇津木の如きは、
晉だに道を信ずるの學者たるに恥ぢざるのみならず、亦た其師を辱かしめざる
者と云はねばならぬ。

第十一章 大事勃發

【五七】大鹽勢の運動

自邸を燒

話前に返る。扱も天保八年二月十九日朝、大鹽は血祭りに、其の愛重したる門
人宇津木矩之允を殺し、五ツ時(午前八時)頃、格之助屋敷の塀を引倒し、一隊を
繰り出した。先づ洗心洞背後の建國寺を砲撃す、一發して爆發せず、二發して
遂に屋上に爆發した。斯くて火矢もて自邸を燒き、其の向側なる淺岡邸を砲撃
し、茲に天満の火の手が、天に冲した。
此れが大鹽が、天満の方角に火の手を見れば、必らず駆け付けよと、豫じめ近郷
の恩顧の出入の者共に、申し聞けて置いたから、其の手筈を爲したのだ。
是より天満橋筋を北に、長柄方面に向ひ、天満十丁目に出で、途中大砲、火矢、
炮煉玉を投散らし、百姓町人、何れも味方に引入れ、同勢三百人ばかりとな

味方招集
手筈

同勢漸く
増加

北大阪大
半焼失

徒黨實勢

存りに富
豪を焼く

つた。その中には中途から逃走する者もあり、又は之は奇貨として、奪掠を事とし、酒食を食ばり喫する者もあり。西して與力同心町に出で、天神町に至つた。或は同勢六七百人に達したと云ふ。〔年譜〕
此より進んで城に迫らんとしたが、橋の南端、既に切斷せられたるを知るや、直ちに西して難波橋に向うた。此日は午前南風烈しく、午後西風之を煽揚したから、北大阪の大半は焼失した。

斯くて九ツ時（正午）大鹽勢は、難波橋を南に渡つて、北船場に入る。松本麟太夫の口書によれば、大鹽格之助先陣、平八郎中軍、後陣は瀬田濟之助であり、大將分七十八人餘、惣人數五百人餘と云ふ。然も今井克復の實見談によれば、「本黨の徒黨は僅か二十人あまり」に過ぎなかつたと云へば、その餘は脅従やら、彌次馬やらにて、先づ以て烏合の衆と見る可きものであつたらう。
大阪にては大川以南長堀川以北、東は東横堀川、西は西横堀川を限りて船場と云ひ、その中にも北船場は、金満家の淵藪にして、今橋筋、高麗橋筋には、富豪

行進順路

大鹽本隊

軒を並べてゐる。大鹽勢の目指す所は、此處である。乃ち炮烙玉や、火矢を投げ込み、打ち込み、焼きたてた。今橋筋では鴻池屋善右衛門、鴻池屋庄兵衛、鴻池屋善五郎等、鴻池一類、天王子屋五兵衛、平野屋五兵衛等、高麗橋筋にては、三井吳服店、岩城、升屋等、皆な此災に罹つた。杉山三平の口書には、一手は今橋を渡り、一手は高麗橋を過ぎ、再び合し、一隊となりて、東横堀川に沿うて南へ進み、内平野町、米屋平右衛門、米屋長兵衛等、米屋の一黨を焼拂うた。然も大鹽中齋年譜には曰く、

杉山三平の口書に依るに、一手は今橋を渡り、一手は高麗橋を渡り、二軍再び合すとせるも、傳説に徴し、爆撃の跡に見るに、斯くの如く單純ならず。今各種の資料を綜合して、軍の進路を見るに、大略左の如きか。
既に軍を分て高麗橋を進める先生の本隊は、路に三井七郎右衛門を侵し、岩城屋某、及び島屋八郎右衛門を轟撃し、恵比壽屋、升屋等の富豪を爆撃して、東横堀町を南に平野町に進み、西に内田惣兵衛、平野彦兵衛、同佐兵衛、茨

格之助の
鄭隊

原屋萬次郎、米屋喜兵衛、炭屋彦五郎等の巨商豪戸を連焼崩壊して、手に任せて金穀を道路に散じ、夫より堺筋に出で、淺路町に入り、茲に暫らく軍を駐めて上町方面の情報を待つ。

一方今橋通りを東進せる大鹽格之助の一隊は、路に天王寺屋五郎兵衛、及び平野屋五郎兵衛等の豪戸を爆撃し、進で今橋を渡り、上町に出で、東横堀を南進し、内平野町に於て、米屋平右衛門、同長兵衛、兩家を轟壊し、夫より豊後町に出で、和泉屋勘次郎を撃破し、次で大手筋に住友甚五郎に火矢を投じて、之を焼く。既にして孤軍深く入るに氣付き、是より大手筋を壓迫して、徐々に思案橋を指して、西に下る。時に西南の風は、中船場の火場を煽揚し、猛炎早く全市を掩ふを見る。而して此時未だ一人城兵の影を見ざるなり。而も一支隊を以て、城中に迫り敵を求むるの尙は勢足らず、且つ孤軍長く駐るの危険なるを恐れ、即ち思案橋より再び北に示威的運動を起し、歸て本隊に合せんとす。偶々平野橋より高麗橋方面に出でんとして、忽ち堀伊賀守の

一隊に會ふ。(大鹽中齋先生年譜)

兎も角も大鹽等は、殆んど無人の地を行く如く、思ふ通りの運動を逞うした。

【五八】官邊の行動

翻て官邊側の行動を見れば、跡部、堀の兩奉行は、大鹽の伯父大西與五郎に、大鹽を説き切腹せしめ、然らざれば差違へて、死せよと命じ、然も同人は養子と共に逃亡したことは既記の通りだ。(參照 五三)

斯くて跡部、堀の兩奉行は、如何に措置したる乎。

平八郎始、賊徒の者共、多人數手にく、白刃を携、或は大筒、小筒等烈敷打掛、松明様の物打振、右往左往に立騒ぎ、追々組屋敷焼立、火勢強く難近寄、旨申聞候付、早速石渡彦太夫、御手洗伊右衛門(鐵炮奉行)へ掛合、御鐵炮同

兩奉行指

大阪城代
の措置

心一同鐵炮を以、可ニ打拂一旨差圖仕候得共、手足兼候付、猶又遠藤但馬守へ掛合、兩御番組與力、同心呼寄、種々手當云々。(跡部頼兩奉行書取)

されば彼等は先づ手を拱して、援兵を請うた譯らしい。無論彼等から此の事を城代に報告したことは、云ふ迄もあるまい。

當時の大坂城代土井大炊頭利位は、天満方面の銃砲の音聞え、猛火各所に起るを見て、跡部、堀の兩町奉行、及び目付中川半左衛門、同犬塚太郎左衛門に、暴徒の逮捕を命じ、打拂、切捨苦しからざる旨を命じ。巳の中刻(午前十時—十二時の間)玉造口定番遠藤但馬守、山里丸加番土井能登守、中小屋加番井伊右京亮、青屋口米津伊勢守、雁木坂加番小笠原信濃守、東大番頭菅沼織部正、西大番頭北條遠江守等を召集し、告げて曰く、平八郎暴動に付き、町奉行、目付に、その鎮定を命じた。予は此より本丸を巡視するから、各方も宜しく準備あれと。當時京橋定番米倉丹後守、未だ著任せざるを以て、玉造口定番、京橋口をも統へ、兩定番の與力、同心全部を召集し、四加番は何れも家臣を

城代の城
門巡視

督し。又た東西大番頭は、組頭及び番衆全部を召集し、各持場を固めた。午刻(正午)城代土井利位は定番、加番を隨へ、西大番頭の嚮導もて、本丸を巡視し、具足奉行上田五兵衛、鐵炮奉行石渡彦太夫に命じ、具足、鐵砲、及び玉藥の配賦に従はしめ、酉刻(午後六時)火災猛烈となるに及び、再び定番を隨へ本丸を巡視した。而して兩目付中川、犬塚は、兩町奉行出兵後、城内を巡視し、又は數は城外に出で、現場を視察し、之を城代に報告した。

兩奉行方
の手薄

却説も跡部、堀の兩奉行は、鐵砲同心の援助を請うたが、此れも石渡、御手洗兩奉行の配下各二十名に過ぎない。されば愈々其の力の足らざるを見て、玉造口定番遠藤但馬守に交渉して、其の援助を求めしめた。元來玉造口、京橋口とも、各與力二十騎、同心百人宛にて、當初は定番よりは等は城を守る爲めのものなれば、町奉行には貸すことは相成ぬと理りたれども、城代よりの差圖にて、漸く午後に至りて與力二人、同心三十人宛貸すこととした。而してそれを引率して、大鹽の焼き立る場所へ向つたのは、十九日午後四時頃で、兩奉行共、

組々防禦
措置

廣瀨次左
衛門

身ごしらへは、火事裝束の下に著込み、家來も同様火事羽織の下へは、具足鎧り鉢巻等にて出掛けた。(今井克復談話)

斯くて玉造組は、同心支配役坂本鉦之助、平與力蒲生熊次郎、本多爲助二人を誘ひ、同心三十人を率ゐ、與力には十匁筒、同心には三匁五分筒を携へしめ、玉造口門外土橋の側に集合せしめ、之を率ゐて先づ發し、途に同心小頭二人を召集し、城濠に沿ひ、東町奉行所に至つた。然も跡部は鉦之助等の來援を促すこと、三回に及んだ。而して鉦之助等は、それ／＼東町奉行所の警戒を嚴にし、それ／＼防禦の手段を盡した。然るに京橋口同心支配廣瀨次左衛門、馬場佐十郎は、城門警衛の任に當る譜代同様の組にして、町奉行の指揮に従ふは、組柄を辱しむるものであるとか、城門を離れて、奉行所を守り、之に死するは、犬死に等しとか、種々の口實を設け、飽迄之を拒み。尙ほ玉造口の坂本鉦之助を説いて、之に同意せしめんとしたが、鉦之助が應じなかつたから、大に怒りつゝも、今は是非なく與力二人、同心三十人を率ゐて、再び東町奉行

天神橋切
落し

所門前に至つた。然も組支配廣瀨次左衛門は、雪駄穿きにて鐵炮さへも携へなかつたと云へば、其の泰平武士の模様、以て想ふ可しだ。

跡部は自己組下の與力、同心に、大鹽の與黨あるを見て、頗る危惧の念を懷き、又た坂本鉦之助等の來援しても、其中に大鹽一味の者あらんことを慮り、遂ひに袖人足を遣して、天神橋を切落さしめた。

【五九】大鹽と坂本

兩人交際

此の騒動に際して、殆んど殊勳者とも云ふ可き、玉造與力坂本鉦之助の所記は、最も馮據とするに足る。坂本は大鹽と親友と云ふ程でなかつたが、其の交際は、決して一通りではなかつた。その事は既記の通りだ。(參照 三〇) 乃ち其の關係の尋常でなかつたことは、天保元年 大鹽が辭職後、坂本に答へたる書中に、

任仰 拙作 相認さし上 候間 御一覽可被下 候。右は此度（尾州宗家訪問）
 之新製に御座 候。且歸坂後も俗客の來訪に者、殆ど困り、一向隱居之風體
 に無之に付、決と存付、和州邊之山へ入、讀書可仕、左候は、自ら風塵
 を眞に避可申と有 候。則今十六日より出宅、山へ參申 候。最早俗態
 は相厭申 候。御推察可被下 候。來陽にても一寸歸坂仕 候は、御知
 らせ可申上 候間 御出被下 候は、講論可仕と相樂 申 候。

〔天保元年十一月十六日附〕

大鹽蜂起
 本當時の坂

とあるを見ても判知る。
 大鹽蜂起の當日坂本は、自宅裏の稽古場にて、大筒の丁打をするとして、火藥の
 調合をして居り、門人や仲間の者も、參合してゐた。云ふ迄もなく坂本は狹野
 流砲術家であつた。然るに五つ時過頃（午後八時過）三つ半鐘を聞き、城内町家
 の火事と心付、月番なれば早速玉造門へ出勤の支度をして、門前に出でたるに、
 「天満は大變にて、大鹽様へ火矢を打込で、焼立候」と云うて、小者が走り過

大鹽と坂本
 信實人とな

ぎつ、語つた。然も坂本は固より其の同僚も、大鹽自身が一揆の發頭人であら
 うとは信じなかつた。
 大御番所へ參居 候間 追々平月番本多爲助、山寺三之助、小島鶴之丞も
 出勤にて、扱爲助申は、唯今出掛に、岡翁助に 承り候へば、大鹽平八郎火
 矢炮煉を放ち、焼立亂妨之由、翁助申すにより、外は知らず、大鹽に於て左様
 の事致すべき人物には無之と及返答一候と語るに付、貞（坂本）も唯今出掛
 に、日雇小差の申事を聞て、合點の行ぬ事と思 候。若しや左様の騒動なら
 ば、察する處、此米高の時節柄にて、惡徒ども困窮に逼り、打こわしにても
 致すか、又百姓一揆にて、其中に、平八郎在役中に、何ぞ遺恨にても含た
 るもの有て、一揆共平八郎宅を打こわしに懸りたるを、平八郎も塾生杯澤山
 有故、夫を防戦して、騒動に及びし事か。左すればかねて規定の通り、與力
 一統、御門へ總出の心得無之てはなる間敷、若其達有之節、他行杯ありて
 は不念になり 候間、平月番兩人直に一統へ總出の心懸申觸置て可然

上屋敷より坂本呼

と申談○(咬菜誌記)
此の如く坂本も、本多も、大鹽は寧ろ被害者と考へてゐた。

無_レ程貞を上屋敷より呼に参り、天満與力大鹽平八郎大筒を放、放火亂坊の體に候間、同心支配役一人、同心三十人、外に平與力兩人、何れも鐵砲を持、東町奉行所警固に罷越、鐵砲を以打拂可_レ申旨、畑佐秋之助(遠藤但馬守用人)を以て、御達にて、同心支配役(坂本も其の一人)は貞に参れとも、又同役中とも名指も無_レ之、平與力も誰と申名指も無_レ之事故、差詰貞の遁れぬ所と存せば、拙者可_レ罷越と申述候處、秋之助申は、夫は別而御苦勞千萬に存すると云々○(同上)

坂本東奉行所警固に赴く

斯くて坂本は東町奉行所の警固に赴きたるに、

東役所の庭にて、防禦の手當を爲し居たる時、山城守(跡部)被_レ申候は、唯今天神橋を切落して袖を遣したりと語られたる時、貞が了簡には、はて合點の行ぬ指圖を致されるもの哉。此御役所へ攻來を待て、かく防禦の拵をする

跡部の疑

所に、天神橋を切落し、此所へ來らぬ様にするは、何故やらんと得心の参らぬ故、意不束の返辭を致たり○(同上)

此れは跡部が、單に其の組下なる東組の與力、同心を信せざるのみならず、亦た坂本等も、大鹽に一味せずやと疑うた爲めであつた。

其子細は遙跡にて、遠藤殿御申には、最初の所は、鉦之助も、大鹽一味の中に於ては無_レ之哉、其外玉造組與力、同心の中には、彼一味の者も無_レ心元と、町奉行所にては、疑念ありたりと、御語りにて、其時初て合點致し、成程左様に有_レ之筈と心付たる也○(同上)

坂本の遺憾

然も坂本は、跡部の此舉を、頗る遺憾に思つてゐた。

此方は橋の南の町家蔭に潜み伏して待請、橋を八九歩渡りたる所を、俄に打捕なば、橋は長し、見通はよし、橋の上故、左右へ逃散ることは出來ず。多分此所にて被_レ捕、平八郎も打得べきものを、左すれば船場上町は、一軒も燒かずに済むことにて、市民の難儀を救ふことも多分也し大事の功を仕損じた

り〇〔同上〕

此れも一理と云はねばならぬ。

〔六〇〕 兩勢の衝突

跡部容易
出馬せ

東奉行跡部山城守は、天神橋を切落し、只だ大鹽勢の來襲を遮るばかりにて、自から進んで之を鎮定するの措置を取らず、只だ庭前に出で、火事場の模様を眺めて居た。斯くて大砲の音は、頻りに聞え、火は次第に西手へ廻り、川崎の東照宮へ延燃せんとするらしかつた。此に於て玉造與力の同心支配坂本鉞之助、平與力本多爲助は、兩度までも其の出馬を勧めたが、彼は更らに動く氣色もなかつた。然も西町奉行堀伊賀守が、東役所へ來り、城代土井大炊頭から、出馬の命令を傳へたから、今は是非なく、玉造組を隨へ場所に向ひ、京橋組は

堀出馬

玉造組與
力の出陣

居残ることとなつた。然るに堀は城代の命を傳へた後、跡部に先つて東役所を出で、門前に京橋組の並居るを見て、御手前達は京橋組にや、是より場所へ參る程に、拙者の先へ立ちて參らるべしと云ひ、同心支配廣瀬治左衛門は、其旨を領し、先頭に立ち、島町筋を西へ、御祓筋の邊まで進んだ。宛も此時大鹽勢は、高麗橋を東へ渡る時で、白旗様のものが見えた。堀は砲撃を命じた。然も堀の馬は、砲聲に驚いて跳廻り、堀は落馬した。同心共は之を見て、大將敵に撃たれたりと思ひ、即時に散亂し、堀も餘儀なく御祓筋の會所に入りて休息し。治左衛門は京橋口へ退き、同役馬場佐十郎に委曲を話し、相ひ伴うて東役所の長屋前に到り、茫然として立つてゐた。〔咬榮秘記〕

扱も玉造口平與力蒲生熊次郎は、跡部の懇望に任せ、馬を馳せ玉造口へ取つて還し、それ〴〵の手筋を経て、柴田勘兵衛、石川彦兵衛、脇勝太郎、米倉倅次郎の四平與力其撰に當り、柴田、石川は各自百目玉筒一挺づつ、脇、米倉は兩人にて三十目玉筒一挺を携へ、東役所へ來た。遠藤但馬守は、彼等に著込は如

坂本勢の
出陣

何と尋ねたが、彼等は、大筒の玉先には、著込は何の役にも立たぬ、場所へ出でたる以上は、一死を分とすると勇ましく答へたが、然も彼等は遂ひに一發だも放つ機會を得なかつた。

今や跡部に屬する玉造口の援隊は、與力七名、同心三十二名となつた。斯くて跡部は漸く玄關前に見えた。坂本は拙者同心を連れて先頭に參るべく、去り乍ら道筋不案内に付き、案内を立られたしとの希望を容れ、跡部の纏を先頭に押立て、案内の士が一人ついた。

内骨屋町筋から、内平野町を西へ向つて進んだ時、大鹽勢は平野橋の東詰に居り、跡部の纏を目當に、木砲を放つた。本多爲助や、同心山崎彌四郎は、應戦せんと坂本を促したが、坂本は暫らく其の模様を見るに、烟の中より木砲の集口が明かに見えたから、それと云つて打出すと、最早大鹽勢の姿は見えず、其場には人夫様の者、一人斃れてゐた。敵は平野橋を退いたが、坂本等は黒烟に沮まれて進み得ず、引還して松屋筋を南へ向ひ、跡部の本部を駈抜け、思案橋

兩勢衝突

を渡つて瓦屋町を西へ進んだ。此の小衝突の爲めに、先頭にある可き玉造同心が、後隊なる跡部勢と混淆し、跡部勢も隊伍を亂し、跡部も亦た堀同様落馬したと云ふ話が、甲子夜話に見えてゐる。(幸田著、大鹽平八郎)

大鹽勢は平野橋の東詰にて砲撃に會ひ、一黨離散して百餘人となり、先鋒の庄司義左衛門は負傷し、平野橋を西へ渡り、南へ折れて淡路町を西下し、奉行勢並行に進んだが、少し早かつたらしい。坂本等は八百屋町筋にては、敵の蔭をも見ず、堺筋にて漸く之を認め、烈しく鐵砲を打出し、大鹽方からも大砲三發ばかり放つた。玉造組では坂本、本多、及び同心山崎彌四郎、糟谷助藏等だ。

坂本は一發打つと、西側の紙屋の戸口にあつた紙荷を小楯にとり、丸込を仕ながら敵の大砲方を目指してゐると、東側の用水桶の蔭から、坂本を狙つてゐる者がある。此れは下辻村の獵師金助とて、大鹽恩顧の者で、本多は二度まで坂本に聲を掛けたが通じない、金助が丸は坂本の陣笠に中つた。本多が金助を打つた玉は外れた。坂本は敵の大砲方梅田源左衛門を斃した。

大鹽勢離
散

雙方互に
砲撃

を渡つて瓦屋町を西へ進んだ。此の小衝突の爲めに、先頭にある可き玉造同心が、後隊なる跡部勢と混淆し、跡部勢も隊伍を亂し、跡部も亦た堀同様落馬したと云ふ話が、甲子夜話に見えてゐる。(幸田著、大鹽平八郎)

大鹽勢は平野橋の東詰にて砲撃に會ひ、一黨離散して百餘人となり、先鋒の庄司義左衛門は負傷し、平野橋を西へ渡り、南へ折れて淡路町を西下し、奉行勢並行に進んだが、少し早かつたらしい。坂本等は八百屋町筋にては、敵の蔭をも見ず、堺筋にて漸く之を認め、烈しく鐵砲を打出し、大鹽方からも大砲三發ばかり放つた。玉造組では坂本、本多、及び同心山崎彌四郎、糟谷助藏等だ。

坂本は一發打つと、西側の紙屋の戸口にあつた紙荷を小楯にとり、丸込を仕ながら敵の大砲方を目指してゐると、東側の用水桶の蔭から、坂本を狙つてゐる者がある。此れは下辻村の獵師金助とて、大鹽恩顧の者で、本多は二度まで坂本に聲を掛けたが通じない、金助が丸は坂本の陣笠に中つた。本多が金助を打つた玉は外れた。坂本は敵の大砲方梅田源左衛門を斃した。

貞が打留たる梅田源左衛門は、西の端にある百目玉筒等の車臺に取付、少づゝ西筋の方へ引かけ居るを、貞は西側紙屋の戸口より、初はよく見へてありしが、玉込する隙にや、町家が邪魔になつて覗ひが出来ぬ故、西側を駆進みて、梅田の體のよく見える所迄駆出し、直に居敷で打取たり。其節梅田と顔を見合せたるが、源左衛門は、夫迄貞が覗ひ寄る事を、更に存せず、始て顔を見合せて、實に驚き入たる顔色にて、俄に致方もなかりしや、何の所作も出ぬ内に、即時に打倒したり。……改め見れば、黒羽二重の紋付に、八丈島の下著を著し、皆紅裏の小袖にて、おちよはから音をして、(衣物の裾が絡らむ)黒羅紗の羽織を著し、股引もせず、萌黄真田のたすきを掛て、是は跡にて聞候、徒黨のもの、相印として、巾廣き萌黄真田のたすきを悉掛たりとぞ。素足に草鞋をして、大小も相應の拵の様にありたり。……彼は彦根の藩より出でたるもの、よし、歳は廿四五才にて、餘程丈夫なる大兵也。(政変秘記)

兎に角此にて奉行勢の士氣を、一段と鼓舞したものであつたらう。

【六一】 兩勢衝突の結果

淡路町の衝突にて、大鹽勢は引き上げた。路傍には百目玉筒三挺、車臺附、巢口四寸許の木砲二挺、内一挺は車臺附、長持二棹、具足櫃二荷、火薬入草葛籠十餘個、鎗三四本、小筒三挺、太鼓一箇、旗二本遺棄してあつた。その中には平八郎の持鎗もあつたとて、跡部は大満足であつた。此時同心高橋彌兵衛は、逃後れて近傍の町家に隠れたる安田圖書を生捕つた。

堀は内平野町で、大鹽勢と接觸した後、跡部と出會し。兩手に分れて、大鹽勢を挾撃す可く相談し。跡部の馬廻にゐた脇勝太郎、米倉倬次郎、石川彦兵衛三人、堀の先手となりて、本町橋附近迄押し往つたが、主將の堀は半町位づつ後に引下り、最初は二十餘人も附添うたる鐵砲同心も、瓦町堺筋邊にては、僅に十三四人となり、其上始終後れ勝であつた。

されば脇勝太郎は、幾度か催促しても、其の甲斐なきを怒り、高聲に罵り辱し

めたが、誰一人返事をなすものも無い。そこで堀に向ひ、暴徒の後を追ふのみでは、何の詮もない、寧ろ人數を兩手に分け、東西より挾撃したしと云うたが、人數小勢に付き、そは見合せよとの返答にて。其内北の辻にて、鐵砲の音を聞いたから、急に駈付けたる道すがら、途中に遺ちてゐたる鎗二本、粗末の大小一腰を分捕し、淡路町へ來て、兩町奉行一手となり、西へ向つたが、最早大鹽勢は一人もゐない。

兩町奉行の歸還

此に於て本町橋東詰にて兩町奉行袂を分ち、米倉、石川は、堀の望に任せ、西町奉行に赴き、跡部は御城入をなし、坂本鉦之助、本多爲助、柴田勘兵衛、蒲生熊次郎、脇勝太郎、並に同心一統は、番場にて跡部に分れ、東奉行所に歸つて休息した。

雙方死傷

大山鳴動、鼠一疋と云ふが、大鹽騒動も、其の騒ぎは仰山であつたが、單に二回の小衝突にて、潰散した。町奉行側では、一人の負傷者さへも無つた。大鹽方では討死は梅田源左衛門(參照 六〇)一人、其他二人の人足様の者に過ぎな

烏合の大鹽勢

つた。跡部の屈書には出火に付變死十五人、其中刀疵、鐵砲疵の者六人とあるも、暴徒に與して戦死したものは見えない。

奉行側の不始末

大鹽勢と云ふは、二十餘人に過ぎず。その他は強迫、若しくは彌次馬の徒にして、所謂の烏合の衆であつたれば、固より奉行側の砲撃に對して、踏み休へ可き筈はなかつた。併しそれよりも意外であつたのは、奉行側の不始末であつた。大鹽の蜂起は、六月十九日の拂曉からで、午前八時頃には火の手が擧つた。然るに跡部が出馬したのは、午後二時頃であつた。如何に彼が臆病であつたかは、左記にて分明だ。

拙者共兩人(本多爲助、坂本鉦之助) 申合 候は、昨年甲州一揆の節(參照 二三三) 勤番は、城中のみ引籠り、おめくと城下を焼拂はせ 候段、是迄は嘲りながら、今實地に臨み候へば、彌張屋敷内に引籠り、市中放火を眺め居り候しは、餘り言甲斐なき事と憤激いたし、又々山州(跡部山城守)前へ罷出、出馬の事を勧め候得共、山州餘程隠し 候様子にて、元氣も無レ之に付、申述

候は、東照宮御社最早危く相見え申候。右御社の儀は、平常御神體遷座の節さへ、御奉行衆御持前に相成居候處、かくの如き大變にてさへ、御出馬も無之、御焼失を御見物被成候ては、乍憚御家にも拘はり可申旨申述候得ば、山州も其節始めて心を取直し候様子にて、然らば出馬可致との事に相成云々。(浪華殿撰記)

又た曰く、

武家□□に怠る

纏持は眞先へ進み候役割故、誰あつて持候者無之、折角持たせ候へば、何時の間にか遁去り候様にて、致方無之折柄、□□詰合居候故、大小を爲帶、纏を渡候得ば、此者は無分別の者共ゆゑ、一向懼るゝ氣色もなくかつぎ、眞先に進み候に、今其跡へ引續き人數一同、山州も出馬に相成候處、其時は最早時刻も八つ時過ぎ(午後二時過ぎ)に有之候につき。武家の奉口、□□にもおとり候ていたらく、且早朝より小田原評定のみに時を送り、かくの如く遅刻いたし候次第、萬端の様子、是等にて御推察可被下候。(同上)

中全くの夢

此にて萬事が推察せらるゝ。且又百目筒や、三百目筒を持ち出し、持ち廻はり、一發も放たず、然も火繩筒さへも、靦を定めず、空を撃ち、屋根瓦を打ち碎くなどとの體たらく。乃ち梅田源左衛門を斃したる坂本鉞之助さへも、偕此の道筋杯も、一向に覺えず、賊徒と戦しも、何町にてありしや、西を向てやら、北を向てやら、夫さへろくろくに覺えず。畢竟申さば夢中同様といふものなり。(咬菜秘記)と自白したる程であれば、其他は固より類推するに餘りありだ。

【六二】幕吏の狼狽

徒黨二十餘人

大鹽の一黨は、其の所謂徒黨なる者は、僅かに二十餘人に過ぎなかつた。然

近畿諸大名出兵

るに騷動は實に仰山となり、大阪兩奉行は云ふも更らなり、其の城代よりして、大阪守備の任に當りたる諸番は勿論、遂に近畿の兵を動かすに至つた。大鹽勢は淡路町にて潰散し、未だ目ぼしき幹部株の者は、一人も捕縛が出来ない。幕府の諸在番の士を先として、各藩藏屋敷の者共迄催促に應じて、町奉行所其他要所々々の警護を勤め、近隣の諸大名は、何れも催促に應じて、其兵を繰り出した。

城内守備

城代土井大炊頭は、正午と、暮六つ時とに、二回本丸内を巡視した。目付中川半左衛門、犬塚太郎左衛門は、交々城内を巡視し、又た屢々城外に出で、刻々の報告を、城代に與へた。大手門の守備には、城代の手の者、之に當り、土俵を築き、其上に大砲二門を据ゑ、別に二門を豫備とし、門前には柵を結び、竹束を並べ、番頭物頭は、門内に控へ、足輕百人は、具足を著け、銃を携へて門の西手、北手に屯した。尼崎城主松平遠江守忠榮の一番手は、門の南手西向に陣した。

口々守備

京橋口は、定番米倉丹後守未だ著任しなかつたから、山里丸加番土井能登守、假に其衆を率ゐ、守備の砲数は、大手門と同じく、門外には岸和田藩主岡部内膳正長和の一番手、及び高槻城主永井飛騨守直興の兵があつた。玉造口には遠藤但馬守、柵を結び、鐵砲を並べ、青屋口には加番米津伊勢守、雁木阪には加番小笠原信濃守馬印を立て、中小屋加番井伊右京亮は、遊軍として青屋口に屯し、大番頭菅沼織部正、北條遠江守は本丸に居た。諸勢何れも具足を著け、拔身の鎧、火繩の鐵砲を携へ、篝火をたき、其勢凄まじかつた。斯くて尼崎、岸和田の二番手、郡山、淀の兵も追々と繰り出し來つた。

尼崎岸和田の兵

尼崎の一番手は、家老用人目付より、足輕仲間に至る迄、三百三十餘人、二番手も、略ぼ同數であつた。別に大砲隊あり、夜九つ時に尼崎を發し、一番手同様、大手へ詰め、後京橋口に移り、更らに跡部山城守の依頼にて、守口、吹田へ赴いた。岸和田の一番手は、物頭大目付以下二百餘人、二番手は四百餘人、之は天王寺へ屯した。

郡山藩兵

郡山の一番手、二番手、三番手、合して七百餘人は、大阪から距離遠きため、廿日午後、一番手、二番手は大手に進み、三番手は玉造口に屯するととなつた。又た番場から玉造に陣を移した高槻藩の兵と、京橋口の淀藩の兵とは、其數分明でない。堺町奉行曲淵甲斐守は、十九日早朝他の用事もて、大阪に來つたが、此の事件の爲め、その儘城中に滞在した。而して配下の與力、同心等が堺から駆け付けたから、之を率ゐて西町奉行の役宅へ入つた。伏見奉行加納遠江守は、東町奉行の役宅に入つた。

武備廢弛

此の騒動にて、如何に泰平の時節、武備が廢弛してゐたか、證據立てられた。大阪に於ける、諸藩藏屋敷の役人なども、催告に應じて、出兵に取り掛つたが、備付の鐵砲は錆びて用に立たず、又た鐵砲は有つても彈藥はなく。然も之を買入んとすれば、十九日夜、火藥販賣一切禁止の命下り、今は詮方なく、唯だ彈藥を持たず、鐵砲のみを携へたものさへあつた。斯くて十九、二十兩日は、混雜の際に過ぎ去り、二十一日よりして、各藩何れも兵を收むるに至つた。

京都所司代の狼狽

此際特に氣の毒なのは、幕吏の狼狽であつた。彼等は日となく夜となく、洶々として自ら安せず。風説に驚されて、空ら騒ぎをした。特に滑稽の極は、二月二十三日、京都所司代松平伊豆守が、大鹽の殘黨丹波に隠ると聞き、龜岡、淀、郡山の三藩、及び京都町奉行梶野土佐守に出兵を命じた事だ。而して二十六日に至り、江戸から郡山、姫路、尼崎、篠山、岸和田五藩に出兵を命じた。此れは遠方にて通信機關が、不充分であつたと云へば、申譯もあるが、京都所司代の所作は、何たる態たらくであらう。

林大學物語

江戸に於ける大鹽亂の評判

二月廿四日林大學頭方に参り、とひ計ることのありて夕かた迄居たりしに、大學頭申せしは、大坂町與力の隠居大鹽平八郎謀反いたせし由、彼地の町奉行跡部山城守よりして内々御勘定奉行矢部駿河守方へ申参りたり。是は山城守同心平山助次郎義、平八郎巧候趣山城守に同十七日申聞候に付、同人も覺悟いたし、其段駿河守え申越候旨にて、同人より大學頭え物語候由也。平八郎は玉陽明派の學者にて謀叛の念などあるべくもおもはれず。よしあればとて狂人の事故何程の事かあるべきな

江戸城中
評判

露船緯太
侵來の例

ど申候て其口は歸りぬ。同廿六日登城せしに、同日御城へ大坂よりの飛脚到來いたし、大鹽平八郎宅より出火いたし、大筒火矢等を以て燒立候に付、取調方夫々手配有之候旨申參り候由にて御老中方も退出、七ツ半時過に相成、其節駿河守物語に、早大坂は落城し、堀伊賀守は京都へ逃參り、跡部山城守は百日筒に當り、首徵應に碎候由事々數物語、大造の事に候得共、某存ぜしは平八郎者浪人もにて其上白晝に自燒いたし取懸候にて、最早大事之難成事は明也。當時昇平之御時故人武事不鍛練、大造に申立候事不足信候間、恐懼の御取計有之、國體に拘候ては以之外之由等内々水野越前守殿へ申せし旨ありしに、彼人も心附も候はゞ必可申上二旨等、具に被三仰聞たり。是は文化のはじめ魯西亞の賊船カラフトにて亂妨の節今にも東海より上陸いたし、陸奥迄切取候様に都下のもは申せし故實に至て、纒の事にて彼平家の人々島の羽音に驚きたるためしもあれば、決して治世肉食の人のみだりなること申せしを受可からざること也。内々決し居人々の驚きたる様、取沙汰之様子等、笑ひおもひしに、果て其後の注進にて二十人餘りのもの共騒立、飢民共大勢引連出候得共、跡部山城守に出合忽に敗亡せしよし分り候也。(川路聖謨著遊藝園隨筆)

【六三】 大鹽勢の行衛

大鹽勢の
逃去

一
行人數

船中に隠
る

扱も大鹽勢は、淡路町の衝突にて、砲撃せられ、今は到底敵し難きを見て、一同に解散を命じ、何れも鎧々退去したが、其の重立たる面々は、元と來た路に引返す半町計にして、傍の民家に入り、裏扉を破つて平野町へ出で、避難者に混じて、東横堀から天神橋の東なる入軒屋へ出た。時正さに午後四時頃。一行は大鹽父子、瀬田濟之助、渡邊良左衛門、庄司義左衛門、白井孝右衛門、橋本忠兵衛、柏岡源右衛門、西村利三郎、茨田郡次、高橋九右衛門、杉山三平、及び瀬田濟之助若黨周次、作兵衛の十四人であつた。彼等は河岸に繋いだる小舟を見出し、それに飛び乗り、船頭無宿直吉を脅し、中流に出で、着込、鎧等を水中に投じ、天満附近を上下してゐた。大阪では火事の際、船にて荷物を運ぶ故、川中を彷徨しても、誰も怪しむものはない。直吉は屢々上陸し呉れよと逼るから、大鹽は高橋九右衛門に命じ、金二兩を與へ

更に上陸

機死を決す

しめ、舟中にてそれ／＼相談をした。大鹽は曰く、拙者は火中に入りて自殺する覚悟だ。忠兵衛殿には、迷惑ながら此旨をゆう(羨)みね(格之助妻)に話し、兩人に自殺を勧められたしと。斯くて忠兵衛は作兵衛と共に上陸した。斯くて濟之助は若黨周次に暇を遣はし、六つ時頃より同人並に源右衛門、利三郎、郡次、九右衛門、追々に立ち去り、大鹽以下残る者は、一同東横堀の新築地から上陸し、往來の人影なき所に集りて、行先を相談した。

大鹽は飽迄自殺を言ひ張つたが、良左衛門、濟之助等言葉盡して、之を諫め、されば遠國に落ち延ぶべしと漸く納得し、四つ橋まで來り、斯様の姿では、見咎めらるる虞ありとて、各腰にしたる刀を、水中に投込み、脇差計りとなり、行先の心當もなく、下寺町まで來た。此時大鹽は孝右衛門、三平に向ひ、逆も落延びること覺束なければ、我等父子、濟之助は火中に入りて、焼死すべし。兩人は百姓の身、如何様にもして、身を保てと、三平に金五兩を渡して相ひ別れた。此に於て十四人の一行中、残るは大鹽父子、濟之助、良左衛門、義左衛門、

火中に入る能はず

濟之助等の死體

大鹽父子逃避徑路

の五人となつた。

斯くて寺町筋を北或は西の方角に歩み、火事場に接近したが、一同火中に飛び込む機會もなく、彼是立廻りゐる内義左衛門は、四人と相逸うた。

(幸田著、大鹽平八郎)

以上は評定所の吟味書や、町奉行所に於ける申口で分明であるが、その後の次第は、聊か不明だ。兎も角も瀬田濟之助の縊死體は、廿二日河内高安郡恩知村の百姓に、同村山中に於て見出された。渡邊良左衛門の切腹したる體は、河内國志紀郡田井中村に於て發見せられた。

彼等徒黨の面々の行衛、若しくは收縛の事情等は、縷述する必要はないが、茲に記す可き一事は、大鹽父子の始末だ。彼等は渡邊良左衛門と相ひ伴ひ、河内より大和に赴く途中に於て、渡邊の疲勞歩行に堪へぬから、同人は途中にて切腹し。大鹽父子は、大和に入つたが、とても其の方面に、安全地帯の見出し難きを認め、道を轉じて河内に立戻り、二月廿四日の夜、漸く大阪油掛町美吉屋

美吉屋に
隠る

五郎兵衛方に著した。
 五郎兵衛は、手拭地の仕入職にて、其家は鞆下通二丁目紀伊國橋を東へ入つた所の南側で、東から二軒目に當る。妻、娘、孫、外に下男五人、下女一人、十人暮した。彼は久しく大鹽邸に出入し、勝手向の世話をした者である。故に大鹽は其の縁故を頼つて、此處に其の隠匿所を求めたのだ。元來大鹽は多年の經驗にて、此筋の事は巧者であるから、高飛びすれば、却て足が付き、寧ろ大阪の真中こそ、偵吏の目を免かる、便宜があるかと考へたものであらう。兎に角一個月餘、彼等父子が、此處に在つたことを見れば、大鹽の思惑も、先づ中つたものと云はねばならぬ。

第十二章 大鹽事件の終局

【六四】 美吉屋五郎兵衛夫妻の申立 (一)

大鹽
の次第

抑も大鹽父子は、如何にして、美吉屋五郎兵衛方に隠匿したる乎。そは同人夫妻の申立が、最も詳細に之を語りてゐる。

油掛町

美吉屋五郎兵衛
 西六十二歳
 同人妻 つね
 西五十歳

右兩人申口

美吉屋申
立本文

一、私共儀御組與力大鹽格之助、並同人養父隱居大鹽平八郎を取隠置候
 第十二章 六四 美吉屋五郎兵衛夫妻の申立 (一)

付被召捕、右始末御吟味御座候。

此段私共並娘かつ、孫かく、下男五人、下女一人、都合十人相暮、手拭地仕入職渡世いたし、前書格之助方は、平八郎時代より、年來立入、勝手向世話をもいたし罷在、當二月十九日、右兩人其外之もの徒黨いたし、當表所々放火亂妨および、市中致騷動、私共最寄は、右之火災に逢不申候得共、同様驚怖いたし罷在候處、其後平八郎父子、其外之もの逃去候付、夫々人相書を以、嚴敷御尋之御觸渡有之、右に付心得方等之儀、其筋より相達致ニ承知居候。

以上は大鹽隱匿以前の事。

夜中大鹽來る

折柄同二月廿四日夜、平日之通私共は勝手の方、其餘家内之ものは、臺所又は二階等に打臥罷在候處、同夜五時過、表之戸を叩候者有之候付、私共目覺候、誰に候哉と相尋候處、五郎兵衛兼而知る人、備前島町河内屋八五郎使之由申聞候付、五郎兵衛起出、戸を明候處、鼠色木綿

大鹽の物語り

以上は大鹽父子が、夜中尋ね來つた事。

合羽を着、脇差を帶候體之者、兩人這入、一應之挨拶も不致、其儘足早に奥之聞え罷通候付、不審に付、五郎兵衛跡より附添參、右兩人に及面會候處、平八郎に付、絶言語候處。平八郎申聞候は、近年諸國大火又は地震、洪水等、度々之天災有之、其上去秋以來別而米價高直に而、飢餓之者不尠哉に及承候儀に而、右は御政道筋不レ正故之儀と、世を憂候心難堪候付、窮民を救遣候大義を企、御城始兩御奉行諸御組屋敷並市中焼拂、富家之町人共貯置候金銀、諸家御藏屋敷有之米等奪取、窮民共え致配當遣、猶他國えも同様押掛、所詮之處、御政道筋之儀、平八郎思之儘に取行度念慮を以、手始に當表所々放火及亂妨候半途、淡路町堺筋におゐて、御捕之御人數に出會、先鋒被ニ打破、荷擔之者、追々致離散、難敵對一相成候付、武器其外雜物共、其所に捨置、平八郎父子は、同御組與力瀬田濟之助、同御組同心渡邊良左衛

離散狀況

良左捨身

加減の筆

門、庄司義左衛門、其外之者一同、京橋四丁目八軒屋邊迄延、同所濱先繫船え打乗、大川筋天神橋邊へ漕寄相忍居候内、身分之儀致相談一候得共、何れも存寄區々にて一決不致候付、猶又延可申と致上陸一候後、夫々立別、平八郎父子は、良左衛門一人召連、和州路え立越候途中、妻を替不申候ては、追々御捕之御人數に被見答一可申と、三人申合、剃髮之上、僧體に相成、晝夜無差別一足に任、間道を歩行居候内、良左衛門相勞候體にて、歩行不抄取一候付、逆も平八郎父子之先途を見届候儀無一覺束一相見候付、捨身之儀申勸、同人得心之上、河州之内、村名不存、野田え連行、平八郎帶居候脇差を以、良左衛門を及二被害一候上、自滅之體に取繕置。夫より父子申合、道を急、一旦和州路へ入込候得共、是又御手當嚴敷様子に見受候付、猶又道を替、河州路え立戻、所々山手を潜、漸忍參候事之由相咄。

以上の事實は、大體に於て、信馮す可きものであらう。されど或る部分は、五

其の例證

郎兵衛の、自個の便宜の爲めに、申立たたこともあるべく、而して更らにより多き部分は、此の申立を書き取りたる幕吏の筆加減もある可し。例せば大鹽が其の門人渡邊良左衛門を、足弱の爲めに殺害に及びたりとの一件の如きは、如何に我身の安全を保つが、專一の場合でも、大鹽程のものが、斯迄利己的、主我的とは思はれない。良左衛門の死骸の發見は、既記の通りだ。〔參照 六三〕然るにそれは立派に切腹し、且つ頸部に餘程大なる刀痕があつたと云へば、同人が切腹してから、大鹽が介錯したものであらう。されば「捨身之儀申勸」と云ひ、「自滅之體に取繕置」と云ふが如きは、幕吏捏造の誣言ではあるまい乎。假りに大鹽父子が、斯る事をなしたとしても、之を他人に語る可きものではない。然るに五郎兵衛の口から、恰も大鹽父子から其の物語を聞いたが如く、申立てしめたのは、彌よ以て信馮し難きものがある。

五郎兵衛
口加減

【六五】美吉屋五郎兵衛夫妻の申立 (二)

以下記する所は、幕吏の筆加減よりも、寧ろ五郎兵衛夫妻の口加減に氣を付けねばなるまい。

當分五郎兵衛方に取隠吳候様申之候付、案外に存、殊最前御觸波之趣も有之、旁及斷候得共不聞入、不承知に候はゞ、居室え火を掛、家内不殘可ニ燒殺旨、言葉荒に申聞、平八郎帯居候、脇差え手を掛、可ニ拔放勢に相見、其上同人生得短慮剛氣者之儀に付、此上如何様之異議可生も難計と怖敷存、其場を遁候心得を以、無ニ是非承知之趣に請込、奥之間裏手、納戸之小間え父子共爲忍、仕切之襖を堅、切、家内之もの不心付、様取計置、右の次第つね内密相咄、娘かつ始其餘のものえも、口外は勿論、右之者共相悟不申様、心を配可申旨申聞候付、つねも同様怖敷存候而已ならず、夫之申付難背と心得、其意に隨罷在候得共、右父子

右信馬の
價値

大立
立去ら

え及二面會一候儀無之、食事等之儀も、是又家内之者不心付、私共食事之内を除置、平八郎父子居所え、五郎兵衛竊に持參相與候儀に有之。右は何處迄が事實乎、何處迄が小説乎、其の分界が明白でない。されど斯る場合に、死人に口無し、生者自から其罪を輕からしめんが爲めに、勝手の申譯をなすは、決して怪しむ可きでなく、又た決して珍らしき事でもない。

其後一兩日相立候ても立去不申候付、日數を重爲忍置候儀、別而致心配、早々立退之儀、五郎兵衛より頻而申聞候處、平八郎憤、行先之儀、勘辨も有之候得共、未時節不來候間、今暫爲忍可申、無左候はゞ、一同燒殺可申旨、再三申威候付、猶々恐怖之餘、右様之逆賊を一且取隠遣候上は、今更難通儀と決心いたし候得共、私共同居に差置候而は、自然家内之もの心付候儀も難計存量、幸居宅奥座敷西手裏續に離座敷有之、右場所は表裏之戸、堅固に而、居室と庭を隔、境目に手厚之板塀を掛仕切、小狭切戸之通口を附有之、右庭敷西手入口も同様、補

離座食事の儀

理有之、第一用心宜、平日家内のものも不罷越、明家同然之儀に付、右場所爲、忍置候はゞ、容易に心付候者も有之間敷と、夫婦相談の上、其以來平入郎父子を離座敷に差置、食事向之儀は、日々家内の飯米を、五郎兵衛計、渡候序に、手元に有之紙袋え詰入、鹽香之物等を添、白米之儘、右離座敷え持參、炭火を以、自身に焚立候様申聞、炭又は茶瓶、風呂敷等も、是又竊に右場所え差置、右品不殘給切候はゞ、切戸を叩可致相圖、其節又々入替可遣旨申示置、其以後右手筥之通取計、平入郎父子を相育置、折を見合、右之者共、内存之底意をも相尋候得共、深存寄有之とのみ申、更に不、打明、剩右座敷廻り戸障子も外し、數多穴を突明、其所へ蒲團の綿を取出、引裂候上詰込、燒草にいたし候趣を以、平入郎著座之傍積重有之候付、強而立去之儀申聞候はゞ、右戸障子え火を掛、居室は勿論、近邊をも焼拂候も難計と取扱方致二心配罷在候處、被三召捕、御吟味請、前書之始末相願、恐入致後悔候儀にて、私共儀平入郎企に荷擔い

美吉屋

たし候儀は勿論、金銀等受候慾心に迷、爲忍置候儀にて曾而無二御座候。右之次第は家内之もの始、所役人等え、深押包罷在候儀に御座候事。

五郎兵衛の身

以上所記にて、大鹽潜匿の模様が、自から分明だ。但だ斯く口書には申立たるも、美吉屋五郎兵衛は、随分献身的に、大鹽父子の爲めに骨を折つたものであらう。固より同人に取りては當惑は當惑だが、然も大鹽に對して、同情する所がなければ、とても斯くまで彼を潜匿せしむることは能はない譯だ。

【六六】 大鹽父子の最後

發覺の次第

大鹽父子隱匿の顛末は、既記の通りだ。(參照六四、六五)却說其の發覺及び自殺の次第は奈何。それには當時の町總年寄である今井克復の所説がある。

土井氏平

唯だ大鹽父子は、どうしても、其の行衛が分らぬ。各藩、近在は云ふも更らなり、池や、井戸を改め、深山へも人を入れたが、薩張り分らぬ。或は薩摩へ落ちたとか、北國に行いたとか、種々の風聞があつたが、三月二十六日に至りて、漸く其の在家が判明した。

其の手續は、當時大坂城代土井大炊頭は、下總古河の城主であるが、大坂近在の平野に、一萬五千石の飛地がある。此處には土井の陣屋があつた。而して土井大炊頭が、大坂城代となつた際は、平野で一切の會計を引受け、其所の七名家と云ふ者共にて、其の賄を致してゐた。

然るに平野から美吉屋五郎兵衛方へ、一人の下女が奉公してゐたが、三月の出代りに歸家しての話に、美吉屋で炊く飯が、家内の割合に多く、これを毎日神様に備へるとて、主人が持つて行く、不思議の事である。それが傳はりて、村中寄合の節、話頭に上つた。それを七名家中の末吉平左衛門と、中瀬九郎兵衛とが聞き付け、平野の土井家陣屋へ報告した。

美吉屋下女の話

陣屋の申

陣屋から直ちに土井大炊頭へ申し出でた。豫ねて大坂城代には、東西の町興力から、一人宛出入する者があり、用向あれば、其の家來から達するとなつてゐる。當時は西町奉行堀伊賀守組奥力の内山彦次郎が、出入者の一人であつたから、彼を呼出して、尋ねたところ。町奉行の方でも、美吉屋は、從前から大鹽へ出入の者であつたから、大鹽搜索の手掛りの爲め、他参留を申付けてあることが分つた。他参留とは、事件進行中の足留のことだ。それで直ちに美吉屋五郎兵衛を竊かに呼出し、下女の言に據て、糺問したれば、乍ら白狀した。五郎兵衛は、再三斷つた様子であつたが、大鹽は種々彼を脅迫し、我は切支丹を行ふから、注進でもする様な事があれば、必らず知ると云ふことで、五郎兵衛も、從前からの義理もあれば、斷切れず、匿つて置いたので、それが現はれたのは、三月廿六日の事である。此の如く町奉行の方では知れず、却て城代の方から前述の手續で知れた。却説夫から捕縛の手續を定め、土井家からも、捕手を出すととなつた、而し

五郎兵衛白狀

捕縛に向

て内山彦次郎が、主となりて、二十六日の夜、其の近邊を圍む手配りをした。當時若し火を掛くる様な事があつてはとの用心に、私共（今井克復）は豫ねて町火消を委任されてゐたから、堀伊賀守から、密かに私どもに同僚三人、今井官之助、私は其頃官之助と申した比田小傳次、永瀬七三郎を招き、其の内意を承り、二十六日の夜、美吉屋宅の近傍に、消防の道具を持ち寄り待つてゐた。二十七日の朝、内山彦次郎が、先立つて、土井家の人数、其他捕方同心手先の者共、凡そ五十人程、美吉屋へ向ふたり。直ぐ踏み込んで、捕ゆれば捕へられぬではなかつたが、狭き六ヶしき路次で、奥は中二階の六疊敷位の所で、五郎兵衛妻に案内をさせ行くところが、二人と並んで這入れぬから、其戸を叩き、五郎兵衛妻から、捕手の來たことを報じたや否や、大鹽は其の居所の戸を明け、彦次郎と向ひ合つた。すると短刀を投げつけたが中らなかつた。夫れから直ぐに兩戸を締めた。其際大勢押入ふとする所、豫ねて用意して有つたものと見へ、何だか機械仕掛の様に、直ぐと火が出て、寄り附けない。

入屋新に押

父子發火自殺

屍骸所置

其時私共は、出張してゐる手先の者、數人消防に取り掛つた。火は家内に満ちて、暫く手間取つたが、漸くそれを消し止めて、上に焼け抜けた丈けであつたから、下の方には焼木が折重つてゐた所を、段々取除けて見ると、焼木の縦横になつてゐる下に、兩人共居りて、刀で喉を貫き、平八郎は俯伏しになつてゐた。格之助は胸を貫れてゐた。刀もなく、自殺の體ではなく、平八郎にでも殺されたかと思はれた。其の死骸を、消防頭の吉兵衛と云ふ者が取り出して、私共の面前に持ち出したから、大勢立會て改めたが、其の死骸を、牢役所へ送る可く、五郎兵衛の向なる三宅なる醫者に、私が赴き、駕籠二挺出させ、それにて送り届けた。死骸は首が脹れ上り、肩と一樣になり、頭の無い人かと思はれ、宛も蛙の様であつた。上に引揚げて見た時には、眼も引いて面體は鮮かに分つてゐた。彦次郎は、大鹽と同僚であつたから、其の投出した脇差には、見覺へがあつた。格之助は、反つ齒であつたが、その死骸は齒をむき出してゐた。（史蹟會誌記載）

以上當時其場に立ち合ひたる一人、今井克復の談話だ。尙ほ此の始末に付ては、他に語る可きものがある。

【六七】大鹽父子を逮捕せんとしたる始末 (一)

時田等報
告書

尙ほ當時大鹽父子逮捕に赴きたる大阪城代土井大炊頭家來、時田肇以下八名の者共よりの報告書がある。之を見れば前掲今井克復(參照 六六)の談話と、相ひ照應して、更らに詳細の模様が判知る。

捕手集合

一 夜四半時(午後十一時)岡野小右衛門、菊地鐵平、芹澤啓次郎、松高經藏、安立續太郎、遠山勇之助、齋藤正五郎、菊地彌六、右八人、追々御目付時田肇方え呼出有之、罷越候處、大鹽平八郎父子、市中え忍居候趣相聞候間、捕方被ニ仰付、委細之儀は、於ニ御中屋敷一可達旨申聞候に付、

平八郎居
所委細申
聞

何も引取用意相調、野服或著流し等、著用仕、追々御中屋敷御殿え相詰申候。

一 時田肇儀は、引纏被ニ仰付、爲ニ召捕罷在候趣申聞候。

一 無レ程時田肇御中屋敷御殿へ相越、平八郎父子居所其外委細之様子認有之候。書付一同へ爲レ見、且父子之者は、相成丈生捕に可レ致御主意に付、其旨相心得候様申聞候に付、小右衛門初一同相談の上、半棒差出吳候様、肇へ申達候處、無レ程出來仕、銘々へ相渡申候。

押入願番

一 小右衛門申聞候は、平八郎父子藏之内え忍居候儀にては、定て入口も狭く、一人宛ならでは被ニ這入一申問敷、左候へば、圖取に致し、順を立置、争ひ無レ之様致候ては、如何可レ有レ之哉之旨申聞候間、何も同意の旨申述候。

先登志願
者

一 猶又小右衛門申聞候は、何れも壯年の身に有レ之候へ共、下拙儀は、五十歳餘にも相成、忤も有レ之身分、且不才にて從來の厚恩可レ奉レ報儀も

無二覺束、幸此度御人撰を以蒙命候儀に付、何卒一番に相進、露命を捨申度心願に有之、此儀聞入吳候様達而申聞候に付、何も心中には小右衛門義、兼て武藝鍛錬之事に候得共、老人を先登爲致、萬一過ち有之ては、奉對上候ても恐入候儀、可相成は、壯年之中より一番に相進度奉存候得共、一人申出候へば、我もくと懇望可仕、且平八郎父子程之者故、十に入九は過ちも有之間敷、其上老人より達て所望仕候儀に付、何も胸中に存意申述も不仕、小右衛門望の通聞請、同人を一番と相定、二番より八番迄圖取に仕候。

以上は二月廿六日夜の事、此からは翌廿七日早朝の事となる。

廿七日朝 捕方相談

一 曉入時過(午前二時半)十郎左衛門(土井家々老鷹見十郎左衛門)方より小右衛門、鐵平、啓次郎三人之者罷越候様、使之者申來即刻罷越候處、西町奉行堀伊賀守様御組與力内山彦次郎相越居り、十郎左衛門申聞候、何も諸士之身分にて、與力之差圖請候儀は無之筋に候得共、捕方等之儀は場所も不

五丁目會 所に至る

馴、地理も不相辨候儀に付、何も得と勘辨いたし、與力申聞候儀を取用ひ、相働候方可然旨申聞候に付、尤之趣申答、即彦次郎えも面會仕候處、同人申聞候は、私並同心三人は先え相成、先え相越、油懸會所にて、得と様子相探り注進可申遣候間、其節相越吳候様申聞候に付、承知の旨申述、又々御殿へ引取、一同へも右之通申聞候處、何も同意にて注進相待罷在候。尤十郎左衛門取計もて、部屋目付鳥巢亥四郎一人、彦次郎へ相添差遣申候。

一 七半時過(午前五時過)鳥巢亥四郎罷歸り、本町五丁目會所迄、唯今相越吳候様に、彦次郎申聞候趣に付、私共九人(八人の外に時田華)即刻右會所へ罷越申候。

一 本町五丁目會所に控居候處、無程同心一人罷越、直様場所へ可相越候間、信濃町會所へ參候様申聞、同心案内にて、即刻右會所へ罷越候處、彦次郎並同心三人相詰罷在候て、彼者四人剃髮致し居候趣

申聞候。

押込相談

此れからが押込の相談だ。

一 彦次郎より、平八郎父子忍居候。美吉屋五郎兵衛居宅之略圖爲見之。一覽候處、土藏内に忍居候儀は無之、隠居所にて御座候。且又彦次郎申聞候は、庭口より相越候方を追手と定め、裏辻へ抜道有之方を搦手と取極め、惣人數二手に引分、追手より相越候同心の内より、五郎兵衛妻と申合、五郎兵衛兼て預ケ之身分に付、家財改として、只今役人罷越候間、暫之内、裏辻より逃去候様平八郎へ爲ニ申述逃去候を、搦手に待合候者、召捕可申手筈に致し候ては如何可有之哉、存意も御座候はば、申述吳候様申聞候に付、鐵平存意には五郎兵衛妻より右の趣爲ニ申聞候ては、召捕之儀と推察致し、自滅可致も難計、前後より直様仕懸候ては如何の旨申述候處、庭並住居、逆も殊の外手狭に有之、働さ難相成旨彦次郎申聞候間、何分場所見知不申儀故、其意に相任せ申候。

搦手にて
召取手段

此の如くして同勢七人宛、追手、搦手双方に相分れた。

追手の方へは、彦次郎、同心一人(二?)、小右衛門、彌六、縫藏、鐵平都合七人罷越。搦手には同心二人、勇之助、横太郎、啓次郎、正五郎、肇と申順に、都合七人引分け、六半時(午前七時)頃五郎兵衛宅へ罷越候。此れからが愈よ打入の場だ。

【六八】 大鹽父子を逮捕せんとしたる始末 (二)

愈よ打込

扱て此れから愈よ踏み込む段取りとなつた。

一 追手の方は、搦手の面々より少々引下り相越、搦手の方相固め候を見請、西組同心案内にて、小右衛門(岡野)彌六(菊地)縫藏(松高)鐵平(菊地)彦次郎(内山)と申順に勝手へ立入候。其節彦次郎(西組奥力)鐵平へ申聞候は、

隠匿所に
押寄す

見世口固吳候様相頼候に付、一人居残り固の所に罷在候處、相手
 兩人の儀に付、是へ罷越候ては手餘り可申哉にも有之、無心元一存居候
 内、岡村桂藏相見へ候に付、此者を相頼、傍に爲控申候。

一 案内の同心、五郎兵衛妻を呼出し、氣分落付候様、背中を撫おろし、
 額に手を當、耳元へ寄り、最初相談の通申含候處、右妻膽を消候體に
 て有之候得共、先に立罷越、何も附參り候處、庭口よりモシ〜と聲掛候
 を聞付、平八郎庭の小路次を明け、召捕の者を見請、直様建寄せ、其後又候
 小路次を明け、平八郎脇差を抜、聲掛ながらさし出し候に付、(原註 是は召捕
 の者を威し候存意に可有之や)同心儀木太刀の先にて、脇差少々打敲候間、何も
 路次口へ押詰候處、又候寄候に付、路次打毀、右口にイみ、言葉争ひ
 いたし。小右衛門より大鹽平八郎とも被言候者、臆病至極の振舞、是に罷
 出繩に掛り候へと申候得ば、只今罷出候旨相答、其後鐵砲打候旨呼り
 候聲相聞へ申候。

言葉争ひ

戸を破り
て入る

一 鐵平儀は、前書入口を固め居候處、家内上を下へと騒動仕、家内子
 供下人等も立退最中、彼者兩人身構致し候儀にも可有之、夫に付て此固
 外し候逆、氣遣ひ有之の間敷と存、小路次の方、縁頼にイ候處、言
 葉争ひ三ヶ度承り、際限も無之儀と、路次口同心の傍え罷越、踏込可
 申哉と申聞候處、同意の趣相答候間、直様小路次を潜り、半棒振上げ、
 正面の戸を打毀候處、右破より火氣燃出候得共、勢ひに任せ、頻に打毀
 申候。尤火薬を相用候哉、合薬の匂ひ仕候様相覺申候。

平八郎自
殺

一 鐵平小路次を潜り候と、同心並小右衛門、彌六、縫藏一度に踏込、
 同様兩戸障子暫時に打破り候處、平八郎儀は、脇差を抜向ひ壁際にイ候
 得共、何分入口火氣強く踏込候儀も難相成、棒にて火を拂除け候内、平
 八郎脇差を以、咽喉を横に突立、右脇差を投付候處、彌六頭の邊より襟袖
 のあたりを摺通り、携居候半棒に當り、少々切込付申候。尤跡にて
 見請候處、頭襟袖手首等へ血灑ぎ有之候。實は格之助未練を起し候を、

格之助死

平八郎脇

平八郎殺候哉に推察仕候。一 格之助儀は、最初自殺致し候儀と相見へ、正面障子の内に、人形ヲ致候場に、衣類體の品掛有之、右傍に戸障子と相見へ、建有之候障子に爲持立掛、右の品々十分火移り罷在候處、戸障子悉く打毀候故、持合無之、庭へ落、右火氣強く、何れも堪兼、我れ先にと小路次外へ立退、最早兩人自殺儀に見届候儀に付、消防第一に可仕趣、誰發言と申儀は不三相知候得共、裏表より手術を盡し消防仕候。

一 縫藏儀脇差を投付候趣、鐵平へ申聞候間、左候へば未庭に可有之と兩人立戻り候處、小路次内四五尺斗向に相見へ候得共、火氣烈敷、立入兼候間、棒にて追々かき寄候處、最初案内の同心罷越申聞候は、同心所持の木太刀には鉤も有之に付、右に引掛取り可申候間、任共意、同心(人)手に取、平八郎脇差に相違無之趣申聞、同人持歸り申候。右脇差は一尺八寸程にも相見へ、柄は茶糸巻縁頭等相覺へ不申候。

搦手の面

消防盡力

一 搦手の面々は、追手の面々よりは少々先に罷出、前書七人の人數二つに仕、逃道を開き、兩側に並び相待罷在候處、少々手間取候に付、内の様子如何可有之哉と、續太郎(安立)勇之助(遠山)正五郎(齊藤)申合、逃道より戸口迄密に罷越相伺候處、何か人聲仕候間、最早逃出し候儀に可有之哉と、又々三人共立戻り聊相待申罷在候内、座敷にて鐵砲打候旨、頻に呼はり候聲相聞へ候間、又候三人の者、戸口へ罷越、透間より見請候處、火燃上り候。火陰に坊主頭ちらちらと相見候に付、扱は火を掛自滅仕候儀に可有之旨、肇(時田)啓次郎(芹澤)並同心へも聲掛、戸打毀掛り候處、兼て用意の儀に有之哉、殊の外手堅く、漸く打破り立入候處、最早火氣盛に相成、父子共自殺の體に付、甚殘念に奉存候。責て死骸にても取出し、後日の證にも可仕と、右三人申合、夫より消防相働罷在候處、内山彦次郎罷越、最早火氣烈敷相成候間、消防人足え相任せ吳候様申聞候得とも、死骸も手元に有之事に付、前文の

所存、勇之助より相答置、先最初死骸に十分水打掛け、夫より追々消留候

内、消防人足相集り、五時過(午前八時過)消。

御威光何も冥加至極難有仕合奉存候事。

右は混雑中之儀にも御座候間、闕漏仕候座も可有御座と奉存候

得共、何も相談仕候上、覺罷在候荒増相記申候。

以上土井家家來の面々の報告書は、彼等に取りて都合よきものに相違なきも、

大體に於て、前掲今井克復談話(参照 六六)と一致してゐる。只だ相手は二人、

此方は十四五人、而して終ひに其場に踏み込み得ず、押問答の際に、遂ひに大

鹽父子をして、自殺するの餘裕を與へたのは、未だ必らずしも彼等の手柄とし

て、誇る可きものではあるまい。

大鹽父子自殺につき安堵觸

口達

聊か手緩
き仕方

去月十九日市中放火亂妨および候大鹽平八郎並同人伴大鹽格之助候、油掛町美吉屋五郎兵衛方に忍
候風聞有之、爲召捕組之者差向候處、兩人共致「自殺」相果、其外徒黨のものども追々召捕、又は
自殺いたし候間、其段令承知、無三掛念普請等もいたし、諸商人共無三危踏二商賣可致候。右之趣三
郷町中不レ洩様可申聞候。

西三月

〔大阪市史〕

第十三章 大鹽事件に對する世評

【六九】大鹽父子の宣告文

宣告本文

大鹽父子は、縲紲の辱を受けずして、自滅した。而して此の父子の亡骸に向て、幕府は如何なる宣告を與へた乎。今其の宣告文なるものを見るに、左の通りだ。

跡部山城 守組與力
大鹽格之助養父

大鹽平八郎

右

大鹽格之助

平八郎行
狀を發く

右の者共儀、平八郎は表に謹嚴之行狀を傍り、文武忠孝之道を講ながら、内

不平の赤
を顯す

實養子格之助え可ニ嫁合ニ約束にて養置攝州般若寺村忠兵衛娘みねと及ニ奸通ニ殊諸人之信用に隨ひ、慢心を生じ、輕き身分不顧、御政道を批判いたし、其上淺はか成儀なれども、不容易ニ謀計を企、師命を稱し、愚昧之門弟等を威伏爲レ致、追而米價高直諸民難澁之折を窺ひ、仁慈を行ふ存方に托し、又は同組與力同心等之氣合を量り、品々奸舌を以、不平之志を募らし、夫々一味連判に引入、猶人氣爲レ靡候ため、所持之書籍、其餘攝州兵庫西出町長太夫等申掠、出金爲レ致買調候書類をも賣拂、一己の慈善に申成、右代金難澁人へ施遣、或は反賊之名聞を厭ひ、諸民を惑亂可爲レ致ため、無思慮一大言をつとり、不輕文意をも認載候檄文、村々え爲ニ拾置、剩名家之末孫杯申觸し、救民計義と偽唱へ、計策を以、奉行を討取、大坂の御城を始め、諸役所並市中をも焼拂、豪家之金銀、窮民え分與へ、一旦同國甲山え可ニ楯籠ニ旨申合、右企露顯之期に至り、逆意に不隨門弟宇津木矩之允を爲レ及ニ殺害、一味加擔之もの共、一同兵具を帶、鎗長刀等携、恐多文字

農民誑惑

書記 候 旗押立、百姓共を申威、多人數徒黨を結、大筒火矢等打放ち、所々放火亂妨および、捕方役人え敵對いたし。格之助儀も右體之企申合、愚民を誑惑いたし、平八郎俱々反賊之所業におよび、捕方人數に被討立、鎧々逃去候後、大坂油掛町五郎兵衛申威、同人方に忍罷在候始末、不レ恐ニ公儀一仕方、重々不届至極に付、兩人とも鹽詰之死骸、引廻之上、於大坂一磔に行ふもの也。

戊戌九月

吟味長引

事件は天保八年二月十九日だ。大鹽の自滅は三月廿七日だ。然るに其の宣告の日附は、天保九年九月である。其間の事件に關する吟味の長引きたること、以て思ひやらるゝ。

去年夏水無月(六月)の末つかたは、都に赴く罪人等御吟味中、大かた残り少に死果ければ、屍諸とも今年菊月(九月)十四日、大坂へ召し來り、同十八日天王寺飛田に於て、御仕置被仰付ける。(天保實錄)

宣告文の愚劣

とある。即ち大鹽父子以下、徒黨十七名の死骸に向て、同時に宣告せられたものだ。此の宣告文程、愚劣なるものは、其類少いであらう。之を一讀すれば、當時幕府に人無きことが分明だ。固より此の宣告文は、當時に於ても、決して識者の満足を來たしたものではなかつた。大鹽の味方でなき者、少くとも大鹽の蜂起を不是としたるものさへも、此れには異存を懷いたものが少くない。乃ち其の中には、矢部定謙やら、坂本鉦之助の如きがある。

事體を辨

大鹽の罪は、天下の法度を壞りたる公罪だ。それを咎め、それを處分するに、誰しも異議を言ふ可きものはあるまい。然もそれは公罪である、之を審判するには、何處迄も、其の範圍に於てせねばならない。然るに其の宣告文に、私行迄も發くとは、何たる事體を辨へない仕方であらう。特に死人に口なし、何人も彼の爲めに辯護する者なきを奇貨とし、風説や、若しくは爲めにするにありと思はる、書付(裏切者吉見九郎右衛門 参照 五二)に據りて、輕々に之を宣告文に明記するが如きは、實に言語道斷の仕方と云はねばならぬ。況んや彼は只だ幕

吏や、豪富等に對して、打撃を加へんとしたるものにして、決して徳川幕府を根本から倒さんと試みたるものではない。然るに彼を謀反人としたるは、實に幕府に取りて、罪案審判の要點を誤りたるものだ。

【七〇】 宣告文に對する批判

矢部定謙の評

矢部定謙は、大鹽に取りては、曾て直接の長官ではなかつたが、長官筋であつた。(大鹽は東組與力、矢部は西町奉行)而して兩者は互ひに相知つてゐた。矢部曰、平八郎叛逆人と雖も駿河守(矢部)が案には、叛逆とは不存候。平八郎は所謂肝癪の甚しき者なり。……彼實に叛逆を謀らんには、いかで、大坂の御城へ籠らざることやあるべき。大坂御手薄の事、門番の事等年來大鹽苦心の事なりとぞ。然るに御城へは不入して、棒火矢を以て焼拂ひたるは何ぞや。

平八郎の肝癪

矢部の建議

某(矢部)嘗て平八郎を招き、共に食を喫せしに、折節金頭と云へる大魚を炙り出せり。時に平八郎憂國の談に及び、忠憤のあまり、怒髪衝冠といふべきありさま故、余種々慰諭しけれども、平八郎ますます憤り、金頭の首より尾までわり／＼啗碎きて食ひたり。……此一事小なりと雖も、平八郎の爲人を知るに足れり。たとへば人過あるとき、再三反覆して之を諫むるは忠といふべし。再三忠告せる上にも、其人不用とて、之を憤り、坐にあり合へる火鉢などを其人の面へ投るは、不敬の至極なり。初には其人を愛するあまりに忠告し、後には其面體へ疵を付けなば、安んぞ其人を愛するにあらん。平八郎も初は忠告すれども用ひられざるを憤り、叛逆に均しき禍亂を企てしは此類なり。されば余勘定奉行たりしとき、此議を主張し、何とぞ叛逆の科を除き、大不敬の罪に處したきものと建議せしが、其議用ひられざるのみならず、某も叛逆人に身を持つやうに、當路にては讒りたりとぞ。

罪案の不

平八郎の罪状を敷へたる中に、子の婦にせんと養ひたる女へ奸通の事あり。某は平八郎の事よく知りたるが、其女は近郷農民の子なり。平八郎は身を持たる者なり、實に子に配せんとならば身を持たる者より約すべきなり。是は全く下女に置きたるを妾になしたるに、何の仔細もなきに似たり。其上假令その事聊か疑ふべき事あるにもせよ、平八郎を拷問し、其罪に伏したるものにもあらず、罪状を責むるもさる事なれども、其人既に自ら焚死黒焼になりたる平八郎へ、如レ此罪状を興ふるは、公裁とはいひ難し。人心の靈、愚夫愚婦までも、今に平八郎様と稱するは、陰に其徳を仰ぐにあらずや。されば駿河守其事を仕置せんに、却て平八郎年來の忠憤はさることながら、憤激の餘り其跡判逆に等しきことを仕出したるは、上をも不長、大不敬といへる事にて、裁判せば、平八郎死せりといへども、甘んじて其罪を受け、又大坂の人心をも壓倒すべしと、窃に扼腕して語れり。(東湖隱筆)

以上矢部の批判は、一々尤と云はねばならぬ。尙ほ大鹽の知友にして、大鹽

坂本の評

合點參らぬ罪案

格之助の恭敬

騷動の際、討手方として殊勳者の一人坂本鉞之助は、左の如く云うてゐる。平八郎の罪状の中に、伴格之助妻を、平八郎密通致し、弓太郎と申格之助の伴は、實は平八郎の子なり。かく人倫の猥濫なる罪も有之趣、罪状に書き出されしが、是は徒黨の中より、訴人に出でたる者の申口にて、何がな師匠平八郎の事を、悪敷申爲さんと申たることにて、必竟は犬の逆吠と申ものなるべし。此一條は、平八郎學文の弟子共の中に、貞(坂本)が存じたる兩三人も、更に左様の事はあるまじくと申ものあり。貞が心中に、是は一向に、合點參らず、罪状に何故ケ様の事迄書載られし事か。大坂市中の者杯、平八郎の事を難有がるもの多き故、其人氣をくじく爲か。……假令實にもせよ、其身一分の科にて、此度の罪科に申さば、枝葉の事なり。書載られずとも然るべく、況や其事實にもあらずば、猶更なり。貞が合點が參らぬと申子細は、格之助といふは、同組西田某が家より大鹽へ養子になりし人にて、通例の人物なり。然る處、貞大鹽へ參り、平八郎へ對面致し、候節、格之助當番の出掛、

大鹽父子の情愛

又は歸宅の砌は、平八郎へ必ず出入を告ぐることなり。其の様子を見るに、如何にも、養父の前にて、殷勤丁寧の様子、信實養父を敬禮の體にて、次の間、敷居の外より謹で出入を告げ……其の恭敬の容體實に感心のとなり。……此大鹽父子の如くあらば、如何に養子なればとて、親の慈愛も日々に厚かるべく、子の孝敬も月々に深かるべく、是全く禮義の能爲す所なりと、其時甚感服せし事なり。扱騷動の時、外に一味の人々とは、大和路邊にて、悉く分散して、平八郎、格之助兩人ひそかに立戻りて、油掛町に潛み居、既に現はれて捕人のかゝりし時も、格之助の自殺を、平八郎手傳、其上疊二疊格之助の死體の上へ建掛けて火を付、平八郎其後自殺のよしなり。平八郎も實に我子なりと慈愛して頼に思へばこそ、此所迄も格之助を離さず。格之助は實に我親なりと恩愛の情あればこそ、此所までも離れず付添たり。此の父子の情に於ては、貞が數年以前に感服せし所に、少も差はず。果して親子の情は厚かりし、肉親の父子も及がたき情合なり。是を以察するに、格之助の

幕府人無し

妻に平八郎が密通して、弓太郎を産せたるを、世間へは矢張格之助の子と稱し置たる扱は、決して無きことにて、若左様の事のあらんには、格之助の内心に、なとて挾まであるべき。かゝる無禮無義の事を、父子の間に、心に挟みたらば、なとてかく父子の情の厚かるべき。子細は更に無き事なり。

〔咬菜記〕

以上坂本の所説は、如何にも常識判断として、尤と思はるゝ。何れにしても大鹽父子に對する宣告文は、幕府に人無さを暴露してゐる。

〔七二〕大鹽の檄文(一)

抑も大鹽平八郎は、何の爲めに一味徒黨を驅り催して、直接行動を敢てしたる乎。その原因若しくは理由に就ては、種々の説がある。されど吾人は誰よりも

大鹽直接行動の原因